

第 8 次立科町障がい者福祉計画  
第 6 期立科町障がい福祉計画  
第 2 期立科町障がい児福祉計画

令和 3 年度～令和 5 年度

令和 3 年 3 月  
立 科 町



## ～だれにもやさしい福祉のまちづくり～

障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、障害者権利条約が国連で採択されて以降、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの法改正が相次いで整備されるなど、障がい者の権利に対する支援が推進されてきました。

また、社会を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展、障がいのある方の高齢化と重度化、また、医療的ケアが必要な子どもの支援など、障がい者福祉に対するニーズも幅広く、また多様化が進んでおります。

こうした中、立科町においては、第5次立科町振興計画の基本目標である「健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり」を基に、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、平成30年度より3か年計画を策定し、障がい者の自立支援や社会参加の推進、障害福祉サービスの充実に取り組んで参りました。

この度、計画期間が満了するにあたり、見直しを行い、令和3年度から令和5年度までの3年間の期間とする「第8次立科町障がい者福祉計画」・「第6期立科町障がい福祉計画」及び「第2期立科町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、町が実施していく障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本目標となります。「誰にも優しく健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくり」を実現するため、すみなれた地域で安心して暮らしていけるような共生社会の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、住民相互で支え合える地域福祉の発展・推進に努めていきたいと考えております。

本計画を実現するには、町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様方の御理解・御協力が必要となりますので、よろしくお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害福祉計画策定懇話会の委員の皆様をはじめ、関係機関及び関係団体の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた、住民の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

立科町長 両角 正芳



# 目次

【 総論 】	1
第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の法的根拠と位置づけ	3
第3節 計画の期間	8
第4節 計画の策定体制	8
第2章 国の動向・成果目標	9
第1節 障がい者（児）支援に関する国の動向	9
第2節 基本指針について	11
第3節 成果目標	13
第3章 立科町における障がい者の現状等	15
第1節 立科町の概要	15
第2節 立科町の人口構造と障がい者の現状	17
第3節 障がい福祉サービス等の取組状況	29
第4節 障がい者等の推計	38
第4章 アンケート調査の実施	40
第1節 アンケート調査の概要	40
第2節 アンケート調査結果の概要	41
第5章 計画の方向性	55
第1節 計画の基本的考え方	55
第2節 基本理念	58
第6章 サービス供給の体制	59
第1節 情報提供・広報啓発、相談事業	59
第2節 保健・医療・福祉サービス	61
第3節 療育・教育サービス	64
第4節 雇用対策、職業訓練	65
第5節 スポーツ・レクリエーション・文化	65
第6節 防犯・防災対策	66
第7節 サービスを支える人の状況	66
【 各論 】	68
第1章 障がい者計画の分野別施策	69
第1節 生活支援	69
第2節 保健・医療	71

第3節	生活環境	72
第4節	雇用・就労、経済的自立の支援	73
第5節	教育・文化芸術活動・スポーツ等	75
第6節	つながり	77
第7節	行政サービス等における配慮	78
第8節	安全・安心	79
第9節	差別の解消、権利擁護の推進	81
<b>第2章</b>	<b>第6期障がい福祉計画</b>	<b>84</b>
第1節	計画の基本的な考え方	84
第2節	令和5年度までの成果目標	85
第3節	障がい福祉サービスの利用状況と見込量	90
第4節	地域生活支援事業	97
第5節	佐久圏域障害者自立支援協議会	102
<b>第3章</b>	<b>第2期障がい児福祉計画</b>	<b>104</b>
第1節	計画の基本的考え方	104
第2節	令和5年度までの成果目標等	108
第3節	障がい児支援サービスの利用状況と見込量	110
<b>第4章</b>	<b>推進体制等</b>	<b>112</b>
第1節	サービス見込量確保のための方策	112
第2節	推進体制	113
	<b>【 資料編 】</b>	<b>115</b>
	立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会設置及び運営要綱	116
	立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会委員名簿	118
	用語の説明	119

# 【 総 論 】





# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### 1 国の動向、国際的視点

我が国の障がい者施策は、昭和56年の「国際障害者年」とこれに続く「国連・障害者の十年」を契機として、平成5年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正、平成7年に「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、平成15年度には「障害者基本計画」を策定してきました。

平成25年度には「新障害者基本計画」を策定しており、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としています。

さらに、令和2年度においては「障害者基本計画（第4次）」の見直し策定を進めているところです。

一方、平成15年度から国の「社会福祉基礎構造改革」の一環として施行された「支援費制度」の導入、さらには平成18年4月から支援費制度による障がい者サービスの急激な利用増加への対応として、「障害者自立支援法」が施行され、抜本的な改革がなされたとともに、各自治体に、障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策を内容とした「障害福祉計画」の策定が定められました。

平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「障害者権利条約」が平成26年1月に批准されたほか、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」等が施行されています。

平成27年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行、平成28年には「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」及び「改正発達障害者支援法」の施行に加えて、「改正総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施にさらに取り組んでいくこととなりました。

平成30年には、改正「障害者総合支援法」「児童福祉法」が施行され、6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

令和元年には、改正「障害者雇用促進法」が施行され、障害者活躍推進計画策定が義務化され、令和2年には、改正「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大されました。

## 2 県の動向

長野県では、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画となる長野県障がい者プラン2018、加えて平成30年度から令和2年度までの3年間の計画となる第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を策定し、「障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人一人が地域社会の一員として『居場所と出番』を見出すことのできる」社会の実現を基本理念として施策を展開してきました。

長野県の障がい者を取り巻く現状と課題や環境の変化を踏まえつつ、引き続き具体的推進の方策、達成すべき障がい者施策の総合的な推進を進めていくため、令和2年度内に新たな計画の見直しを進めています。

## 3 町における動向

立科町では、障がい者自身の社会参加と平等を実現するために、国、県の障がい者施策を踏まえ、障がい者施策の推進を図り、障がい者自ら積極的に自立できるよう支援する障がい者計画を、平成12年3月に策定しました。

その後の制度改正や社会情勢を踏まえ、より総合的に効果の上がる施策とするため、平成15年3月に第2次障がい者計画を策定、さらに平成18年3月、平成21年3月、平成24年3月、平成27年3月、平成30年3月に順次計画を策定し、今回令和3年3月に第8次障がい者計画を策定します。

この計画は、「だれにもやさしい福祉のまちづくり」を基本理念とするものであり、立科町が実施する障がい者施策の目標や、障がい者計画を推進するための基本的方向を示すものです。

## 4 計画策定の趣旨

障がい者を取り巻く状況が大きく変化している中、立科町においても、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。この度「障がい者福祉計画」が令和2年度末で終了することから、国の障がい者施策や近年の動向を踏まえながら、「第8次立科町障がい者福祉計画」を策定します。

今回の計画は、「第8次立科町障がい者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」・「第6期立科町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」及び「第2期立科町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」としての改訂をすることとなります。

「第7次立科町障がい者福祉計画」に引き続き、日常生活や社会生活を送る上で継続的に制限を受ける人（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病・その他の心身の機能の障がい等）が、地域で自立して生活できるよう、医療、教育、雇用、相談、住まい等の充実を図り、総合的な支援体制を整備していきます。

## 第2節 計画の法的根拠と位置づけ

### 1 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の性格、位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中期計画としての「障がい者基本計画（障がい者計画）」、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、3年を1期とした障がい福祉サービス等の確保に関する計画となる「障がい福祉計画」、並びに児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障がい児福祉計画」の各計画の総合的な推進が図られるように、障がい者（児）福祉に関する総合的な計画として策定するものです。

また、本計画は、令和2年度に見直しが進められている国の「障害者基本計画（第4次）」や、「長野県障がい者プラン」「第6期長野県障害福祉計画」等に基づくとともに、「立科町しあわせプラン～第5次立科町振興計画～」及び「まち・ひと・しごと創生 立科町総合戦略」を上位計画とし、「第8期立科町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「立科町子ども子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定するものです。

### 2 「障がい者」の定義

この計画において障がい者の定義については、原則として下記各法制度によるものです。

#### ○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち、18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち、18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

### ○身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

### ○知的障害者福祉法 ※定義についての条項はない。

（知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。（平成12年6月・厚生省「知的障害児（者）基礎調査」における定義）

### ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

### ○児童福祉法

第4条第2項 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

### 3 本計画の対象者

本計画における障がい者（児）とは、以下の障がいをもつ人々の全てが対象となります。

- 身体障がい者（児）
- 知的障がい者（児）
- 精神障がい者（児）（発達障がいを含む）
- 難病等患者（特定疾患対象者）

なお、現在、障がい者と認定されていない人でも、実質的には障がい者に移行する可能性のある人、又は障がい者の予備群と考えられる人もいる点に留意します。

#### （1）身体障害者手帳の区分

障がい区分	障がい区分細分	
視覚	視覚障がい	
聴覚又は平衡機能	聴覚障がい	
	平衡機能障がい	
音声機能・言語機能・そしゃく機能	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	
肢体不自由	上肢	
	下肢	
	体幹	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能
		移動機能
心臓、じん臓もしくは呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能の障がい	心臓機能障がい	
	じん臓機能障がい	
	呼吸器機能障がい	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	
	小腸機能障がい	
	免疫機能障がい	
	肝臓機能障がい	

## (2) 療育手帳の区分

区分	説明
A 1	重度の知的障がい（I Q35 以下）
A 2	中度の知的障がい（I Q36～50）であって、3 級以上の身体障がいを合併している者
B 1	中度の知的障がい（I Q36～50）
B 2	軽度の知的障がい（I Q51～75）

## (3) 精神障害者保健福祉手帳の区分

区分	説明
1 級	精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## (4) 難病等疾病

障害者総合支援法の難病等疾病については、以下のとおりです。

【障害者総合支援法の難病等疾病一覧（令和元年 7 月現在）】

令和元年 7 月 1 日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカレイド症候群	46	カーニー複合
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内前側頭葉てんかん
3	I g A 腎症	48	真菌性大腸炎
4	I g G 4 関連疾患	49	下身体前葉機能低下症
5	悪急性慢性全脳炎	50	家庭性地中海熱
6	アジソン病	51	家族性良性嚙性天疱瘡
7	アッシュー症候群	52	カナバノ病
8	アトピー性腎臓炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	54	歌鳥伝染病
10	アミロイドーシス	55	カラクトース・トリン・アミロイドーシス・アミロイドーシス欠損症
11	アラジール症候群	56	カルニチン 回帰異常症
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性
13	アレキサンダー病	58	肝豆状核変性
14	アンジェルマン症候群	59	腸胃性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ピクスター症候群	60	環状 20 番染色体体壊変
16	イソ吉原菌血症	61	腕部リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症
18	一次性慢性増殖性糸球体腎炎	63	膿皮菌白皮症
19	I p 36 欠失症候群	64	慢性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モット症候群
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜剥離
23	遺伝性肺炎	68	球形嚢性肺萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊髄炎
26	ウィルムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔頭びまん性病変）
28	ウェスト症候群	73	巨大動脈奇形（頸部動脈又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	74	巨大脱臼短小結腸腸管運動不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部頭頸病変）
31	ウルリッヒ病	76	肺萎縮性肺萎縮症
32	HTLV-1 関連神経症	77	筋豆糖原病
33	A T R-X 症候群	78	筋ジストロフィー
34	A D H 分泌異常症	79	クッシング病
35	エーラス・タンロス症候群	80	クリオピリン関連眼熱症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレンネー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	82	クルーゾフ症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症
39	遺伝型ミオチー	84	グタル酸血症 1 型
40	円錐眼	85	グタル酸血症 2 型
41	黄色軟骨化症	86	クローウ・バスター症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病
43	大田原症候群	88	クローンカイト・カナダ症候群
44	オクニバル・ホーン症候群	89	嚢嚢腫瘍型（二相性）急性脳症
45	オスター病	90	乾動性硬化症

令和元年 7 月 1 日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（29 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
91	結節性多発動脈炎	136	シェーグレン症候群
92	血栓性血小板減少性紫斑病	137	色素性乾皮症
93	限局性皮膚異形成	138	自己免疫空腸性ミオパチー
94	原発性胆嚢炎	139	自己免疫性肝炎
95	原発性慢性化膿性腎炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
96	原発性高脂血症	141	自己免疫性溶血性貧血
97	原発性骨軟化症	142	四肢不全
98	原発性胆汁性膵炎	143	シトステロール血症
99	原発性免疫不全症候群	144	シトリン欠損症
100	腸胃腸的動脈炎	145	鼻咽癌
101	腸胃腸的動脈炎	146	脂肪肉腫
102	高 Ig D 症候群	147	若年性特発性関節炎
103	好酸球性消化器疾患	148	若年性肺動脈
104	好酸球性多発性血管炎性肉芽腫	149	シャルコー・マリイ・トウズ病
105	好酸球性膵炎	150	重症筋無力症
106	抗糸球体基底膜腎炎	151	矯正大血管転位症
107	後縦骨化症	152	シュペール症候群関連疾患
108	甲状腺ホルモン不応症	153	シュルツ・ヤンベル症候群
109	抱虫型心筋症	154	徐波睡眠期持続性徐波を示すてんかん性脳症
110	高チロシン血症 1 型	155	神経筋移行異常症
111	高チロシン血症 2 型	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質病変
112	高チロシン血症 3 型	157	神経難産症
113	後天性赤芽球病	158	神経フェリチン症
114	広範骨髄質異常症	159	神経有線血球症
115	膠様軟化角膜ジストロフィー	160	進行性上肢麻痺
116	抗リン脂質抗体症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
117	コクイン症候群	162	進行性白質脳症
118	コステロ症候群	163	進行性白質脳症
119	骨形成不全症	164	進行性ミオクロノステてんかん
120	骨髄異形成症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
121	骨髄腫	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	167	スタージ・ウェーバー症候群
123	5p 欠失症候群	168	スティーブンス・ジョンソン症候群
124	コフィン・シリズ症候群	169	スミス・マクニース症候群
125	コフィン・ローリー症候群	170	スモン
126	混合性結合組織病	171	筋弱 X 症候群
127	聴覚症候群	172	筋弱 X 症候群関連疾患
128	再生不良性貧血	173	成人スチル病
129	サトメガロウイルス角膜炎	174	成長ホルモン分泌亢進症
130	再発性多発動脈炎	175	腎臓空洞症
131	左心低形成症候群	176	稀難小脳変性性（多系統萎縮症を除く。）
132	サルコイドーシス	177	腎臓腫瘍
133	三尖弁閉鎖症	178	腎臓性筋萎縮症
134	三頭筋欠損症	179	セピアアリン還元酵素（SR）欠損症
135	CFC 症候群	180	前脚形成異常

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(361疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病 (3疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (1疾病)
- 障害者総合支援法施行日の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
181	全身性エリテマトーデス	226	運発性内リンパ水腫
182	全身性強皮症 △	227	チャージ症候群
183	先天異常症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
184	先天性横溝核ヘルニア	229	中毒性表皮剥離症
185	先天性板上性球麻痺	230	副腎神経節細胞産産症
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	TSH分泌亢進症
187	先天性魚鱗癬	232	TNF受容体関連週期性症候群
188	先天性筋無力症候群	233	低ホスファターゼ症
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	234	天疱瘡
190	先天性三尖弁狭窄症	235	禿瘻と変形性骨腫症を伴う常染色体劣性白質脳症
191	先天性腎尿管症	236	特発性拡張型心筋症
192	先天性赤血球形成異常性貧血	237	特発性腎臓性肺炎
193	先天性骨髄骨芽症	238	特発性基底石灰化症
194	先天性大脳白質形成不全症	239	特発性血小小板減少性紫斑病
195	先天性静脈狭窄症	240	特発性血性尿 (遺伝性血性尿性薬品によるものに限る。)
196	先天性風疹症候群 ○	241	特発性後天性全身性無汗症
197	先天性副腎低形成症	242	特発性大脳静脈血栓症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	243	特発性多中心性キャッスルマン病
199	先天性ミオパチー	244	特発性門脈圧亢進症
200	先天性無痛無汗症	245	特発性両側性聴覚聴覚
201	先天性尿糖吸収不全	246	突発性難聴 ○
202	前頭側頭葉変性症	247	ドラベ症候群
203	早期オクローニ-症候	248	中核・西村症候群
204	後脳静脈狭窄症	249	那須・ハコラ病
205	線維性陰道炎	250	軟骨形成症
206	線維性陰道炎	251	難治性部分発作重積型急性脳炎
207	ソラス症候群	252	22q11.2欠損症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン病	253	乳幼児肝巨大血管腫
209	第14番染色体欠損性ダイミ-症候群	254	家業サイクル異常症
210	大脳皮質基底核変性症	255	ヌーナン症候群
211	大理石骨病	256	ネイロテラ症候群 (肝腫瘍症候群) / LMX1B関連症
212	ダウン症候群 ○	257	脳腫瘍性難聴
213	高安静脈炎	258	脳脊髄モジデリン沈着症
214	多系統萎縮症	259	難聴性難聴
215	タナトフォリック骨形成症	260	難聴性難聴
216	多発血管炎性肉芽腫症	261	パーキンソン病
217	多発性硬化症/視神経炎	262	パージャ-病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	263	神経節腫瘍症/肺毛細血管腫症
219	多発性囊胞症	264	肺動脈性肺高血圧症
220	多発性骨髄質	265	肺腫瘍症 (自己免疫性又は先天性)
221	タンジール病	266	肺動脈性肺高血圧症
222	単心室症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※
223	弾性線維性軟性皮膚症	268	バッド・キアリ症候群
224	短腸症候群 ○	269	ハンチントン病
225	肥満腎臓症	270	乳発性特発性骨髄腫症 ○

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(361疾病)

- ※ 新たに対象となる疾病 (3疾病)
- △ 表記が変更された疾病 (1疾病)
- 障害者総合支援法施行日の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
271	PCH19関連症候群	316	発作性夜間ハモグロビン尿症
272	非ケトンシス型高グリシニン血症	317	ポリフィリン症
273	肥厚性皮膚骨髄症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
274	非シストロフィー性ミトニー症候群	319	マルファン症候群
275	皮膚下硬腫と白質脳症を伴う常染色体劣性脳動脈瘤症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
276	肥大型心筋症	321	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
277	左肺動脈右肺動脈起症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	323	慢性肺炎 ○
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	324	慢性特発性炎症性腸炎
280	ピッカースタフ脳神経炎	325	ミオクロニ-欠損てんかん
281	非典型型強直性脊髄炎症候群	326	ミオクロニ-脱力発作を伴うてんかん
282	非特異性多発性小腸腸炎	327	ミトコンドリア病
283	皮膚筋炎/多発性筋炎	328	無虹彩症
284	びまん性乳線管炎	329	無痛症候群 ○
285	肥厚性心筋症候群 ○	330	無リポタンパク血症
286	表皮水疱症	331	メーブルシロップ尿症
287	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	332	メチルグルタコン酸血症
288	VATER症候群	333	メチルマロン酸血症
289	ファイファー症候群	334	メボウス症候群
290	ファロー四徴症	335	メンクス病
291	ファンコニ血	336	網膜色素変性症
292	封入体肺炎	337	モヤモヤ病
293	フェニルケトン尿症	338	モット・ウィルソン症候群
294	フォンタン術後症候群 ※ ○	339	乗形性過剰症候群 ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	340	ヤング・シンブソン症候群
296	副甲狀腺機能低下症	341	慢性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
297	副腎白質ジストロフィー	342	遊走性発作発作を伴うてんかん
298	副腎皮質機能不全症	343	4p欠損症候群
299	プラウ症候群	344	ライソソーム病
300	プラダ-ウィリア症候群	345	ラスマッセン脳炎
301	プリオン病	346	ランゲルハンス細胞増殖症 ○
302	プロピオン酸血症	347	ランドウ・クレファ-症候群
303	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	348	リジリン尿性蛋白不耐症
304	閉塞性腸管炎	349	両側性小脳症・外耳道閉鎖症 ○
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	350	両大血管右室起症
306	ペーチェット病	351	リンパ管腫瘍(ゴ-ハム病)
307	ペスレミアオパチー	352	リンパ管腫瘍症
308	ペリリン起因性血小板減少症 ○	353	肺炎球菌 (後天性表皮水疱症を含む。)
309	ヘモクロマトーシス ○	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
310	ペリー症候群	355	レーベル遺伝性神経症
311	ペルーシ角膜辺縁変性症 ○	356	レチンコレステロールアルシトランスフェラーゼ欠損症
312	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	片側巨脳症	358	レット症候群
314	片側性・片頭痛・てんかん症候群	359	レットクス・ガスト-症候群
315	芳香族-L-アミノ酸代謝異常症	360	ロスムン・トムソン症候群
		361	肋骨異常を伴う先天性肋骨症

### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

なお、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
立科町障がい者福祉計画		第7次			第8次		
立科町障がい福祉計画		第5期			第6期		
立科町障がい児福祉計画		第1期			第2期		

### 第4節 計画の策定体制

#### 1 障害者福祉計画策定懇話会の設置

計画策定にあたっては、障がい者団体の代表者、地域団体の代表者、保健福祉関係者、行政関係職員などで構成される高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会を設置し、計画内容について検討します。

#### 2 アンケート調査の実施

障がい者及びその家族の現状を把握し、計画に反映させることを目的とし、令和2年2～3月にアンケート調査を実施しました。



## 第2章 国の動向・成果目標

### 第1節 障がい者（児）支援に関する国の動向

障害者基本法施行から50年、障害者自立支援法施行から14年が経過し、一人一人ニーズが異なる障がい児・者施策はまだまだ発展途上にあり、法制度も随時改正されています。障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、障害者差別解消法の施行や改正障害者総合支援法・改正児童福祉法など、最新の動向に対応する必要があります。

#### 【障がい者（児）に関する国の動向一覧】

年	国		
平成18年	●障害者自立支援法の施行 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施5か年計画
平成19年	●障害者権利条約署名		
平成20年	●児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画
平成23年	●障害者基本法の一部を改正する法律の施行		
平成24年	●障害者虐待防止法の施行		
平成25年	●障害者総合支援法の施行 ●障害者優先調達推進法の施行 ●成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	
平成26年	●障害者権利条約の批准 ●改正精神保健福祉法（平成26年4月施行） ●障害児支援の在り方について報告書（平成26年7月）		
平成27年	●難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		
平成28年	●障害者差別解消法の施行 ●障害者雇用促進法一部改正の施行 ●改正総合支援法・改正児童福祉法（平成28年6月公布） ●改正発達障害者支援法（平成28年8月施行）		
平成29年	●障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備等について（平成29年3月〔厚労省通知〕）		
平成30年	●改正障害者総合支援法・改正児童福祉法（平成30年4月施行）		障害者基本計画（第4次）
令和元年	●改正障害者雇用促進法（令和元年6月施行）		
令和2年	●改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月施行）		

【法律や制度の動向】

項目	内容		
<p>1. 「障害者総合支援法」の施行と改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正</li> <li>● 平成 25 年 4 月には「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行</li> <li>● これに先立つ、いわゆる「整備法」により、<b>障がい児への支援も強化</b></li> <li>● “共生社会の実現”のために、基本理念として“<b>社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去</b>”が明記</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日             </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <b>【趣 旨】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>● 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>● 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <b>【概 要】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者の望む地域生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・ 障がい福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ol> </td> </tr> </table>	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日	<b>【趣 旨】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>● 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>● 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <b>【概 要】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者の望む地域生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・ 障がい福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ol>
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 施行期日：平成 30 年 4 月 1 日			
<b>【趣 旨】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実</li> <li>● 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し</li> <li>● 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充とサービスの質の確保・向上のための環境整備等の実施</li> </ul> <b>【概 要】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者の望む地域生活の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活への円滑な移行支援</li> <li>・ 障がい福祉サービスから介護サービスへの移行支援</li> </ul> </li> <li>(2) 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次障がい児福祉計画の策定</li> </ul> </li> <li>(3) サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ol>			
<p>2. 「障害者基本法」の一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成 23 年 8 月に公布（一部を除き同日施行）</li> <li>● 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する、との目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止など規定</li> </ul>		
<p>3. 「障害者差別解消法」が成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月 1 日から施行</li> <li>● 障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務化</li> </ul>		
<p>4. 「障害者虐待防止法」が成立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされるのを防ぐことを目的として平成 24 年に施行</li> <li>● 国や自治体、障がい者福祉施設で働く者、障がい者を雇用する者は、障がい者虐待の防止等に努める</li> <li>● 障がい者虐待を発見した者には通報を義務化</li> </ul>		

項目	内容
5. 「障害者基本計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画（第4次）」が平成30年3月に策定（平成30～令和4年度まで） （基本理念） 共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援</li> </ul>

## 第2節 基本指針について

第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定に係る基本指針は国から以下の内容が示されています。

基本指針	内容
1. 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。</li> <li>● 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。</li> </ul>
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。</li> <li>● ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取り組みを盛り込む。</li> </ul>
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。</li> <li>● 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。</li> <li>● 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。</li> </ul>
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。</li> </ul>
5 発達障がい等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。</li> <li>● 発達障がいを早期かつ適正に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。</li> </ul>

基本指針	内容
6 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。</li> <li>●児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。</li> <li>●障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。</li> <li>●自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。</li> </ul>
7 障がい者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。</li> </ul>
8 障がい福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組み。</li> </ul>
9 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉人材の確保を図る。</li> </ul>

## 第3節 成果目標

計画策定に向けた国の成果目標は、以下のとおりです。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由にする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者は減少傾向にあります。

一方で、障がい者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障がい福祉サービスの機能の強化や地域生活支援拠点等の整備に係る取組を踏まえ、成果目標を設定します。

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する必要があります。地域生活支援連携体制整備を評価する指数として、県では精神病棟から退院後1年以内の地域での平均生活日数の目標設定や、精神病棟における1年以上長期入院者数の減少を図ることとなっています。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域には、障がい児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障がい福祉計画に基づき整備が進められていますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するために、緊急時に相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

### 4 福祉施設からの一般就労への移行等

平成28年4月に改正法が一部施行された「障害者雇用促進法」では、雇用の場における障がいのある人への差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

障がい者の就労支援の取組については、今後も、雇用の拡大に向けた対策をはじめ、就労についての相談機能を強化していきながら、目標値の達成を目指す必要があります。

令和5年までに、令和元年実績を踏まえた、一般就労への移行を推進していきます。また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難な者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであり、引き続き支援を行います。

## 5 障がい児支援体制の整備等

第4期障がい福祉計画では既に、障がい児支援に関するサービス見込量を掲載しています。

平成29年3月31日に厚生労働省より告示された基本指針において、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、「障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」に努めることとされ、第1期障がい児福祉計画が策定されました。

第2期の計画では、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の確保について、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保することを目標とし取り組みます。

聴覚障がい児を含む難聴児の支援にあたっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保が進められています。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障がい福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けて取組を着実に進めていく観点から、実施体制の確保を進めます。

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組として、

- ・相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の参加を促す仕組み
- ・市町村において、国保連における審査でエラーとなった内容に分析結果等を活用した取組み

など、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築が求められています。

# 第3章 立科町における障がい者の現状等

## 第1節 立科町の概要

### 1 環境

立科町は、長野県の東部北佐久郡の西端に位置し、東は佐久市、北は東御市、西は小県郡長和町、南は茅野市に境を接し、東西 9.9 km、南北 26.4 km と南北に長い町で、周囲は 78.2 km、面積は 66.87k m<sup>2</sup>です。

北部は、稲作を中心としてりんご・野菜・畜産などの農業が盛んであり、また、南部は、蓼科山の北西に女神湖・白樺湖・蓼科牧場を有する高原地で、四季折々の自然の恵みを満喫することができます。

### 2 人口

立科町の総人口は、平成 23 年度末の 7,900 人から令和 2 年度には、7,138 人となり、762 人の減少となっています。

世帯数の推移をみると、平成 23 年の 2,783 世帯から、令和 2 年の 2,827 世帯と 44 世帯の増加となっているものの、1 世帯あたりの人口は、平成 23 年の 2.8 人から令和 2 年の 2.5 人と減少しています。

#### 【人口・世帯数（各年 4 月 1 日現在）】

(単位：人)

区分	世帯数	人口（人）			1 世帯あたりの人口
		総数	男	女	
平成 23 年	2,783 世帯	7,900	3,889	4,011	2.8
平成 26 年	2,817 世帯	7,677	3,782	3,895	2.7
平成 29 年	2,847 世帯	7,504	3,714	3,790	2.6
令和 2 年	2,827 世帯	7,138	3,573	3,565	2.5

資料：住民基本台帳

#### 【人口動態（各年 4 月 1 日現在）】

(単位：人)

区分	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	差引	転入	転出	差引
平成 23 年	47	117	-70	172	231	-59
平成 26 年	38	103	-65	220	227	-7
平成 29 年	43	93	-50	175	200	-25
令和 2 年	21	100	-79	140	226	-86

資料：住民基本台帳

【年齢階層別人口（各年4月1日現在）】

（単位：人）

	平成23年度		平成26年度		平成29年度		令和2年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
年少人口 (0～14歳)	932	11.8%	863	11.2%	774	10.3%	670	9.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	4,656	58.9%	4,372	56.9%	4,189	55.8%	3,890	54.5%
高齢人口 (65歳以上)	2,312	29.3%	2,442	31.8%	2,541	33.9%	2,578	36.1%
合計	7,900	100.0%	7,677	100.0%	7,504	100.0%	7,138	100.0%

資料：住民基本台帳

### 3 産業構造

立科町の産業別就業者人口の推移をみると、15歳以上人口、労働力人口、就業者数は、年々減少しています。

産業別区分でみると、各産業人口は、年々減少傾向にあります。第1次産業人口は、平成17年の1,145人から平成27年には713人と、第2次産業人口、第3次産業人口と比較し大きく減少しています。

失業者数は、平成17年の163人から平成22年には増加したものの、平成27年には130人と減少しています。

【産業別就業人口の推移】

（単位：人）

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	増加率	増加率
	A	B	C	(C-A) / A	(C-B) / B
15歳以上人口	7,128	6,765	6,478	-9.1%	-4.2%
労働力人口	4,922	4,503	4,122	-16.3%	-8.5%
就業者数	4,759	4,303	3,992	-16.1%	-7.2%
第1次産業人口	1,145	968	713	-37.7%	-26.3%
第2次産業人口	1,345	1,093	1,067	-20.7%	-2.4%
第3次産業人口	2,261	2,241	2,208	-2.3%	-1.5%
分類されないもの	8	1	4	-	-
失業者数	163	200	130	-20.2%	-35.0%
不詳	8			-	-

資料：国勢調査

第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造工業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、不動産業、金融・保険業、サービス業、公務



## 第2節 立科町の人口構造と障がい者の現状

### 1 立科町の人口構造

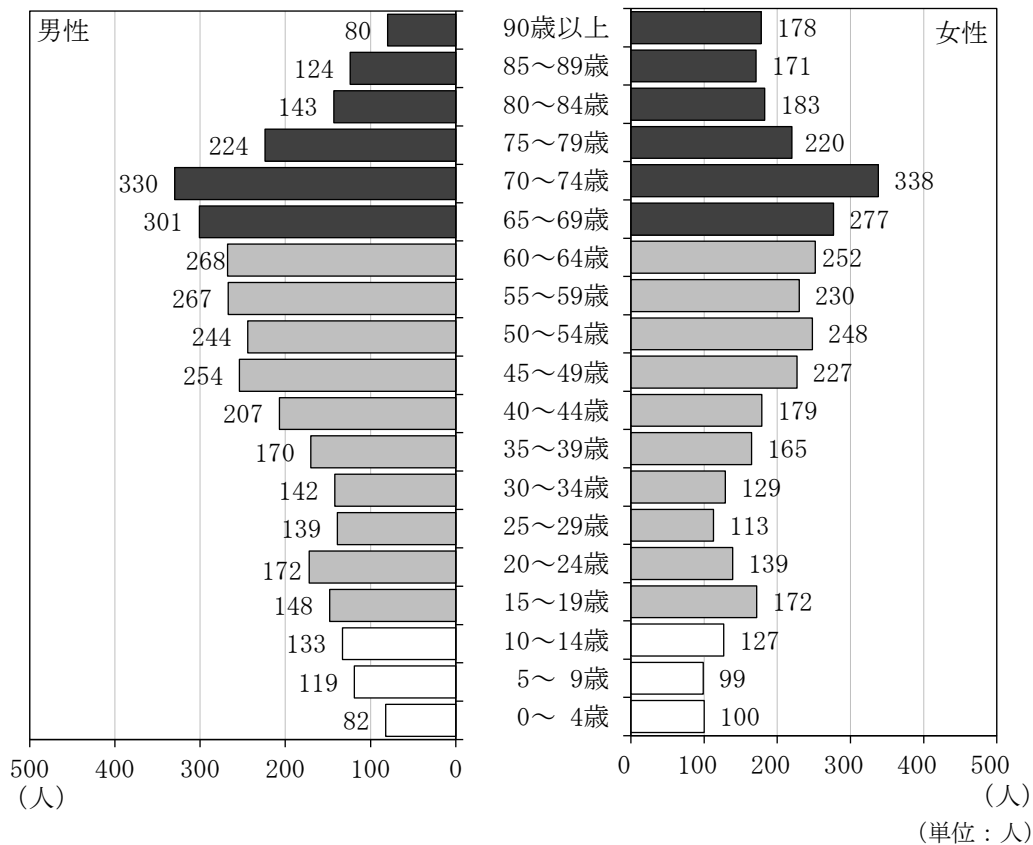
令和2年9月30日現在の本町の総人口は、7,094人（男性：3,547人、女性：3,547人）となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中高年層の人口が多く、男女ともに70～74歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75歳以上人口で女性の752人に比べ、男性は571人と女性の76.0%となっています。

また、若年層の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

■人口ピラミッド（令和2年9月30日現在）



総人口	男性	女性
7,094	3,547	3,547

資料：住民基本台帳

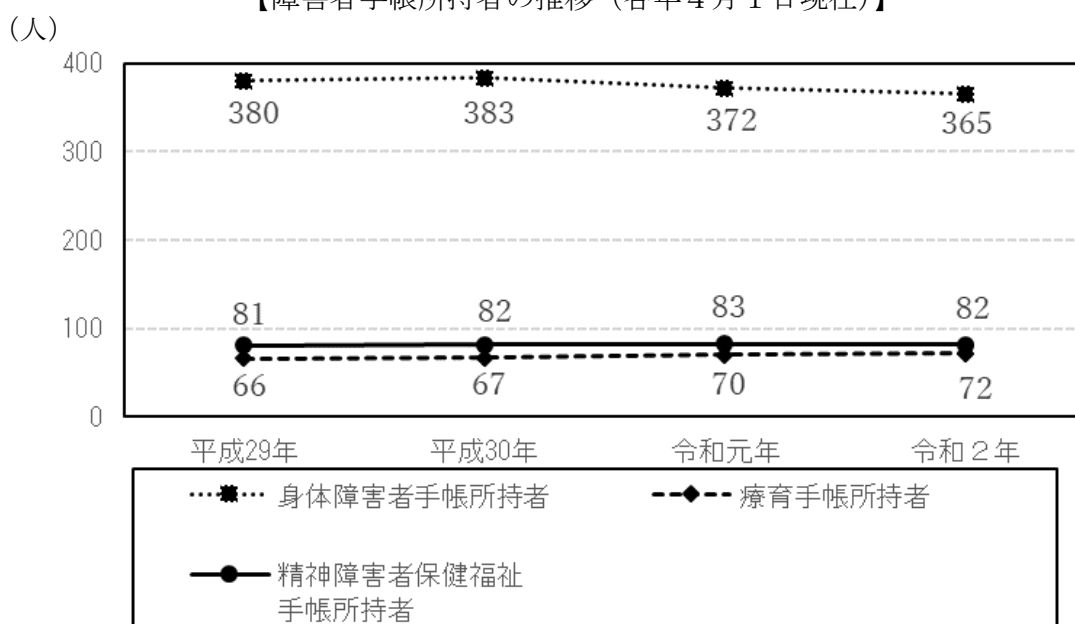
## 2 障害者手帳所持者等の状況

### (1) 障害者手帳所持者の推移

町の障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在で身体障害者手帳所持者が365人、療育手帳所持者が72人、精神障害者保健福祉手帳所持者が82人となっています。

平成29年と比較して、身体障害者手帳所持者は15人（3.9%）減少、療育手帳所持者は6人（9.1%）増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は1人（1.2%）増加となっています。

【障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者	380	383	372	365
療育手帳所持者	66	67	70	72
精神障害者保健福祉手帳所持者	81	82	83	82
合計	527	532	525	519

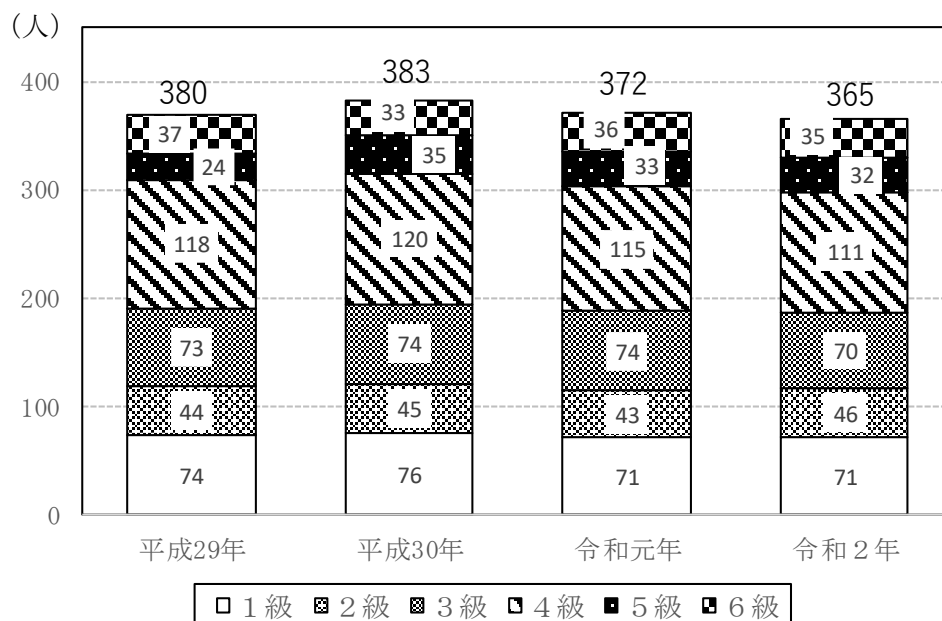
資料：町調べ

## (2) 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の等級別では令和2年4月1日現在で4級が30.4%と多く、次いで1級が19.5%、3級が19.2%となっています。また、平成29年と比較して、1、3、4、6級の等級の方が減少しています。

また、障がい別では、令和2年4月1日現在で肢体不自由が58.1%と多数を占め、次いで内部障がいが26.8%となっています。

【身体障害者手帳所持者の等級別の推移（各年4月1日現在）】

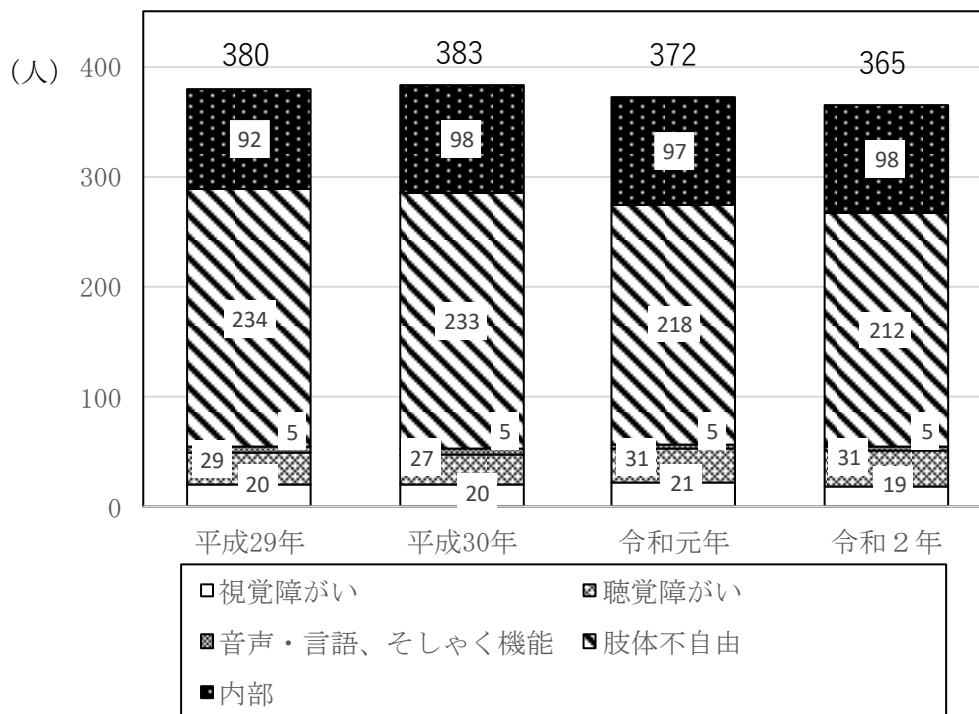


(単位：人)

	平成29年				平成30年				令和元年				令和2年			
	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
1級	1	18	55	74	1	16	59	76	1	15	55	71	1	15	55	71
2級	1	10	33	44	1	11	33	45	1	9	33	43	1	12	33	46
3級	2	19	52	73	1	19	54	74	1	16	57	74	1	16	53	70
4級	1	17	100	118	1	19	100	120	1	15	99	115	1	15	95	111
5級	0	8	26	24	0	9	26	35	0	7	26	33	0	6	26	32
6級	0	7	30	37	0	7	26	33	0	10	26	36	0	8	27	35
合計	5	79	296	380	4	81	298	383	4	72	296	372	4	72	289	365

資料：町調べ

【身体障害者手帳所持者の障がい別の内訳（各年4月1日現在）】



(単位: 人)

	平成 29 年				平成 30 年				令和元年				令和 2 年			
	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
視覚	0	5	15	20	0	6	14	20	0	6	15	21	0	5	14	19
聴覚	0	3	26	29	0	3	24	27	0	5	26	31	0	4	27	31
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語、そしゃく機能	0	4	1	5	0	3	2	5	0	2	3	5	0	2	3	5
肢体不自由	5	51	178	234	4	53	176	233	4	46	168	218	4	47	161	212
内部	0	16	76	92	0	16	82	98	0	13	84	97	0	14	84	98
合計	5	79	296	380	4	81	298	383	4	72	296	372	4	72	289	365

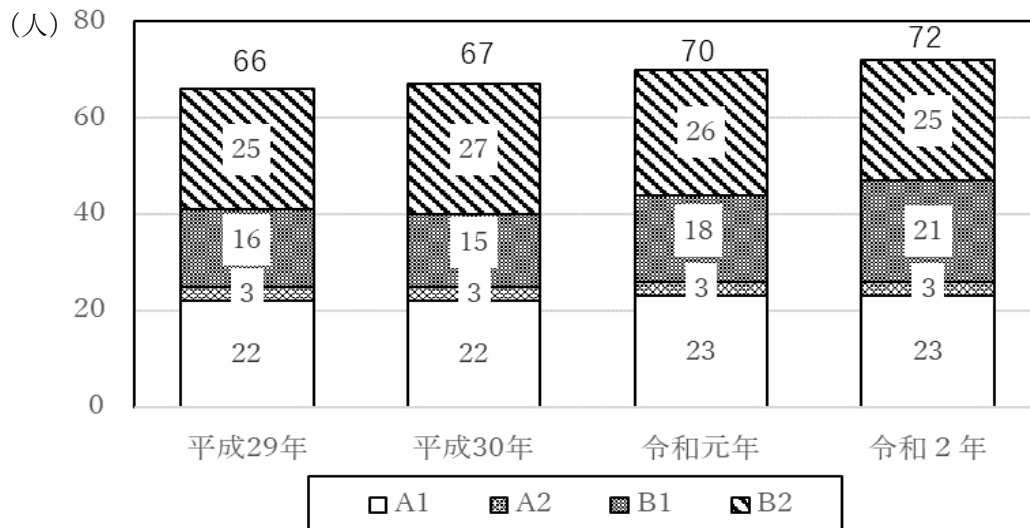
資料：町調べ

### (3) 知的障がい者（児）の状況

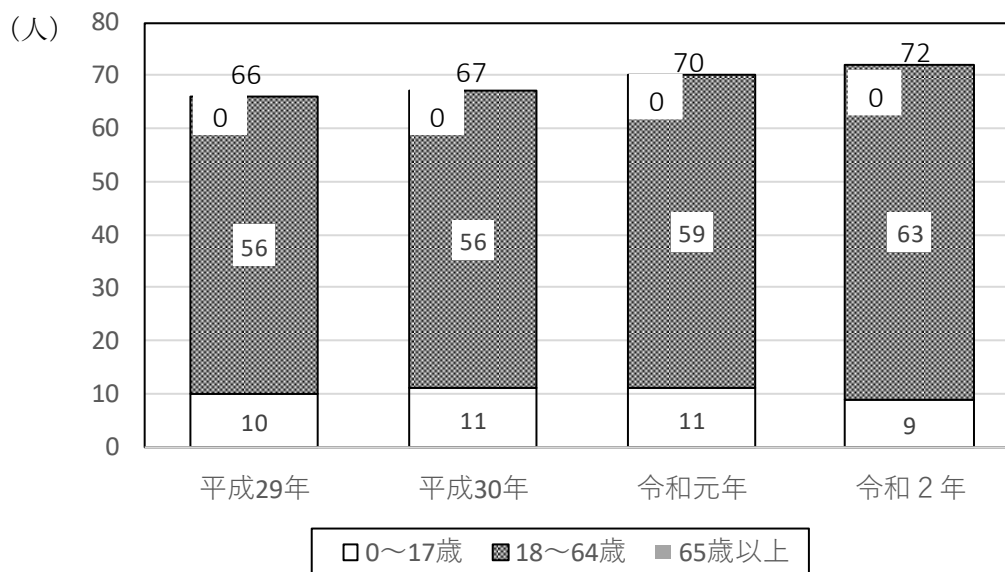
療育手帳所持者の等級別では、令和2年4月1日現在、B2、A1の方が比較的多い状況です。平成29年との比較では、A1の方が1人（4.5%）、B1の方が5人（31.3%）増加しています。

年齢別では、令和2年4月1日現在、18～64歳が87.5%を占めています。

【療育手帳所持者の等級別の推移（各年4月1日現在）】



【療育手帳所持者の年齢別の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

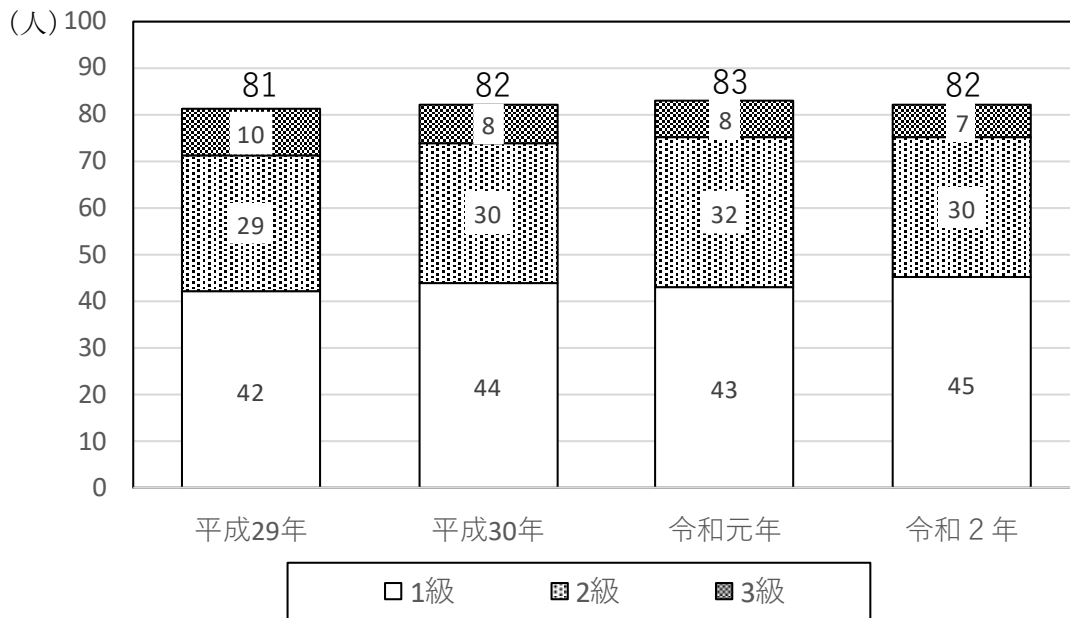
	平成29年				平成30年				令和元年				令和2年			
	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
A1	3	19		22	2	20		22	2	21		23	2	21		23
A2	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3		3
B1	1	15		16	1	14		15	2	16		18	2	19		21
B2	6	19		25	8	19		27	7	19		26	5	20		25
合計	10	56	0	66	11	56	0	67	11	59	0	70	9	63	0	72

資料：町調べ

#### (4) 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、令和2年4月1日現在で1級が最も多く、全体の約半数を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（各年4月1日現在）】



(単位：人)

	平成29年				平成30年				令和元年				令和2年			
	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
1級	0	26	16	42	0	24	20	44	0	26	17	43	1	27	17	45
2級	0	23	6	29	1	23	6	30	1	27	4	32	1	26	3	30
3級	0	10	0	10	0	7	1	8	0	7	1	8	0	6	1	7
合計	0	59	22	81	1	54	27	82	1	60	22	83	2	59	21	82

資料：町調べ

### (5) 障害支援区分の申請状況

障害支援区分の申請状況は、令和元年度末現在、申請数が18人、認定者数が18人と、平成28年度と比較してそれぞれ増加しています。

障害支援区分認定者数は、平成28年度から令和元年度にかけて、区分2、3、6が増加、区分4が減少となっています。

#### 【障害支援区分の申請状況（各年度3月31日現在）】

(単位：人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請数		13	22	19	18
認定者数	非該当	0	0	0	0
	区分1	0	0	0	0
	区分2	2	8	8	4
	区分3	1	4	3	3
	区分4	4	2	4	2
	区分5	3	4	3	3
	区分6	3	4	1	6
	合計	13	22	19	18

資料：町調べ

【各年度の（新規・更新・区分変更）障害支援区分認定者数の内訳（各年度3月31日現在）】

（単位：人）

			障害支援区分認定者数							
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成28年度	身体障害者手帳	18～64歳	0	0	0	0	0	1	2	3
		65歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1
		合計	0	0	0	0	0	2	2	4
	療育手帳	18～64歳	0	0	0	1	2	0	1	4
		65歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1
		合計	0	0	0	1	2	1	1	5
	精神障害者保健福祉手帳	18～64歳	0	0	2	0	2	0	0	4
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	2	0	2	0	0	4
平成29年度	身体障害者手帳	18～64歳	0	0	1	1	0	0	1	3
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	1	1	0	0	1	3
	療育手帳	18～64歳	0	0	1	2	2	2	3	10
		65歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1
		合計	0	0	1	2	2	3	3	11
	精神障害者保健福祉手帳	18～64歳	0	0	5	1	0	1	0	7
		65歳以上	0	0	1	0	0	0	0	1
		合計	0	0	6	1	0	1	0	8
平成30年度	身体障害者手帳	18～64歳	0	0	0	1	1	0	0	2
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	1	1	0	0	2
	療育手帳	18～64歳	0	0	2	1	3	2	1	9
		65歳以上	0	0	1	0	0	0	0	1
		合計	0	0	3	1	3	2	1	10
	精神障害者保健福祉手帳	18～64歳	0	0	4	1	0	1	0	6
		65歳以上	0	0	1	0	0	0	0	1
		合計	0	0	5	1	0	1	0	7
令和元年度	身体障害者手帳	18～64歳	0	0	0	0	0	1	4	5
		65歳以上	0	0	0	0	0	1	0	1
		合計	0	0	0	0	0	2	4	6
	療育手帳	18～64歳	0	0	1	3	0	1	0	5
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	1	1
		合計	0	0	1	3	0	1	1	6
	精神障害者保健福祉手帳	18～64歳	0	0	3	0	2	0	1	6
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	3	0	2	0	1	6

資料：町調べ（※ 各年度の新規・更新等の認定者数。認定者の実数ではありません。）



## (6) 特定疾患医療受給者証申請者数の状況

特定疾患医療受給者証申請者数の状況は、令和元年度末現在、パーキンソン病関連疾患が12人、潰瘍性大腸炎が7人、ウイルス肝炎が11人、その他が37人、合計67人となっており、平成28年度と比較して合計は増加しています。

### 【特定疾患医療受給者証申請者数の推移（各年度3月31日現在）】

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
パーキンソン病関連疾患	11	11	13	12
潰瘍性大腸炎	11	11	8	7
ウイルス肝炎	12	12	7	11
その他	29	43	41	37
合計	63	77	69	67

資料：町調べ

## (7) 自立支援医療費公費負担の申請状況

自立支援医療費公費負担の申請状況は、令和元年度末現在、更生医療が98万7,609円となっており、平成28年度と比較して、更生医療は横ばい、育成医療は減少しています。

### 【自立支援医療費公費負担の申請状況（各年度3月31日現在）】

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
更生医療	942,231	1,152,956	784,907	987,609
育成医療	132,614	397,138	146	0

資料：町調べ

## (8) 事業費総額

事業費の総額は、令和元年度に自立支援給付費が1億6,100万円、地域生活支援事業費が389万円、総額1億6,489万円となっており、平成28年度と比較して、自立支援給付費が4,380万円(37.4%)増加、地域生活支援事業費が13万円(3.5%)増加し、総額では4,393万円(36.3%)増加となっています。

### 【事業費総額】

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援給付費	117,200	139,325	153,319	161,003
地域生活支援事業費	3,764	3,097	3,078	3,894
合計	120,964	142,422	156,397	164,897

資料：町調べ

### 3 通園・通学の状況

#### (1) 特別支援学校

特別支援学校とは、障がい児の発達状態や社会性などを把握した上で、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を取得するための学校です。

特別支援学校に通う児童・生徒数は、令和2年4月1日現在、小学部が3人、中学部が1人、高学部が7人となっています。

#### 【特別支援学校への就学状況（各年4月1日現在）】

(単位：人)

	学 校 名	小学部	中学部	高学部	合計
平成 29 年	長野盲学校	0	0	0	0
	花田養護学校	0	0	0	0
	長野ろう学校	0	0	0	0
	小諸養護学校	1	3	5	9
	上田養護学校	0	0	1	1
	稲荷山養護学校	0	1	0	1
	合 計	1	4	6	11
平成 30 年	長野盲学校	0	0	0	0
	花田養護学校	0	1	0	1
	長野ろう学校	0	0	0	0
	小諸養護学校	1	3	6	10
	上田養護学校	1	1	0	2
	稲荷山養護学校	0	1	0	1
	合 計	2	6	6	14
令和元年	長野盲学校	0	0	0	0
	花田養護学校	0	1	0	1
	長野ろう学校	0	0	0	0
	小諸養護学校	2	3	4	9
	上田養護学校	1	0	1	2
	稲荷山養護学校	0	0	0	0
	合 計	3	4	5	12
令和 2 年	長野盲学校	0	0	0	0
	花田養護学校	0	0	1	1
	長野ろう学校	0	0	0	0
	小諸養護学校	2	1	5	8
	上田養護学校	1	0	1	2
	稲荷山養護学校	0	0	0	0
	合 計	3	1	7	11

資料：町調べ

## (2) 特別支援学級

特別支援学級とは、障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を取得するために小・中学校に設けられた学級です。

特別支援学級に通う児童・生徒数は、令和2年5月1日現在、小学校が27人、中学校が12人となっています。

【特別支援学級在籍状況（各年5月1日現在）】

（単位：人）

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
立科小学校	1年生	5	2	3	2
	2年生	4	4	3	5
	3年生	5	4	6	4
	4年生	5	5	4	7
	5年生	5	4	5	4
	6年生	5	5	4	5
	合計	29	24	25	27
立科中学校	1年生	2	3	5	4
	2年生	3	2	3	5
	3年生	2	2	2	3
	合計	7	7	10	12

## (3) 小学校就学前の教育・療育状況

現在、身近な相談窓口として、町の健診や保健師の訪問が行われており、児童相談所や医療施設・関係機関等の助言等、療育対策が図られています。

保育所事業は教育委員会所管となり、一貫した指導や子育て支援体制が整備され、保育所入園後においては、保育士を加配し、障がい児の保育の充実も図っています。

福祉サービスでは、未就学の障がい児が児童発達支援事業を活用しながら、日常生活における基本的動作や知識技能を取得し、集団生活に適應できるよう指導、訓練を受けています。

## 4 障がい者の雇用・就業状況

### (1) 雇用の方針

障がい者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合が、一定率（法定雇用率<sup>※</sup>）以上になるように義務づけられています。

#### ※法定雇用率：

令和3年3月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、民間企業の対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

なお、雇用率の算定にあたっては、重度身体障がい者及び重度知的障がい者は1人の雇用をもって2人雇用しているものとみなされます。

また、短時間労働者のうち重度身体障がい者及び重度知的障がい者は、それぞれ1人の障がい者を雇用しているものとみなされますが、精神障がい者については一定の条件を満たす場合に1人としてみなされることになっています。

### (2) 雇用の現況

長野県内における令和元年6月1日現在の民間企業の実雇用率は2.17%で、前年比0.03ポイント上昇し、過去最高を更新しました。法定雇用率達成企業の割合は58.1%で、前年比1.6ポイント上昇。地方公共団体の機関では、実雇用率は2.29%で、前年比0.08ポイント上昇となりました。

### 第3節 障がい福祉サービス等の取組状況

平成30年度から令和2年度における、各サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

#### 1 訪問系サービス

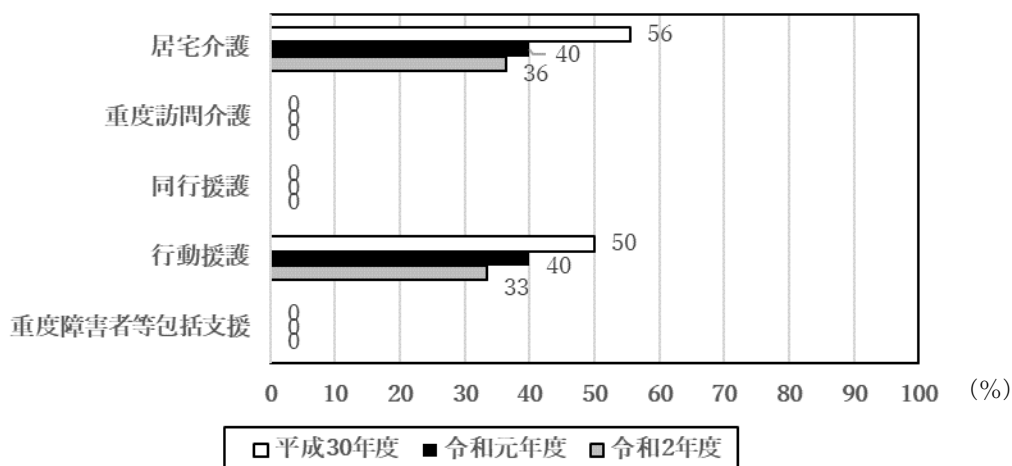
##### (1) 訪問系サービス【障がい者・障がい児の合算】の計画値と実績値

(数値はひと月あたり)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
居宅介護	計画値	時間	86	96	108
		人	9	10	11
	実績値	時間	64	59	35
		人	5	4	4
重度訪問介護	計画値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
同行援護	計画値	時間	4	4	4
		人	1	1	1
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
行動援護	計画値	時間	32	40	48
		人	4	5	6
	実績値	時間	27	28	25
		人	2	2	2
重度障害者等包括支援	計画値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

##### (2) 訪問系サービスの実施率【障がい者・障がい児の合算】



※実施率=実績値/計画値

※基準該当事業所のサービスは含めていません。

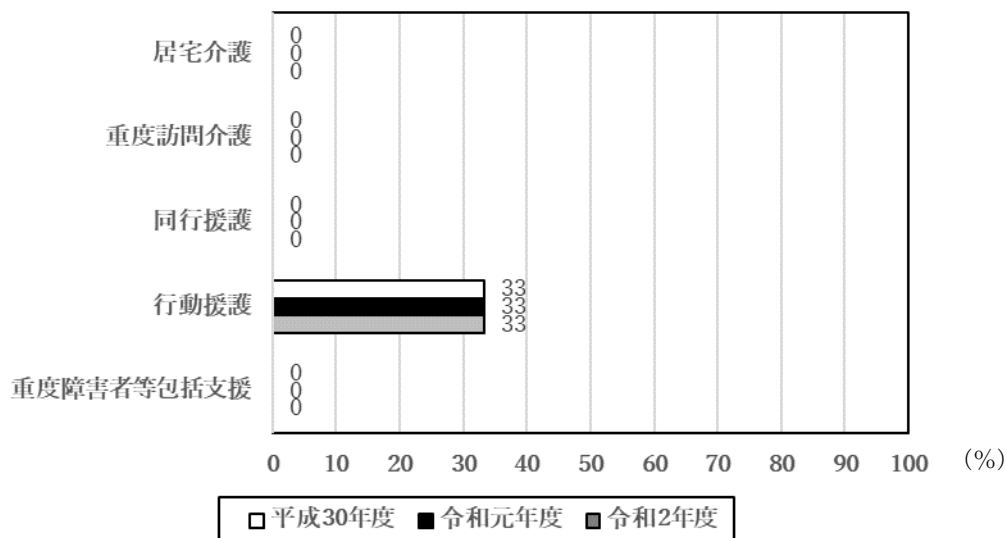
(3) 訪問系サービス【障がい児のみ】の計画値と実績値

(数値はひと月あたり)

サービス種別			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	計画値	時間	8	8	8
		人	1	1	1
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
重度訪問介護	計画値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
同行援護	計画値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
行動援護	計画値	時間	24	24	24
		人	3	3	3
	実績値	時間	19	20	12
		人	1	1	1
重度障害者等包括支援	計画値	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0
		人	0	0	0

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

(4) 訪問系サービスの実施率【障がい児のみ】



※実施率=実績値/計画値

※基準該当事業所のサービスは含めていません。

## 2 日中活動系サービス

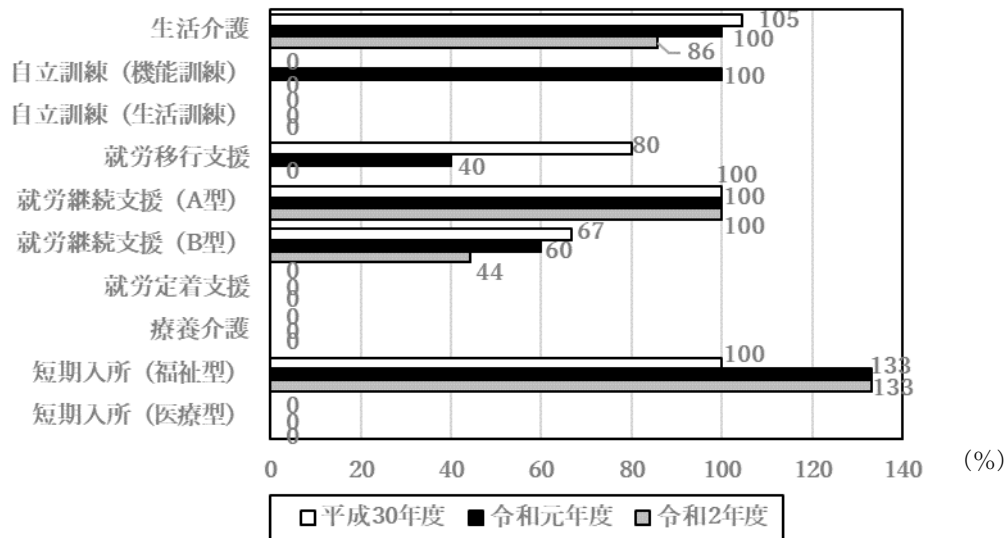
### (1) 日中活動系サービスの計画値と実績値

(数値はひと月あたり)

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
生活介護	計画値	人日	495	563	631
		人	22	25	28
	実績値	人日	449	510	503
		人	23	25	24
自立訓練（機能訓練）	計画値	人日	12	12	12
		人	1	1	1
	実績値	人日	0	3	0
		人	0	1	0
自立訓練（生活訓練）	計画値	人日	15	15	15
		人	1	1	1
	実績値	人日	0	0	0
		人	0	0	0
就労移行支援	計画値	人日	30	30	30
		人	5	5	5
	実績値	人日	57	19	0
		人	4	2	0
就労継続支援（A型）	計画値	人日	22	22	21
		人	1	1	1
	実績値	人日	20	20	20
		人	1	1	1
就労継続支援（B型）	計画値	人日	396	443	496
		人	27	30	34
	実績値	人日	319	315	343
		人	18	18	15
就労定着支援	計画値	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
療養介護	計画値	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
短期入所（福祉型） 【障がい者・障がい児の合算】	計画値	人日	20	20	20
		人	3	3	3
	実績値	人日	20	26	28
		人	3	4	4
短期入所（医療型） 【障がい者・障がい児の合算】	計画値	人日	20	20	20
		人	2	2	2
	実績値	人日	0	0	0
		人	0	0	0
短期入所（福祉型） 【障がい児のみ】	計画値	人日	14	14	14
		人	2	2	2
	実績値	人日	15	16	16
		人	2	2	2
短期入所（医療型） 【障がい児のみ】	計画値	人日	20	20	20
		人	2	2	2
	実績値	人日	0	0	0
		人	0	0	0

※令和 2 年度実績は推計値（11 月末時点）

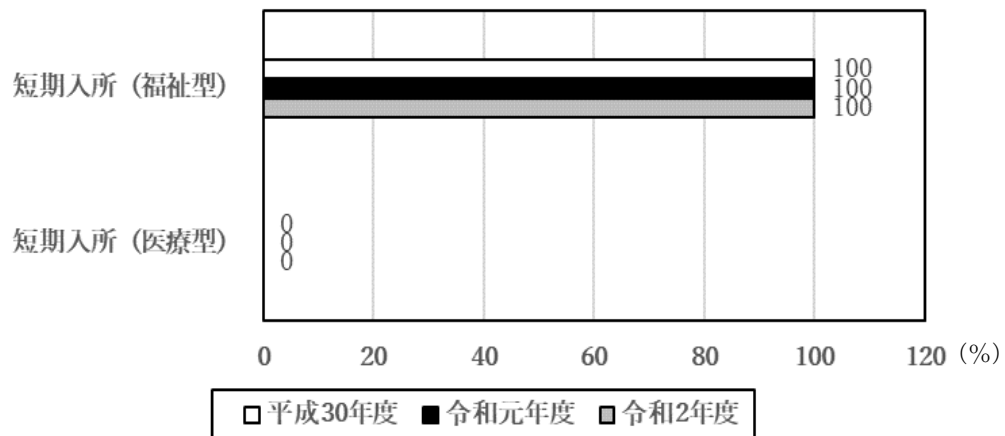
(2) 日中活動系サービスの実施率【短期入所のみ障がい者・障がい児合算】



※実施率＝実績値/計画値

※基準該当事業所のサービスは含めていません。

(3) 日中活動系サービスの実施率【障がい児のみ】



※実施率＝実績値/計画値



### 3 居住系サービス

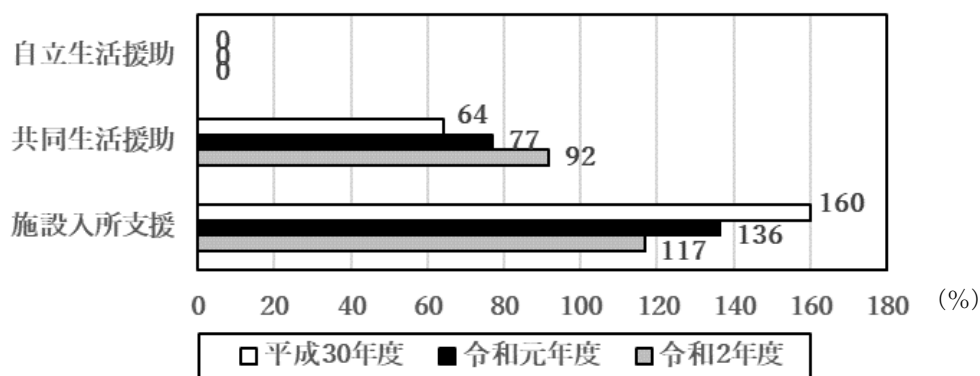
#### (1) 居住系サービスの計画値と実績値

(数値は年度あたり)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
共同生活援助	計画値	12	13	14
	実績値	11	10	9
施設入所支援	計画値	12	11	10
	実績値	14	15	16

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

#### (2) 居住系サービスの実施率



※実施率=実績値/計画値

### 4 相談支援

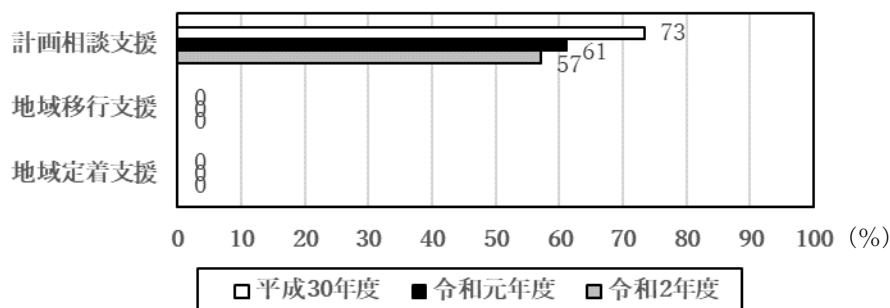
#### (1) 相談支援の計画値と実績値

(数値はひと月あたり)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画値	15	18	21
	実績値	11	11	12
地域移行支援	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
地域定着支援	計画値	3	3	3
	実績値	0	0	0

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

#### (2) 相談支援の実施率



※実施率=実績値/計画値

## 5 障がい児支援

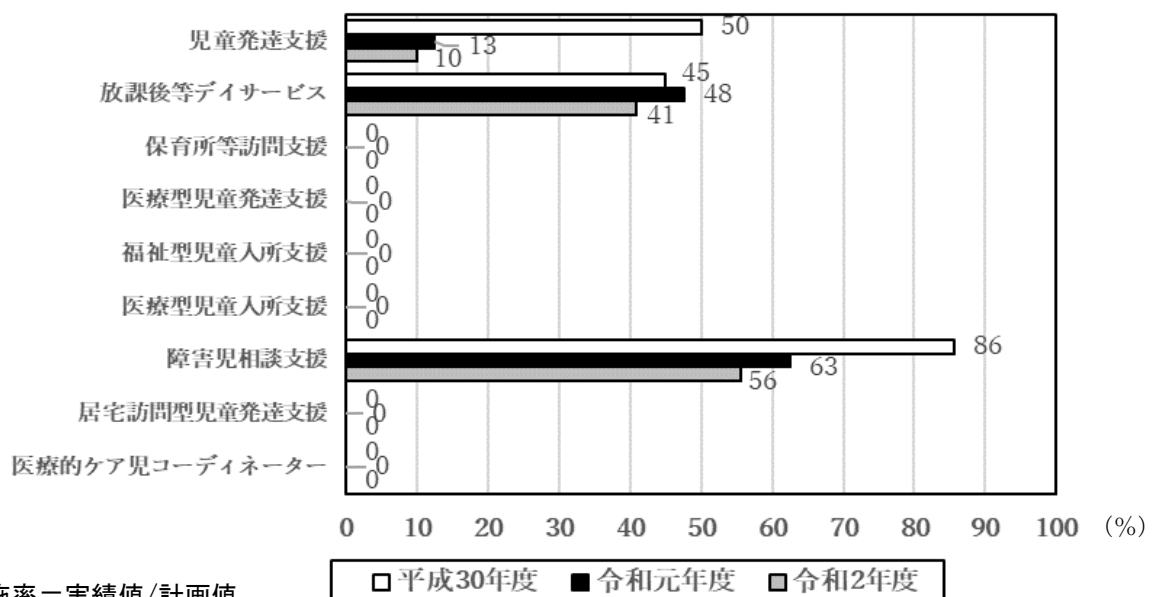
### (1) 障がい児支援の計画値と実績値

(数値はひと月あたり)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
児童発達支援	計画値	人日	33	42	54
		人	6	8	10
	実績値	人日	11	2	2
		人	3	1	1
放課後等デイサービス	計画値	人日	160	168	176
		人	20	21	22
	実績値	人日	67	83	90
		人	9	10	9
保育所等訪問支援	計画値	人日	0	0	0
		人	0	0	0
	実績値	人日	0	0	0
		人	0	0	0
医療型児童発達支援	計画値	人日	5	5	5
		人	1	1	1
	実績値	人日	0	0	0
		人	0	0	0
福祉型児童入所支援	計画値	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
医療型児童入所支援	計画値	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
障害児相談支援	計画値	人	7	8	9
	実績値	人	6	5	5
居宅訪問型児童発達支援	計画値	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	計画値	人	0	0	2
	実績値	人	0	0	0

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

### (2) 障がい児支援の実施率



※実施率=実績値/計画値

※基準該当事業所のサービスは含めていません。

## 6 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の計画値と実績値

#### ① 理解促進研修・啓発事業

(数値は年度あたり)

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	無	有	有
	実績値	無	無	無

#### ② 自発的活動支援事業

(数値は年度あたり)

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	無

#### ③ 相談支援事業

(数値は年度あたり)

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
障害者相談支援事業	計画値	か所	佐久圏域で 検討	佐久圏域で 検討	佐久圏域で 検討
		基幹相談 支援セン ターの設 置の有無	佐久圏域で 検討	佐久圏域で 検討	佐久圏域で 検討
	実績値	か所	1	1	1
		設置の 有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	計画値	無	無	無	
	実績値	無	無	無	
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	無	
	実績値	無	無	無	

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

(数値は年度あたり)

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0

※令和 2 年度実績は推計値 (11 月末時点)

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

(数値は年度あたり)

サービス種別			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	実施の有無	有	有	有
	実績値	実施の有無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

(数値は年度あたり)

サービス種別			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画値	件	2	2	2
	実績値	件	0	4	0
手話通訳者設置事業	計画値	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0

※令和 2 年度実績は推計値 (11 月末時点)

⑦ 日常生活用具給付事業

(数値は年度あたり)

サービス種別			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
介護・訓練支援用具	計画値	件	3	3	3
	実績値	件	0	0	0
自立生活支援用具	計画値	件	1	1	1
	実績値	件	1	2	0
在宅療養等支援用具	計画値	件	3	3	3
	実績値	件	1	2	0
情報・意思疎通支援用具	計画値	件	1	1	1
	実績値	件	1	1	1
排泄管理支援用具	計画値	件	120	130	140
	実績値	件	135	139	181
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	件	1	1	1
	実績値	件	0	0	0

※令和 2 年度実績は推計値 (11 月末時点)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

(数値は年度あたり)

サービス種別			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員養成研修事業	計画値	実養成講習修了者数 (人)	1	1	1
	実績値	実養成講習修了者数 (人)	0	0	0

⑨ 移動支援事業

(数値は年度あたり)

サービス種別			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	計画値	人	8	9	10
		時間	408	459	510
	実績値	人	8	8	4
		時間	103	396	345

※令和 2 年度実績は推計値 (11 月末時点)

⑩ 地域活動支援センター事業

(数値は年度あたり)

サービス種別			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター	計画値	か所	1	1	1
		人	5	7	9
	実績値	か所	1	1	1
		人	22	23	33

※令和 2 年度実績は推計値 (11 月末時点)

## 第4節 障がい者等の推計

### 1 人口推計

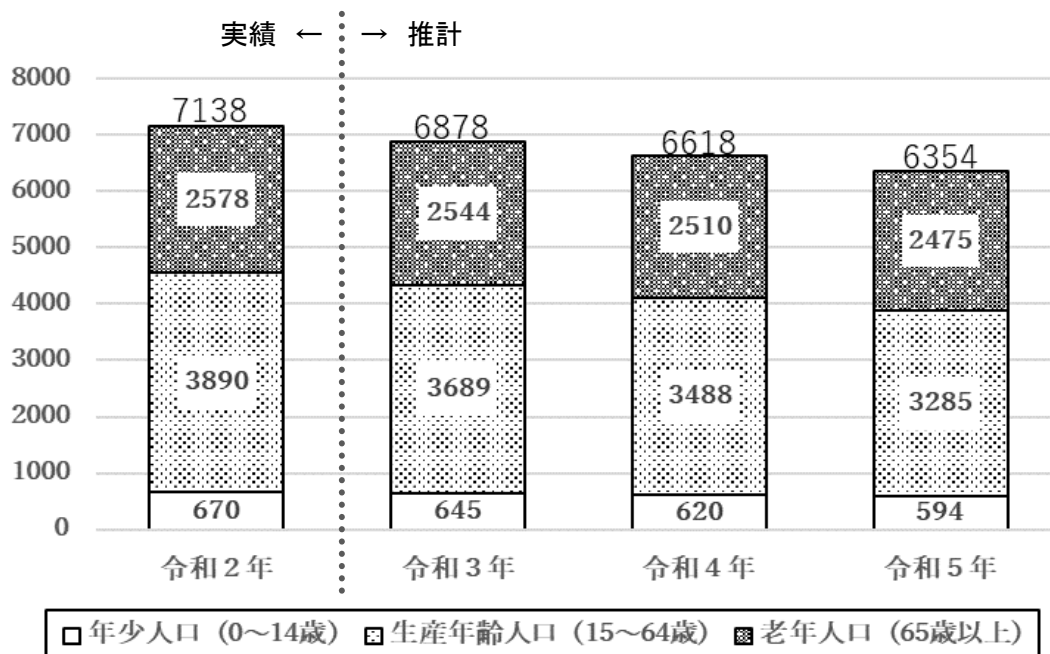
立科町の総人口は平成23年の7,900人から令和2年には7,138人となり、762人の減少となっています。

年少人口・生産年齢人口は一貫して減少傾向で推移し続けており、現在まで減少が続いています。

老年人口は生産年齢人口が順次老年期に入り、また平均寿命が延びたことから増加傾向で推移していましたが、今後は減少傾向に転じると推計されています。

(立科町人口ビジョンより)

【人口推計（各年4月1日現在）】



(単位：人)

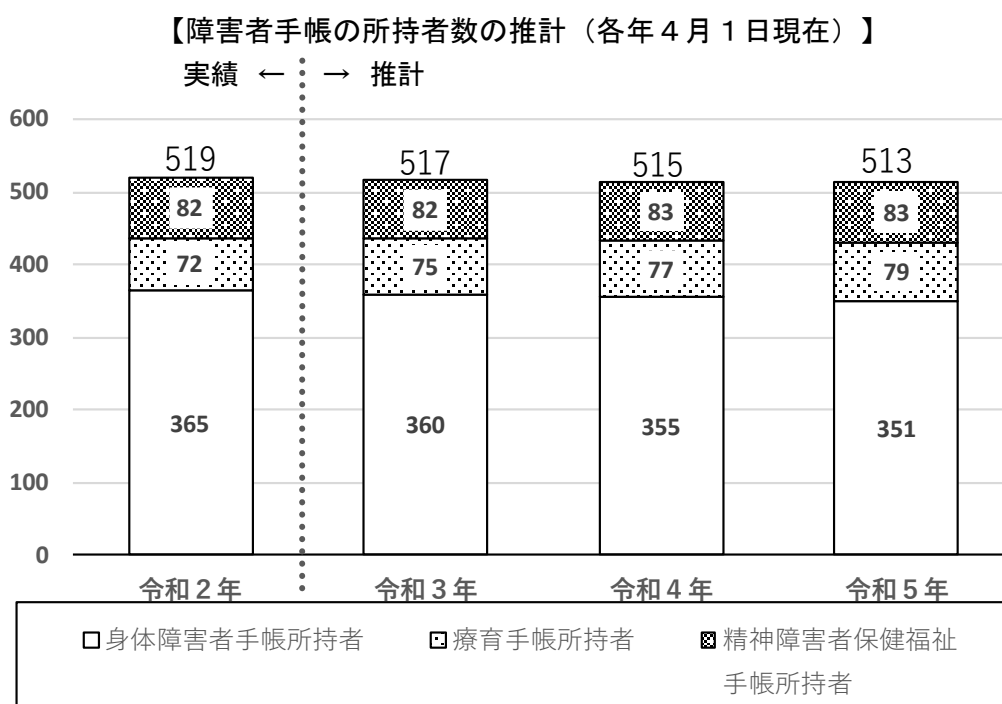
	実績	推計		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口 (0~14歳)	670	645	620	594
生産年齢人口 (15~64歳)	3,890	3,689	3,488	3,285
老年人口 (65歳以上)	2,578	2,544	2,510	2,475
総人口	7,138	6,878	6,618	6,354

## 2 障害者手帳の所持者数の推計

障害者手帳の所持者数の推計については、平成 29 年から令和 2 年の各年 4 月 1 日現在の障害者手帳の所持者数の変化率をもとに推計しました。

これによると、令和 5 年は身体障害者手帳所持者が 351 人、療育手帳所持者が 79 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 83 人、合計では 513 人となっています。

令和 2 年と比較すると、身体障害者手帳所持者は 14 人 (3.8%) 減少、療育手帳所持者は 7 人 (9.7%) 増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は 1 人 (1.2%) 増加し、合計では 6 人 (1.1%) 減少すると推計されます。



(単位：人)

	実績		推計	
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
身体障害者手帳所持者	365	360	355	351
療育手帳所持者	72	75	77	79
精神障害者保健福祉手帳所持者	82	82	83	83
合計	519	517	515	513

## 第4章 アンケート調査の実施

---

### 第1節 アンケート調査の概要

#### 1 調査目的

本調査は、障がい者施策の指針となる第8次立科町障がい者福祉計画・第6期立科町障がい福祉計画・第2期立科町障がい児福祉計画を策定するにあたり、障がいのある方の状況やご意見等を把握し計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### 2 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

#### 3 調査期間

令和2年2月～3月

#### 4 回収結果

対象	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳所持 者・障がい福祉サービス利用者	200 票	126 票	63.0%

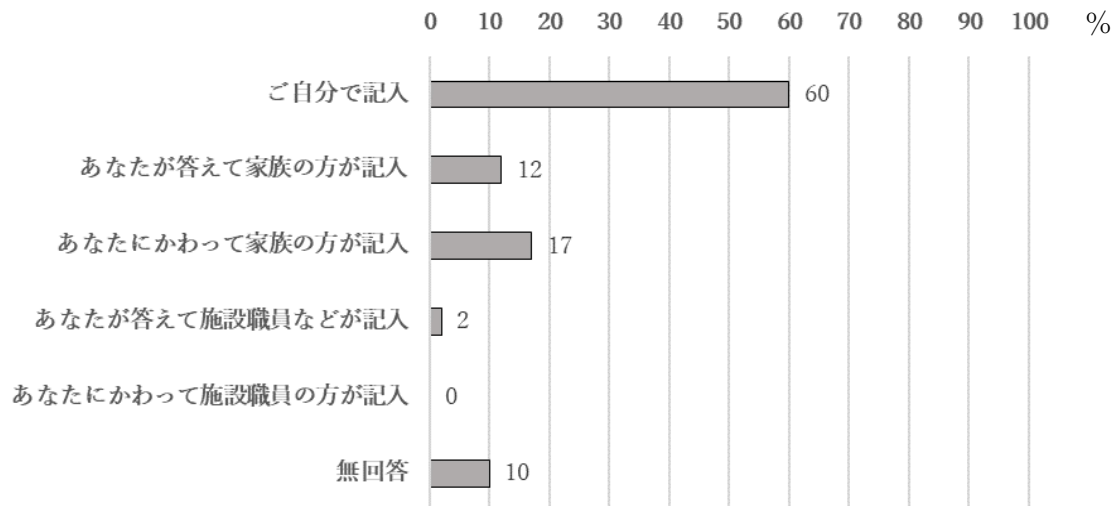
※ 本文中のパーセント表記については、整数処理を行い、小数点以下を四捨五入して表記しています。



## 第2節 アンケート調査結果の概要

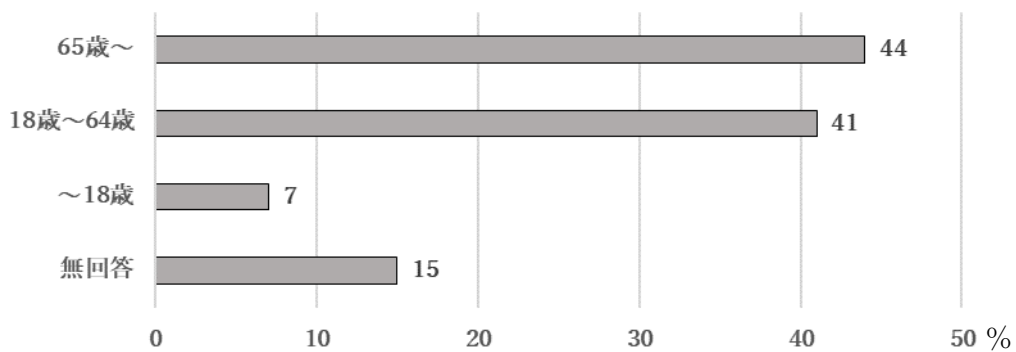
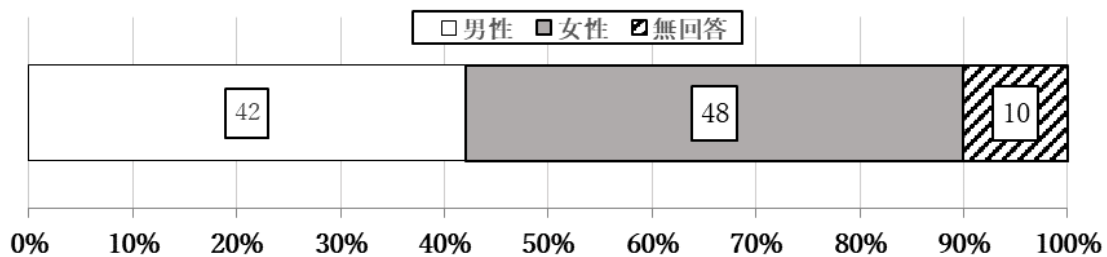
### 1 記入者について

「ご自分で記入」が60%と多く、次いで「あなたにかわって家族の方が記入」が17%となっています。



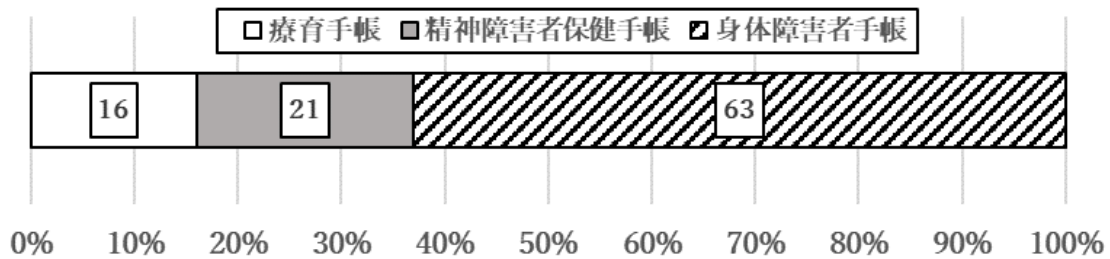
### 2 本人の性別・年齢

回答者の性別の割合では、男性が42%で女性が48%となっています。また、年齢の割合では65歳以上が44%となっています。



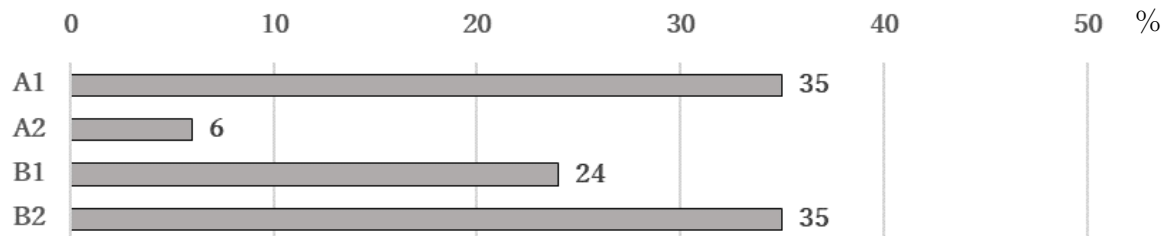
### 3 持っている手帳について

回答者の手帳の種類別の割合は、「身体障害者手帳」が63%と多くなっています。



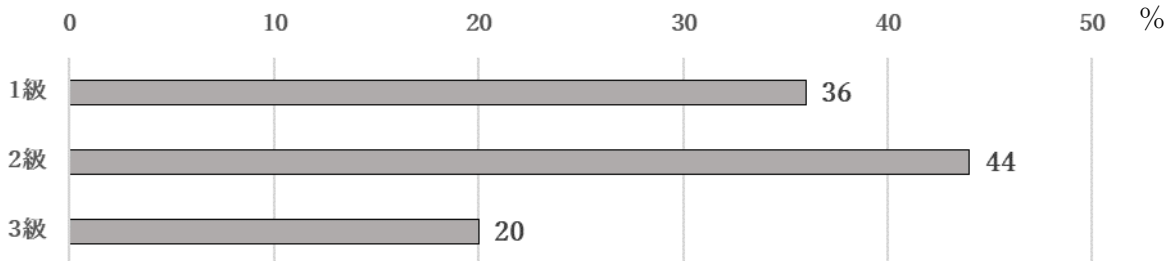
回答者の療育手帳の等級別の割合は、「A1」が35%と多くなっています。

療育手帳



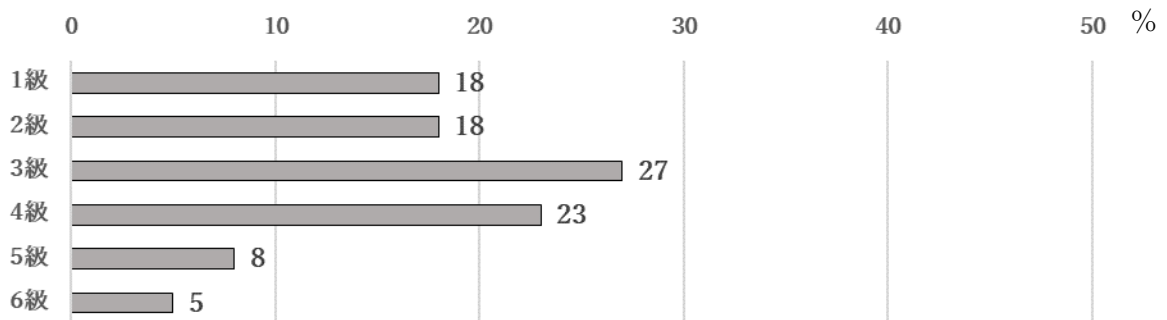
回答者の精神障害者保健福祉手帳の等級別の割合は、「2級」が44%と多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳



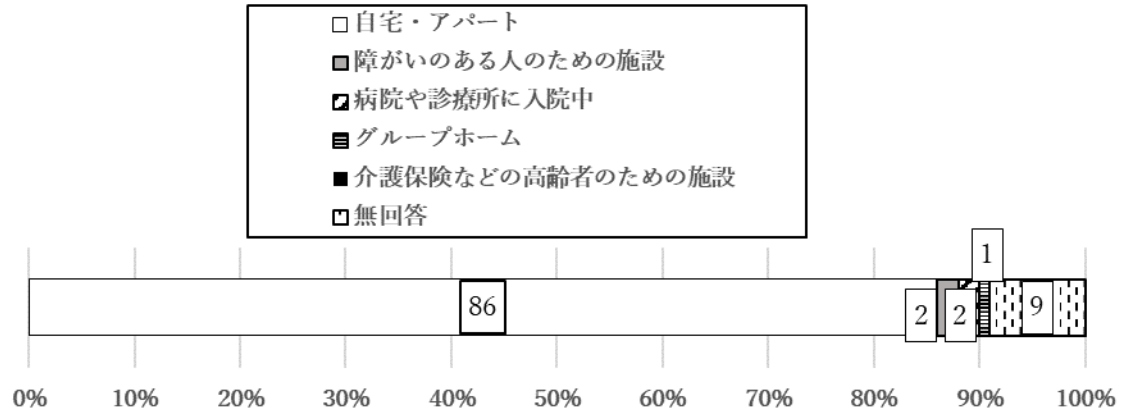
回答者の身体障害者手帳の等級別の割合は、「3級」が27%と多く、次いで「4級」が23%となっています。

身体障害者手帳



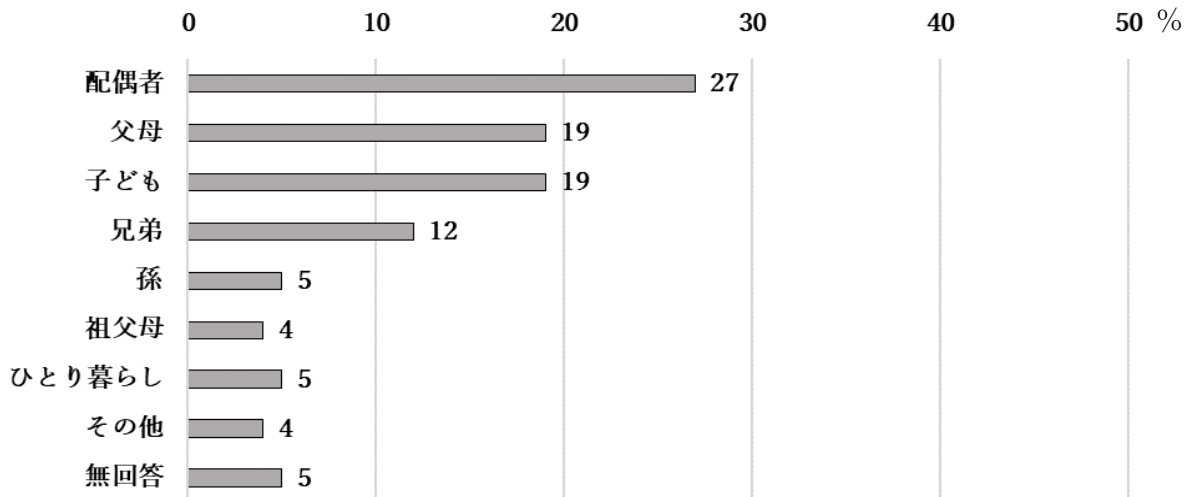
#### 4 住まい

「自宅・アパート」が86%と多く、次いで「障がいのある方のための施設」と「病院や診療所に入院中」が2%となっています。



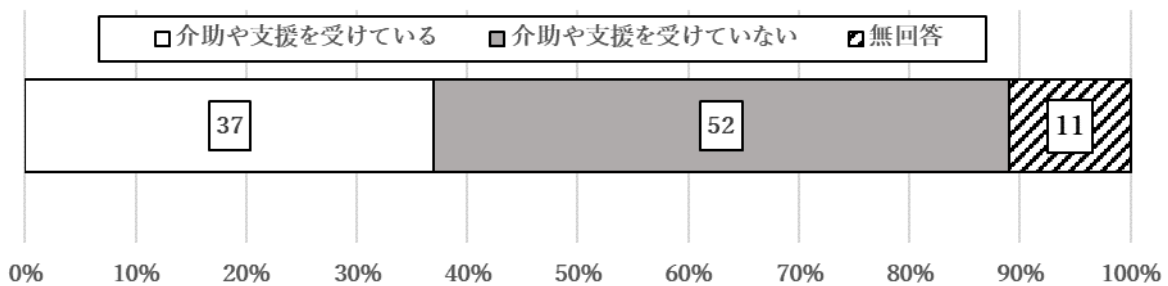
#### 5 一緒に暮らす家族

「配偶者」が27%と多く、次いで「子ども」「父母」が19%となっています。



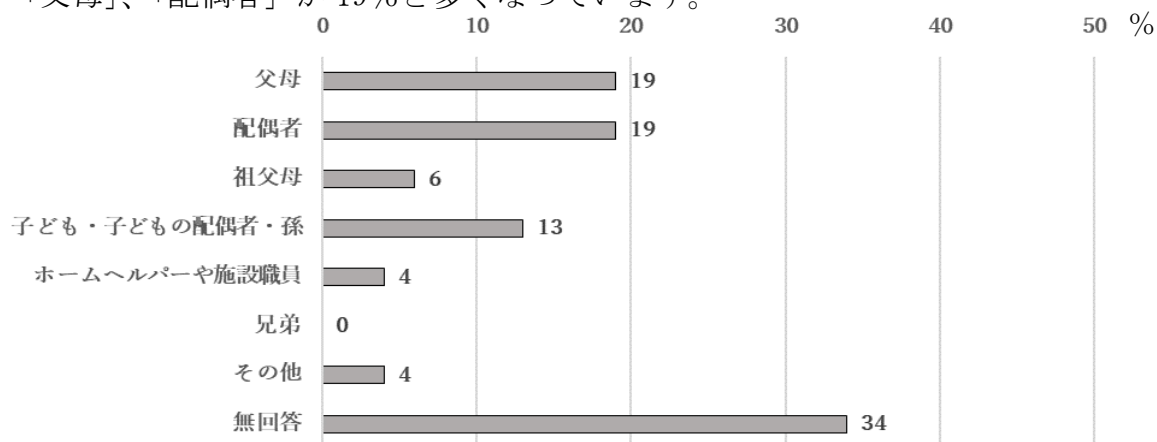
#### 6 現在、介助や支援を受けているか

「介助や支援を受けている」が37%、「介助や支援を受けていない」が52%となっています。



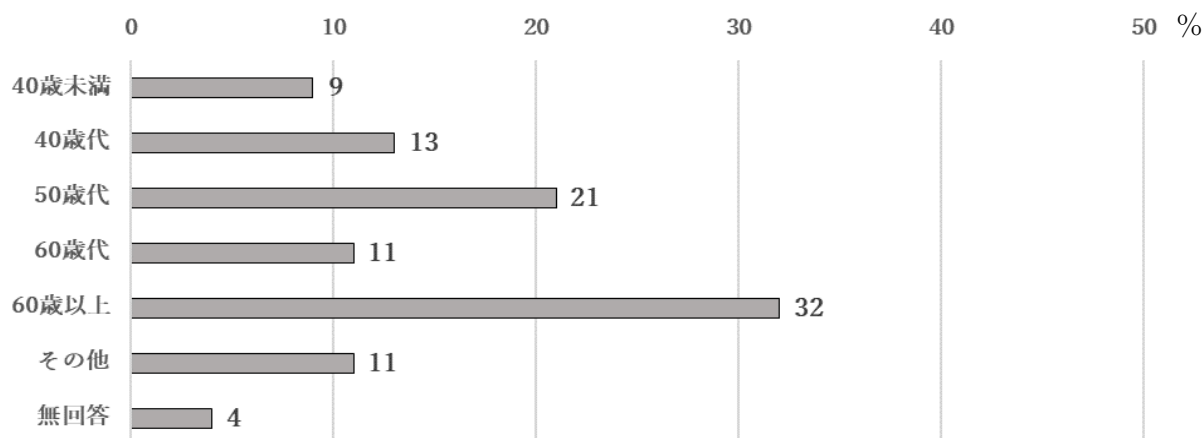
### 6-1 日常生活の主な介助者（介助や支援を受けている方のみの回答）

「父母」、「配偶者」が19%と多くなっています。



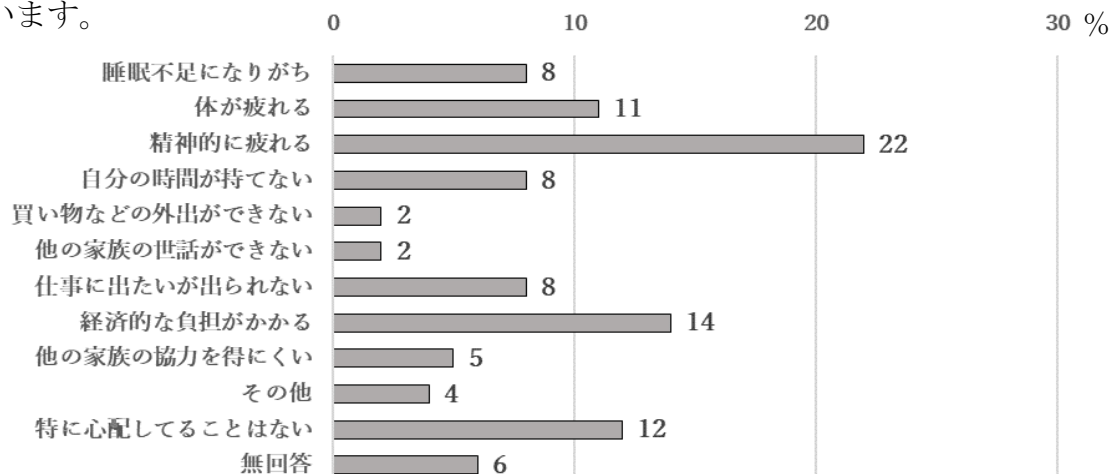
### 6-2 主に介助を行っている方の年齢（介助や支援を受けている方のみの回答）

「60歳以上」が32%と多く、「50歳代」が21%となっています。



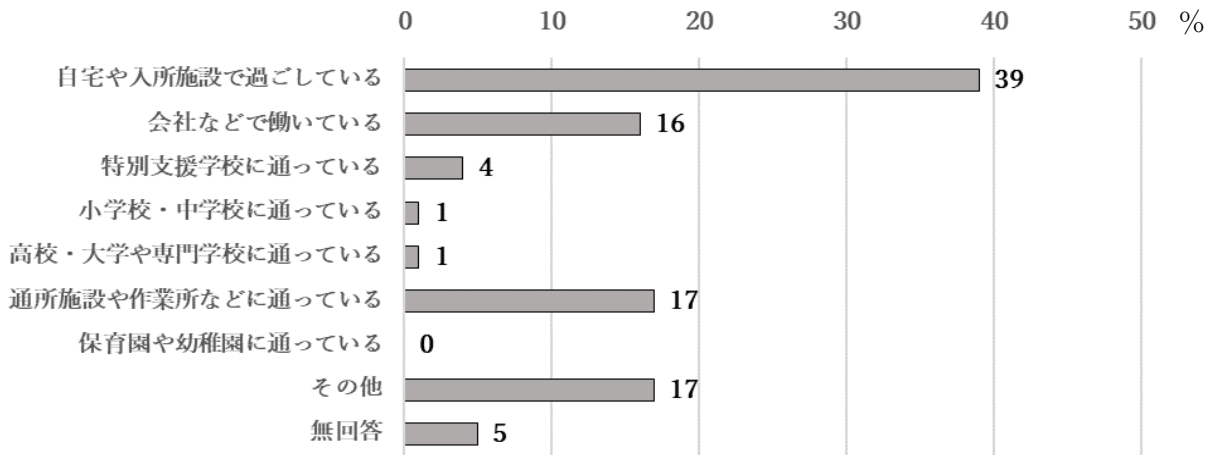
### 6-3 介助や支援を行っている方に対して心配されること（介助や支援を受けている方のみの回答）

「精神的に疲れる」が22%と多く、次いで「経済的な負担がかかる」が14%となっています。



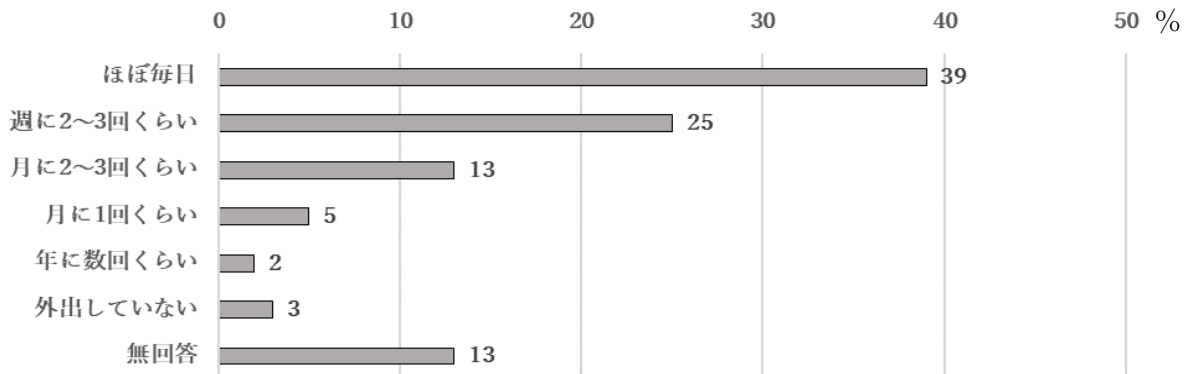
## 7 ふだん昼間の時間の過ごし方（2つまで）

「自宅や入所施設で過ごしている」が39%と多く、次いで「通所施設や作業所などに通っている」と「その他」が17%となっています。



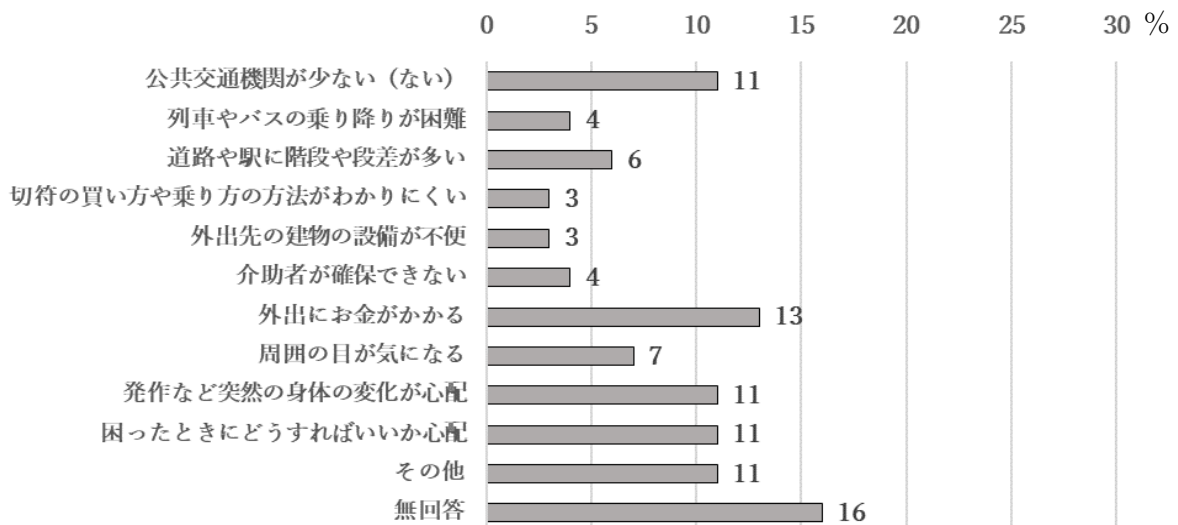
## 8 外出をする回数

「ほぼ毎日」が39%と多く、「週2～3回くらい」が25%となっています。



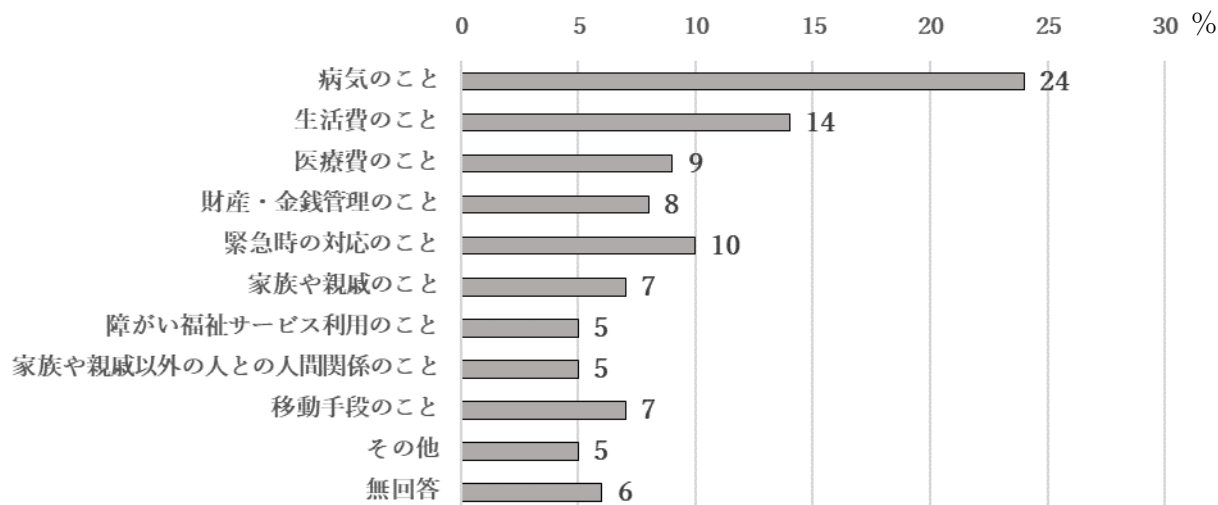
## 9 外出をするとき困ること

「外出にお金がかかる」が13%と多くなっています。



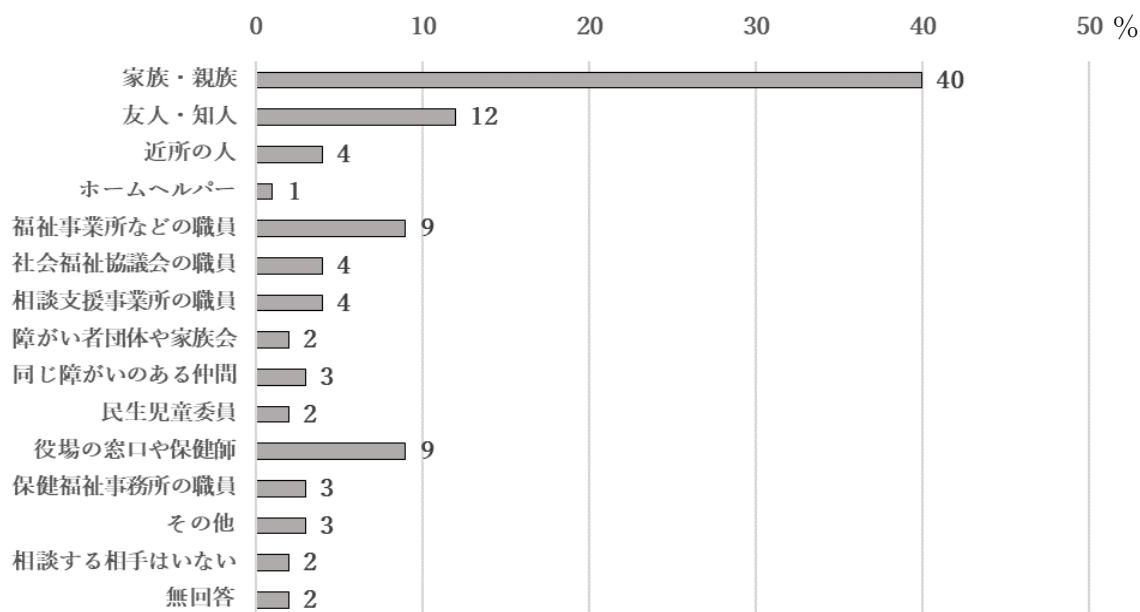
## 10 日常生活で困ったことや悩み、不安に感じていること

「病気のこと」が24%と多く、次いで「生活費のこと」が14%となっています。



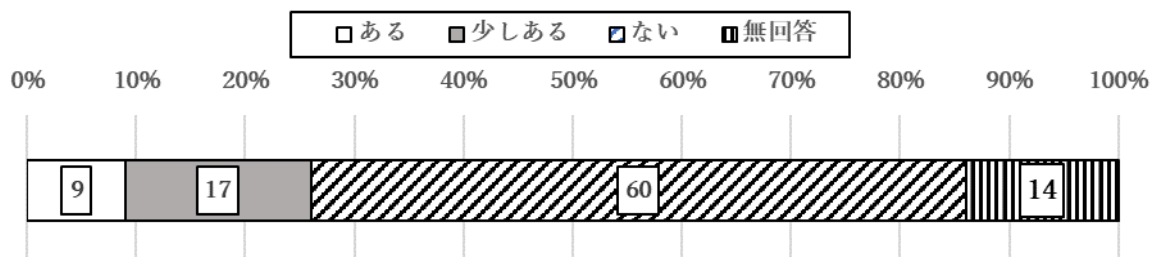
## 11 困ったときに相談する人

「家族・親族」が40%と多く、次いで「友人・知人」が12%となっています。



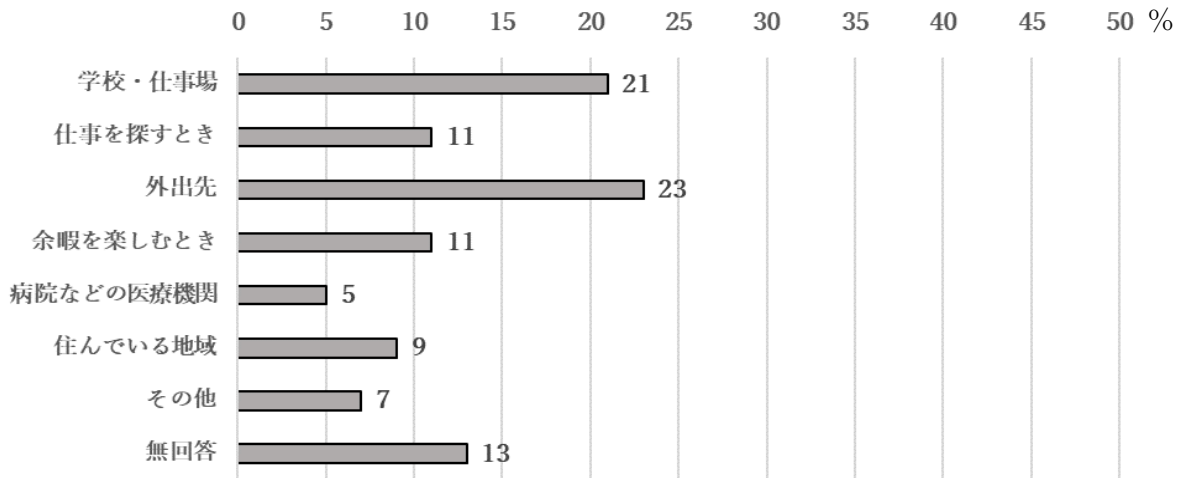
## 12 障がいによる差別や嫌な思いの経験があるか

「ない」が60%と多く、次いで「少しある」が17%、「ある」が9%となっています。



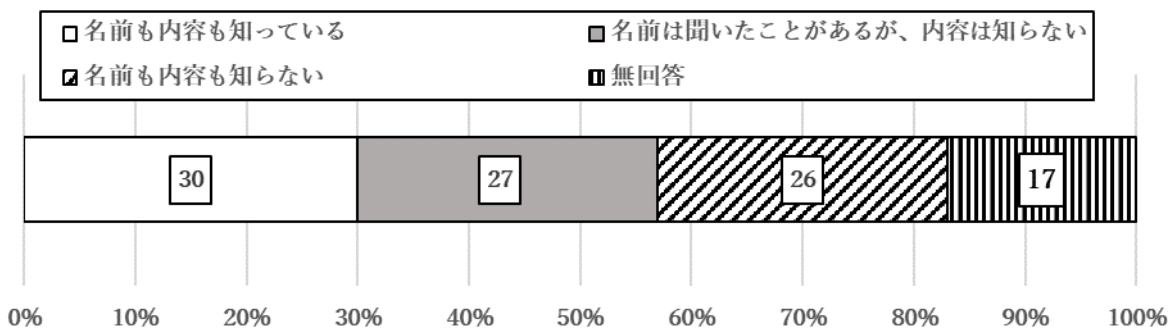
## 12-1 どのような場所で差別や嫌な思いを経験したか（ある・少しある方のみ回答）

「外出先」が23%と多く、「学校、仕事場」が21%となっています。



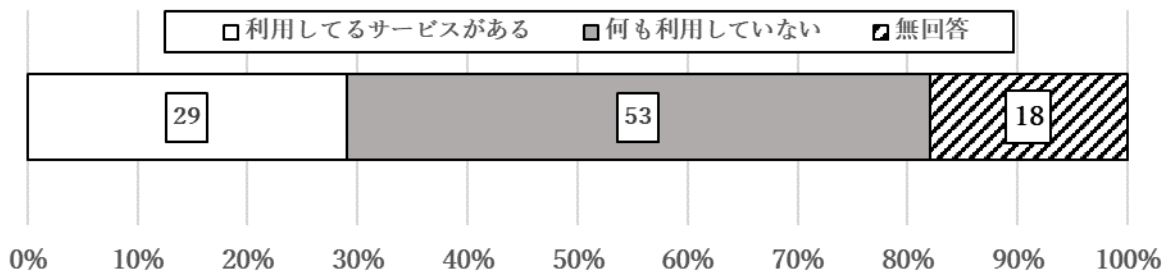
## 13 成年後見制度について

「名前も内容も知っている」が30%と多く、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」が27%となっています。



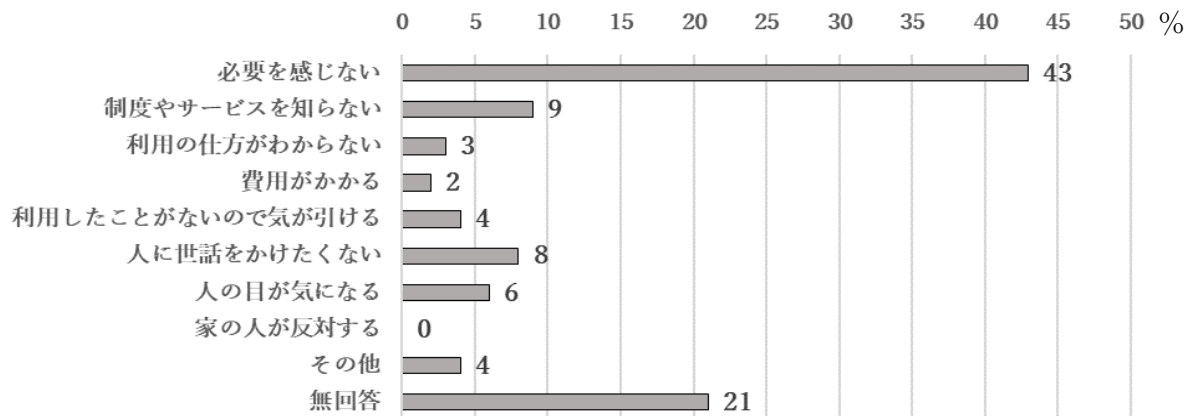
## 14 障がい福祉サービスの利用について

「何も利用していない」が53%と多く、「利用しているサービスがある」が29%となっています。



### 1 4-1 障がい福祉サービスを利用しない理由（何も利用していない方のみ）

「必要を感じない」が43%と最も多く、次いで「制度やサービスを知らない」が9%となっています。

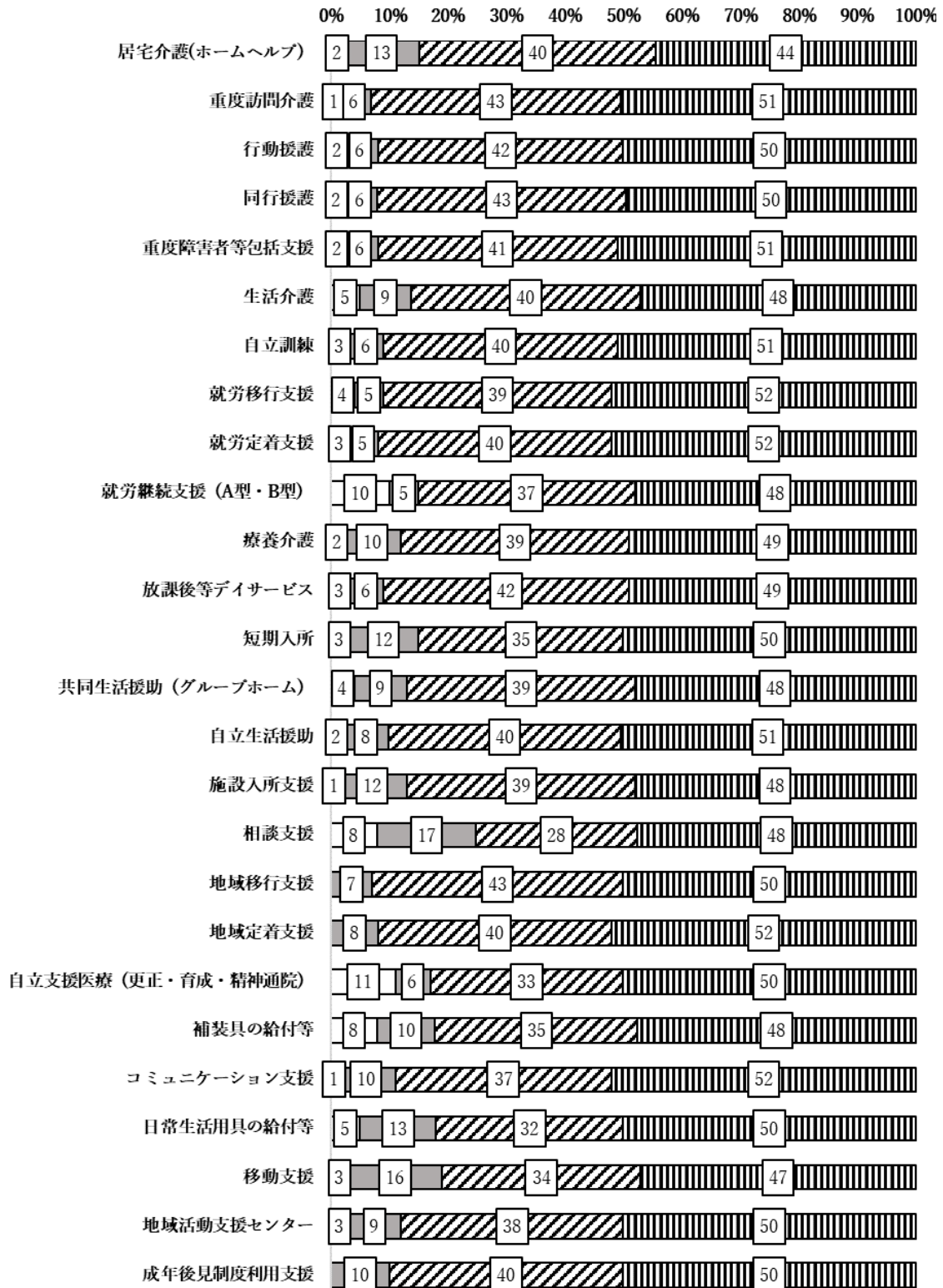




## 1 4-2 サービスの利用状況と今後5年間の利用希望

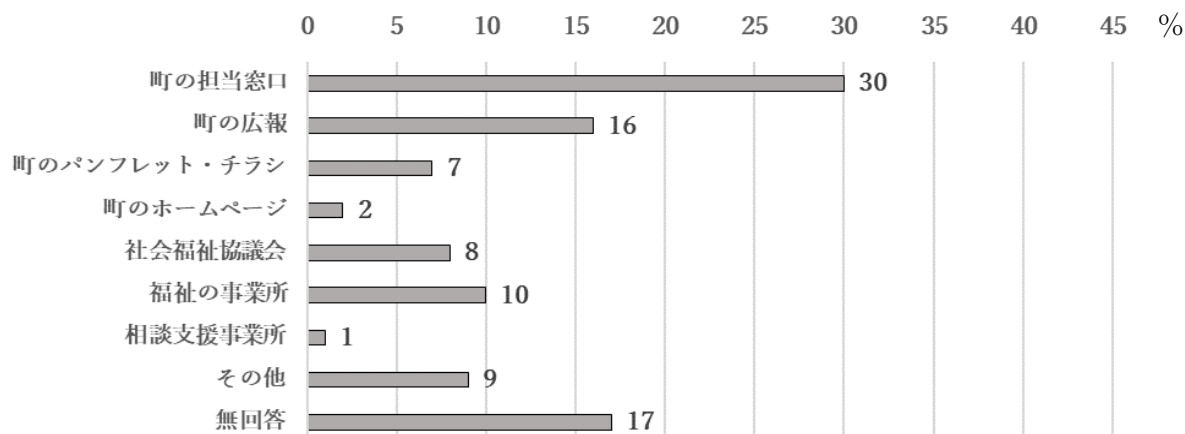
「現在、利用しており今後も利用したい」サービスは「自立支援医療（更生・育成・精神通院）」が11%と多くなっています。「現在利用していないが、今後は利用したい」サービスは「相談支援」が17%と多くなっています。「利用するつもりはないまたは、わからない」サービスは、「重度訪問介護」と「地域移行支援」、「同行援護」が43%となっています。

□ 現在、利用しており今後も利用したい	▨ 現在、利用していないが、今後は利用したい
■ 利用するつもりはないまたは、わからない	□ 無 回 答



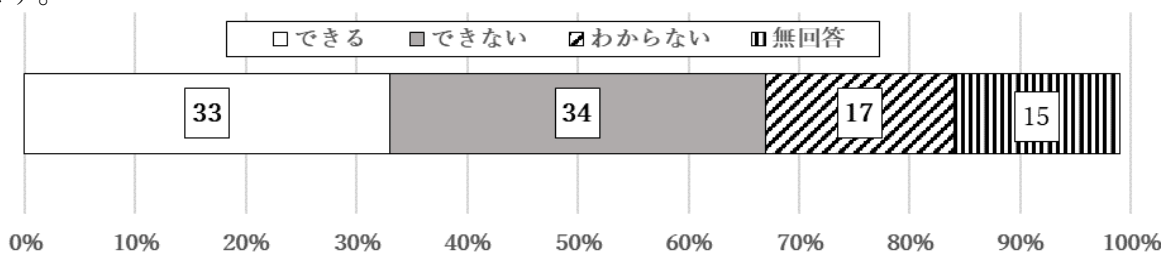
## 1.5 障がい福祉サービス情報の取得方法

「町の担当窓口」が30%と多く、次いで「町の広報」が16%となっています。



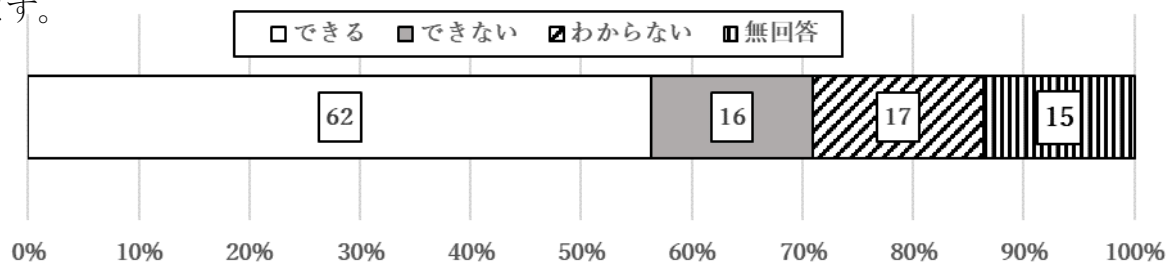
## 1.6 災害時に一人で避難できるか

「できない」が34%と多く、「できる」が33%、「わからない」が17%となっています。



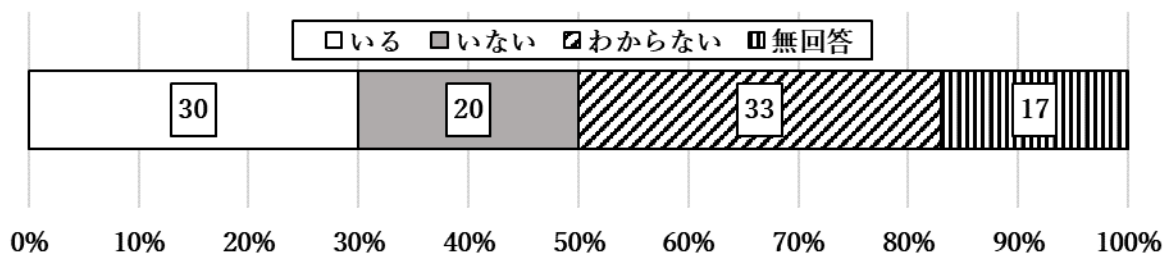
## 1.7 災害等の非常時に、周囲に知らせることができるか

「できる」が62%で多く、「わからない」が17%、「できない」が16%となっています。



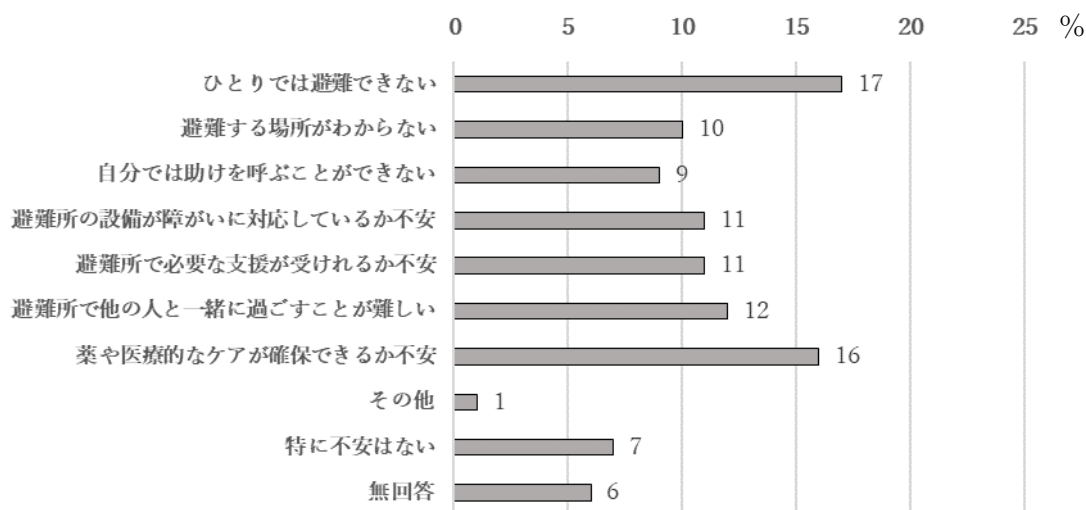
## 1.8 家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる人がいるか

「わからない」が33%と多く、「いる」が30%、「いない」が20%となっています。



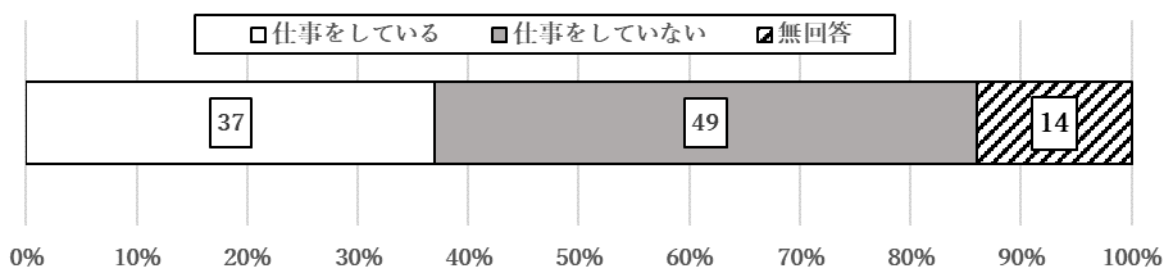
## 1.9 台風や地震などの災害が起きた時に不安に感じること

「ひとりでは避難できない」が17%と多く、「薬や医療的なケアが確保できるか不安」が16%となっています。



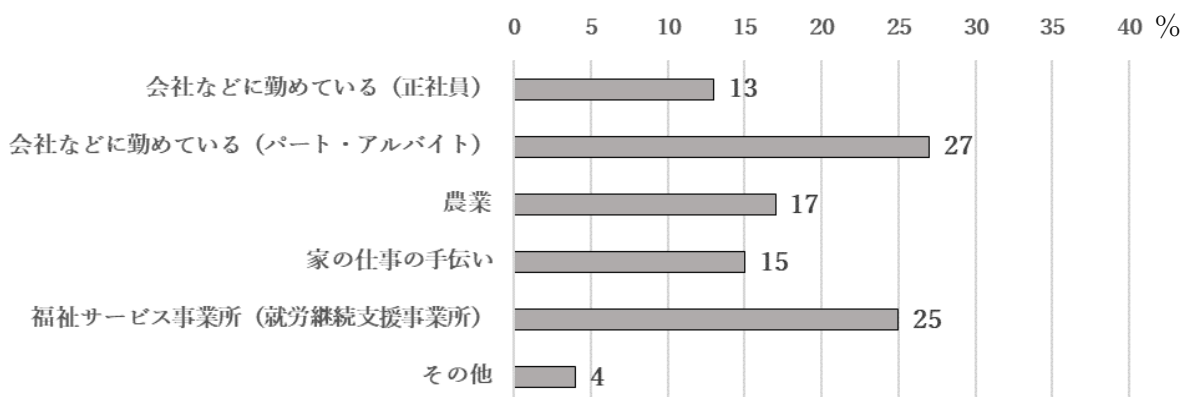
## 2.0 現在仕事をしているか

「仕事をしていない」が49%、「仕事をしている」が37%となっています。



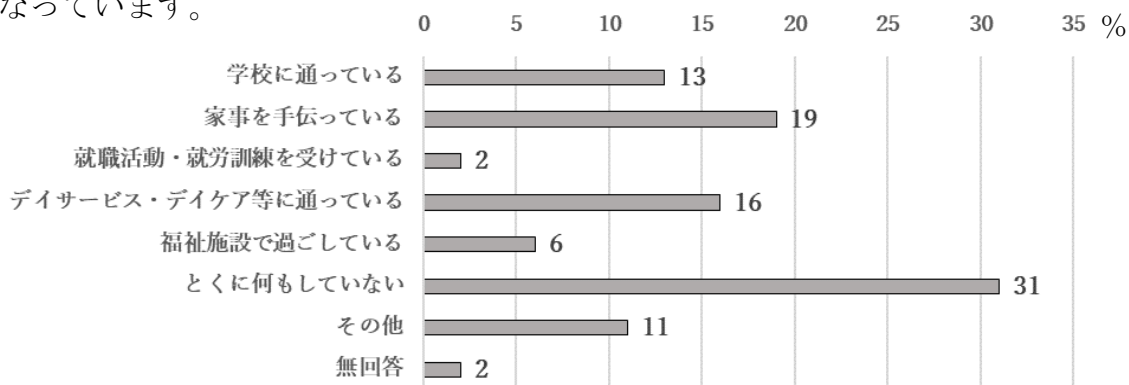
### 2.0-1 どのような仕事か（仕事をしている方のみ回答）

「会社に勤めている（パート・アルバイト）」が27%と多く、「福祉サービス事業所」が25%となっています。



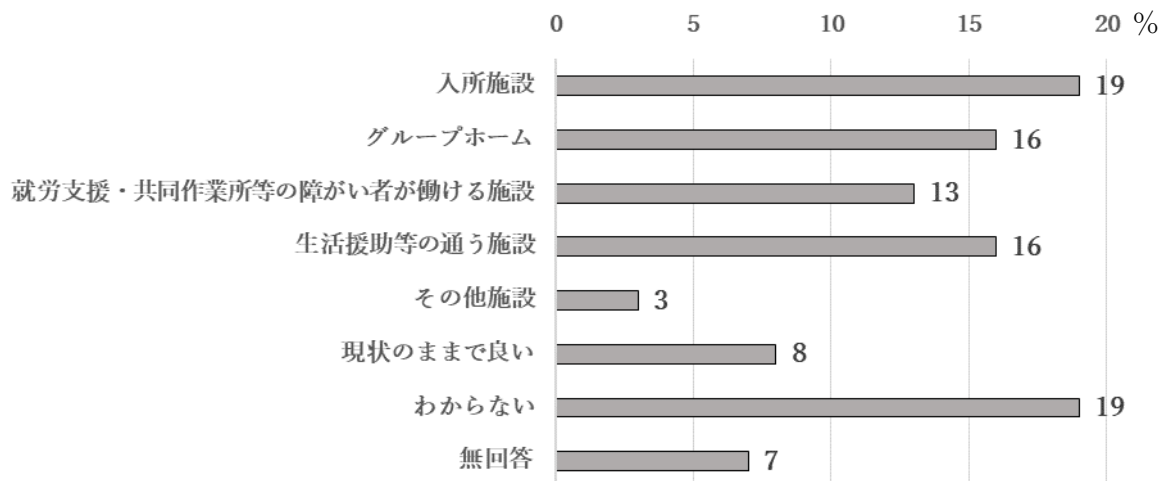
## 20-2 昼間の過ごし方（仕事をしていない方のみ回答）

「とくに何もしていない」が31%と多く、次いで「家事を手伝っている」が19%となっています。



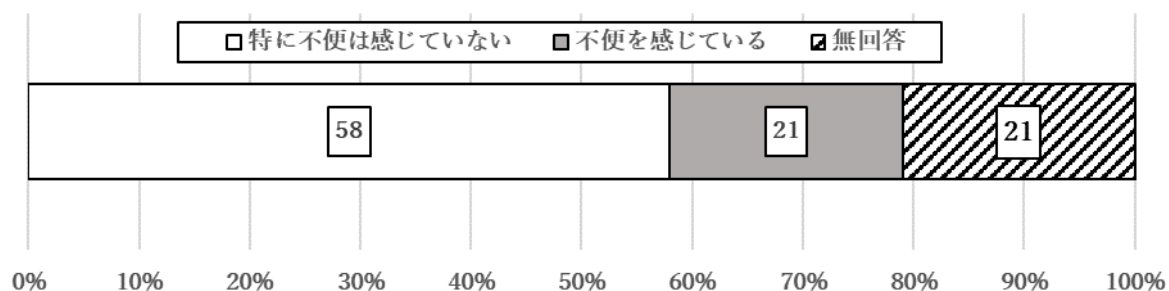
## 21 町に必要なだと思う施設

「入所施設」と「わからない」が19%と多く、「グループホーム」と「生活援助等の通う施設」が16%となっています。



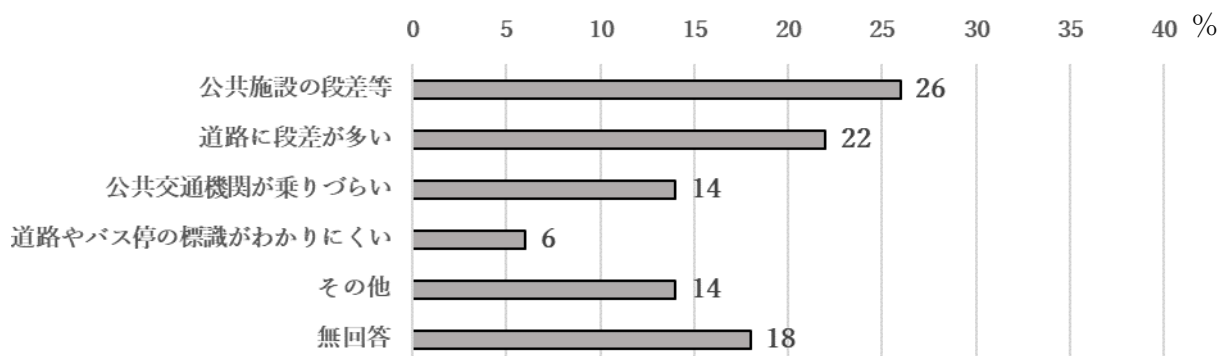
## 22 町のバリアフリーの状況

「特に不便は感じていない」が58%、「不便を感じている」が21%となっています。



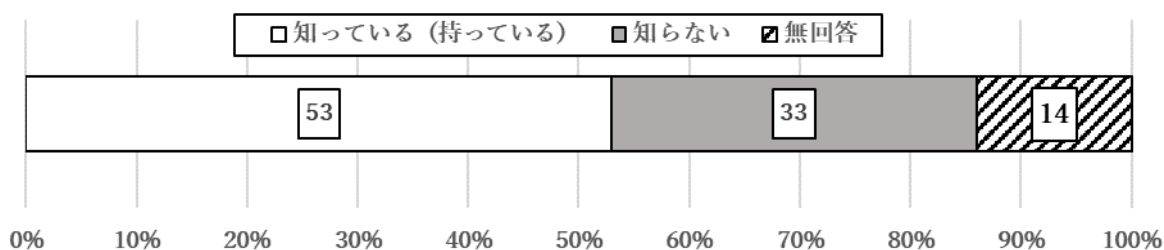
## 2 2 - 1 町の中で移動が大変な場所について（不便を感じている方のみ回答）

「公共施設の段差等」が26%と多く、「道路に段差が多い」が22%となっています。



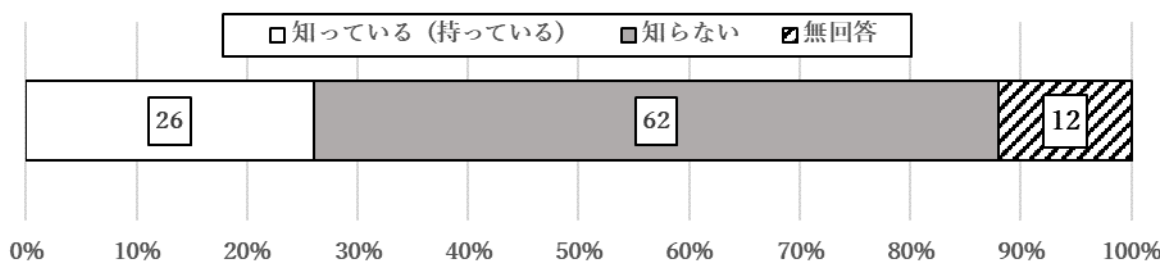
## 2 3 「パーキングパーミット」を知っているか

「知っている（持っている）」が53%、「知らない」が33%となっています。



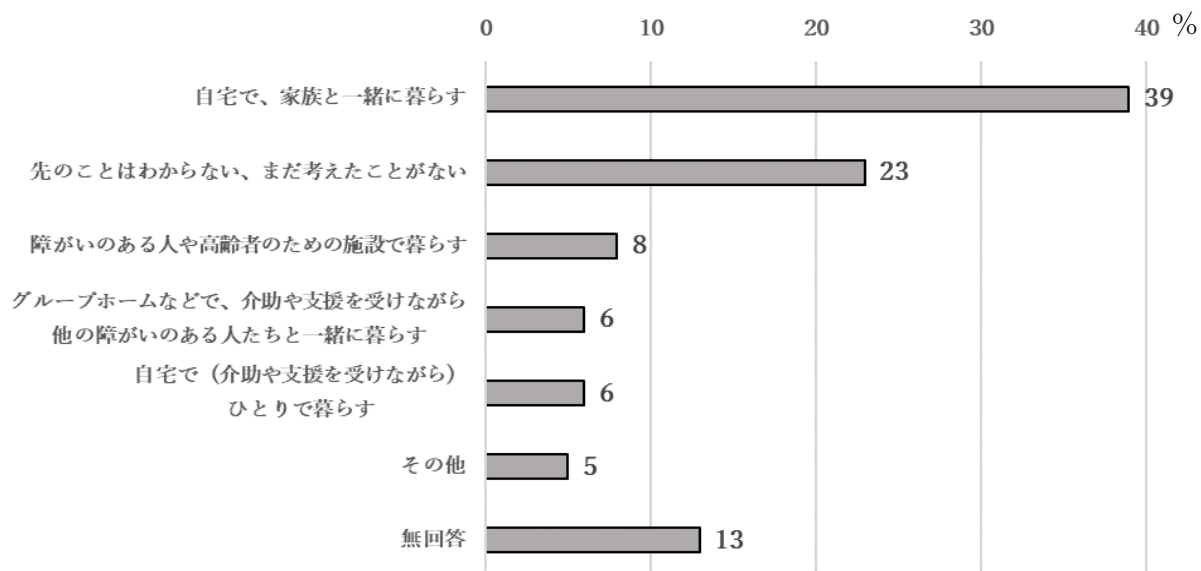
## 2 4 「ヘルプマーク」を知っているか

「知らない」が62%と多く、「知っている（持っている）」が26%となっています。



## 25 今から10年先、どのように生活をしてみたいか

「自宅で、家族と一緒に暮らす」が39%と多く、次いで「先のことはわからない、まだ考えたことがない」が23%となっています。



## 第5章 計画の方向性

---

### 第1節 計画の基本的考え方

国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にとり、当該理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。「第8次立科町障がい者福祉計画」においてもその原則にとり推進するものとします。

#### 1 地域社会における共生等

障害者権利条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としています。

「第8次立科町障がい者福祉計画」に関しても、障がい者が障がい者でない者と平等に尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図るため、障がい者施策を実施するものとします。

- (1) 社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。
- (2) 地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについての選択する機会の確保を図ります。
- (3) 言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ります。
- (4) 情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大を図ります。

#### 2 差別の禁止、障がいに対する理解や配慮の促進

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることが求められています。障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることから、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮を提供する必要があります。

国においては、障害者差別解消法が制定され既に施行されるなど、法制的な整備が講じられていますが、今後、本町としても障害者差別解消法の実効性の確保に努めます。

また、障がい者が安心して生活するために、地域の人々の障がいに対する理解や配慮の促進を図り、また障がいを理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう障がいの理解や啓発に努めます。

平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、国の示す「成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）では、「全国どの地域にお

いても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが掲げられ、市町村等に「中核機関」の設置が求められています。佐久圏域では、広域連合を中心として「中核機関」設置の検討をします。

### 3 社会のあらゆる場面における利便性の向上

障がい者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と障害者基本法第2条において定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がい者の社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、障がい者の利便性の向上の環境整備を図ります。

また、社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）が浸透しつつあり、社会的障壁の除去の観点から、利活用のしやすさに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進します。

あわせて、社会のあらゆる場面における利便性の向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・住民団体等の取組を積極的に支援します。

### 4 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自立及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、切れ目のない支援を行います。

展開する施策は、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられるとともに、障がい者が直面するそのときどきの困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。



## 5 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人一人の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、特性、状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性に配慮し、障がい者施策を策定・実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいがある特有の事情や、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がい、その他の重複障がい等について、理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

## 6 共生社会実現のための住民、事業者、行政等の連携、協働

障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会の実現を目指します。そのため様々な分野において住民、事業者、行政等が連携・協働し、住みよい環境づくりを進め、障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択・決定できる仕組みづくりを進めます。

## 7 切れ目のない支援の仕組みづくり

障がい者の家族や支援者は、自分亡き後の生活を心配しています。そのため、一人一人の年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族・支援者に寄り添い、ニーズにあった継続的支援ができる体制の整備に努めます。

## 8 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に配慮し、障がい者施策を策定・実施する必要があります。

また、障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合がある点も念頭に置いて障がい者施策を策定し、実施することが重要です。

さらに、障がいのある子どもは、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があることに留意し、障がいのある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

## 第2節 基本理念

### 【基本理念】

# だれにもやさしい福祉のまちづくり

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定される、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がい者施策は障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と人権を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。

立科町では、これら障害者権利条約の理念やノーマライゼーション（※1）の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指しています。

全ての町民が住み慣れた地域で生活することができ、また、障がいのある人が、障がいのない人と同様に社会、文化等の幅広い分野にわたって平等に参加し活動できるよう、前計画の基本理念を継承し、「第8次立科町障がい者福祉計画 第6期立科町障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画」の基本理念を「だれにもやさしい福祉のまちづくり」とします。

これらの理念を踏まえ、ライフステージを通じた途切れのない支援と自分らしい暮らしの実現、地域住民へ障がいのある人や障がいへの理解を進めながら、だれにもやさしい心豊かな地域づくりを目指します。

また、本計画は、「誰もが等しく基本的人権を享有し、かけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念にのっとり、上記第1節の8つの基本的考え方に沿って、障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に進めます。

（※1）ノーマライゼーションとは：障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることが普通であるという考え方。

## 第6章 サービス供給の体制

### 第1節 情報提供・広報啓発、相談事業

#### 1 情報提供・広報啓発

現在、広報誌及びホームページ等において障がい者に関する情報提供を行っており、その時々福祉サービスのお知らせを掲載しています。

また、障害者手帳交付時及び転入者に対しては、「障がい者福祉のしおり」を配布し、制度・申請手続き等について説明や情報提供を行っていますが、制度改正に伴い、定期的にしおりの見直しを図り、情報提供等の支援を行います。

福祉サービス内容に関する情報は、年齢や障害支援区分程度に配慮した提供を行っています。

#### 2 相談事業

障がいの内容や程度は人によって様々であり、また、対象者は年代的にも幅広いため、相談・指導の内容が多岐にわたり、専門的知識が要求されます。相談内容も広範囲にわたっています。

立科町では、役場が窓口の中心となり、相談内容に応じて佐久圏域で設置している佐久障害者相談支援センターや保健福祉事務所、その他関係機関と連携を図りながら、相談・支援を行っています。佐久広域連合障害者相談支援センターが中心となり、地域生活拠点整備に取り組み、平成30年より佐久圏域で実施をしています。今後は精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムや、児童発達支援センターの整備に取り組んでいきます。

具体的な相談窓口と内容は、以下のとおりです。

窓口	内容
立科町役場 町民課	<ul style="list-style-type: none"><li>・町在住の障がい者の相談窓口。</li><li>・障がい福祉サービスの利用についての相談。</li></ul>
佐久広域連合障害者 相談支援センター (佐久市)	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専門職員が面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助等、生活全般に関する相談支援を行います。</li><li>・平成30年度に基幹センター化し、より総合的・専門的な相談支援を実施しています。</li><li>・令和3年度に医療的ケア児コーディネーターを2名増員し、支援体制の構築を図ります。</li><li>・令和5年度までに児童発達支援センターの設置を目指します。</li></ul>

窓口	内容
立科町障がい者相談支援センター	<p>障がい者やその家族が、気軽に相談等できるように、障がい者相談支援センターを開設しています。</p> <p>地域活動支援センター・障がい者相談支援センターを社協に委託し、ふれ愛園にて実施しています。</p> <p>住民への周知を図り、必要な障がい者に紹介し利用の促進を図ります。</p>
佐久保健福祉事務所 (佐久合同庁舎内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者などの生活の相談、各種の福祉制度の総合窓口になります。</li> <li>障がい者に対する療育相談や指導をはじめ、健康増進、精神保健等の相談指導を行うなど、保健・医療に関する相談窓口になります。</li> </ul>
佐久児童相談所 (佐久市)	<p>児童相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の児童の発育と障がい等あらゆる問題について、相談・指導を行います。また、児童虐待に関する通告通報を365日24時間、電話にて受け付けています。</li> </ul>
	<p>知的障がい者を対象として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知的障がい者に関する問題について、家庭その他からの相談に応じ、医学的・心理学的、職能的判定を行い、必要な指導を行います。</li> </ul>
長野県立総合リハビリテーションセンター (長野市)	<p>身体障がい者を対象として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者の医学的・心理学的、職能的判定を行うとともに、専門的な相談や指導等を行います。</li> <li>また、遠隔地の身体障がい者に対しても県内を巡回して相談・判定・指導を行います。</li> <li>リハビリテーションセンターの研修等に参加し、職員の知識の向上を図り、引き続き連携を図ります。</li> </ul>
長野県精神保健福祉センター (長野市)	<p>精神障がい者を対象として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所や市町村など関係機関の職員に対する技術指導・援助を行います。</li> <li>また、発達障害者支援センター・自殺予防情報センター・ひきこもり支援センター等が併設されています。</li> <li>地域での講習会及び職員の知識向上を図り、引き続き連携を図ります。</li> </ul>
盲・ろう・養護学校、 教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期教育、就学前指導、適正就学、進路指導、諸検査等、障がい児の教育の全般的なことについて、相談に応じています。</li> </ul>
町民課・日本年金機構 (小諸年金事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害基礎年金に関する相談と請求書・届書の受付を行います。</li> <li>障害厚生年金に関する相談と支給・届書の受付を行います。</li> </ul>
民生児童委員	<p>社会奉仕の精神をもち、基本的人権を尊重し、政治的中立の立場において、民生委員法・児童福祉法に規定される職務を遂行しています。</p> <p>地域における障がい者の支援者として連携を図ります。</p>

## 第2節 保健・医療・福祉サービス

No	事業名	内容												
1	子育て相談・巡回相談	発達について保健師が随時相談に応じるほか、言語聴覚士による子育て相談、小グループでの親子にここ教室を開催しています。 保育園に対しては、巡回相談を実施し、心理職等の専門職が相談助言を行います。												
2	難病患者等通院費補助	国の特定疾病治療研究事業並びに小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の対象疾患及びじん臓機能障がい（血液透析）・精神疾患（精神保健法32条）・進行性筋萎縮症・ウイルス肝炎の患者に対し、福祉の増進・経済的負担の軽減を図るため、通院費の補助を行います。 平成29年度（申請件数93件 補助金 1,047,570円） 平成30年度（申請件数91件 補助金 933,230円） 令和元年度（申請件数87件 補助金 795,960円）												
3	医療費の補助（福祉医療費制度）	県の制度以外に町単独事業として、妊産婦、精神障がい者の通院・入院に係わる医療費の給付を行い、経済的な負担を軽減しています。 平成30年8月診療分より、長野県は福祉医療のうち、乳幼児及び児童を対象として、中学生までの窓口負担の無料化（1レセプト500円の手数料のみ）を実施しています。立科町では、高校まで独自の医療費軽減対応を行っています。												
4	自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の自己負担が原則1割となります。												
5	居宅生活における支援（障がい福祉サービス：訪問系サービス）	サービス提供事業者により、下記のサービスを実施しています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">サービス名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td> <td>自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</td> </tr> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを行います。</td> </tr> <tr> <td>同行援護</td> <td>視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td> <td>介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施します。</td> </tr> </tbody> </table>	サービス名	内容	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを行います。	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施します。
サービス名	内容													
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。													
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを行います。													
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。													
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。													
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施します。													

No	事業名	内容
6	移動支援事業(地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障がい者(児)について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。 サービス提供事業者により実施しています。
7	日中一時支援事業(地域生活支援事業)	障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。 サービス提供事業者により実施しています。
8	訪問入浴サービス(地域生活支援事業)	家庭での入浴が困難な在宅重度心身障がい者に対し、移動入浴車を派遣し、入浴の機会を提供します。 サービス提供事業者により実施しています。
9	タイムケア事業(地域福祉総合助成金事業)	在宅の障がい者(児)の介護者が、一時的に家庭において介護できないときに、登録介護者が介護します。 サービス提供事業者により実施しています。
10	補装具の交付(修理・借受け)・日常生活用具の給付	日常生活や社会生活の向上を図るため、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うことを目的とした、補装具の交付・修理・借受けを行います。 また、日常生活の便宜を図る用具の給付もあわせて行っています。

【補装具の交付(修理)・日常生活用具の給付(令和元年度3月31日現在)】

補装具	交 付		修 理	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
装具	3	224,784	0	0
補聴器	8	525,023	2	37,723
歩行器	1	95,973	0	0
車いす	2	620,798	3	27,982
矯正眼鏡	1	18,656	0	0
計	15	1,485,234	5	65,705
日常生活用具	給 付			
	件数	金 額 (円)		
自立生活支援用具	2	39,538		
排泄管理支援用具	139	1,161,942		
在宅療養支援用具	2	194,400		
情報・意志疎通支援用具	1	85,000		
計	144	1,480,880		

資料：町調べ

No	事業名	内容
11	重度障害者等家庭介護者慰労金支給事業	<p>重度障がい者を常時介護している方へより良い介護と、その家庭の福祉向上を目的として慰労金を支給します。</p> <p>慰労金 90,000 円</p> <p>平成 29 年度 (3 名) 270,000 円</p> <p>平成 30 年度 (5 名) 450,000 円</p> <p>令和元年度 (5 名) 450,000 円</p> <p>在宅での重度障害者の支援のため事業を継続します。</p>

【重度障害者等家庭介護者慰労金支給事業（各年度 3 月 31 日現在）】

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
65 歳未満重度障がい者	3	3	5	5

資料：町調べ

No	事業名	内容
12	社会福祉協議会における障がい関係在宅福祉サービス事業	<p>社会福祉協議会では、日常生活の支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移送サービス事業（車の貸し出しのみ）</li> <li>・生活福祉資金貸し付け事業</li> <li>・車いす短期貸し出し事業</li> <li>・町の茶の間「ただいま」</li> </ul>
13	生活環境整備の支援	<p>重度障がい者が、日常生活をできるだけ自力で行えるよう、さらに、介護者の負担軽減を図るため、自宅改修等住宅環境の整備を支援します。平成 29 年度～令和元年度まで利用者はありませんでしたが、事業は継続して実施します。</p>
14	福祉施設サービス	<p>障がい者が医学的な治療や生活訓練を必要としたり、就労することを希望する場合、関係機関と連絡・調整を図り、施設利用等を支援します。</p>
15	社会参加支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加の促進を図るため、身体障がい者用自動車改造助成事業を実施しています。</li> <li>・盲導犬給付者に対して、飼育費の助成を行い、視覚障がい者等の支援を行います。</li> </ul>

### 第3節 療育・教育サービス

No	事業名	内容
1	障がい児保育	発達の遅れや心身に障がいのある幼児の保育を促進するため、保育園をはじめ、関係機関及び実施機関との連携を密接に行っています。
2	子育て相談員の配置	保育園に子育て相談員を配置し、保護者からの相談に対応しています。保護者との連携を図っています。
3	中間教室の設置	不登校児童・生徒を対象に、学校復帰に向けての集団適応指導や学習指導等を行うため、中学校に中間教室を設置しています。
4	教育支援委員会	心身に障がいがある児童・生徒の適切な就学指導を図るため、立科町教育支援委員会を設置しています。
5	特別支援教育	児童・生徒一人一人の障がいや発達の状況に応じた、多様で適切な教育の場を提供しており、利用者が増加しています。
6	障害児通所支援(児童福祉法)	未就学の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作や知識機能を習得するとともに、集団生活に適応できるよう指導、訓練、治療を行います。 佐久圏域では、児童発達支援センターがなく、民間等の事業所に通う必要があるため、発達支援センターの設置に向けて、圏域市町村で連携し計画します。
7	放課後等デイサービス(児童福祉法)	就学している障がい児が、放課後や夏休み等の学校の休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流ができるよう指導、訓練を行います。 町内では2事業者が実施しています。近隣市の事業者の利用もあり、一定のニーズがあります。今後は利用者の増加も見込まれるため、事業者と情報提供等連携を図ります。
8	障害児入所支援(児童福祉法)	18歳未満の障がい児が入所し、独立自活に必要な知識や技能などについて指導、訓練を行います。 現在、利用者はありませんが、住み慣れた地域での生活ができるよう、施設サービスと並行して、地域移行支援事業の拡充を図ります。



## 第4節 雇用対策、職業訓練

障がい者の多くは、将来の生活について、自分自身で通勤し、働きながら自立した地域生活ができることを望んでいます。

しかし、現状は社会参加や就労の機会が得られにくく、生きがいのある生活を営むことが困難な状況も見受けられます。

障害者就業・生活支援センターを中心に関係機関が連携して、就労に向けた相談、訓練から就労後の定着支援、生活相談までを一体的に支援しています。就労支援事業所の支援力の向上、就労者の増加に伴う定着支援の強化等や、地域での就職先の確保が課題となっています。

No	機関名	内容
1	佐久圏域 障がい者就業・生活支援センター（ほーぷ）	佐久圏域に就労支援ワーカーを配置し、障がい者の就職や職場定着支援を行います。 事業内容の周知、就労希望者の相談指導を行います。
2	佐久公共職業安定所（ハローワーク佐久）	・職業紹介・職業指導等の業務を行う国の機関です。 ・障がい者の職業相談・職業紹介を専門に行う担当者が配属されています。
3	公共職業訓練	障がい者の雇用を促進するため、適性或地域の雇用ニーズに対応した職業訓練を実施しています。 就労希望者への周知及び利用促進を図ります。
4	長野県障害者職業センター	障がい者に対して、公共職業安定所（ハローワーク）や地域の支援機関と連携しながら、職業相談や職業評価、必要な方に対しては職業準備支援事業やジョブコーチ支援事業を活用した支援を行います。また、障がい者を雇用中あるいは雇用しようとしている事業主に対しても、雇い入れや雇用管理に係る助言・援助を行います。 就労希望者への周知及び利用促進を図ります。

## 第5節 スポーツ・レクリエーション・文化

障がい者スポーツ大会への参加等を行っていますが、対象者が限られている傾向があり、広がりが求められている現状です。

下記の事業により、潤いある生活を目指した交流の場が提供されており、社会福祉協議会を中心として、各種行事への参加を図っています。

No	事業（大会）名	内容
1	佐久地区障がい者スポーツ大会（佐久保健福祉事務所）	障がい者の体力の維持増強と、地域住民の理解を深めるため、身近で参加できる大会を開催します。佐久圏域で例年内容を検討し、障がい者の大きなイベントとなっています。

No	事業（大会）名	内容
2	長野県障がい者スポーツ大会（長野県）	障がいのある選手が競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進を図ります。 長野県全体で希望者が参加します。
3	長野県障がい者文化芸術祭（長野県）	様々な文化芸術活動の成果を発表し、障がいのある人もない人もともに出会いとふれあいの輪を広げることにより、障がい者の社会参加促進を図ります。
4	希望の旅事業（立科町社会福祉協議会）	障がい者とその介護者等に交流の場と、社会参加の機会を提供する事業として、日帰り旅行を実施しています。
5	サンスポート佐久「スポーツクラブ」	サンスポート佐久と共催で、障がい者が運動できる場として体育館を開放しています。障がい者スポーツの体験もでき、理解の促進にも取り組んでいます。

## 第6節 防犯・防災対策

地域において、民生児童委員等による見守り・声かけが行われ、障がい者等の安全が図られています。

立科町地域防災計画を策定し、災害時の体制強化を図っています。さらに、災害時における情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者を対象に、平成23年度末より避難行動要支援者台帳を作成し、障がい者等が安心して暮らせる環境整備を進めています。年1回の名簿の見直しを民生児童委員が、要支援者宅を訪問し内容の確認を行い台帳の更新作業を行っています。台帳は各地区の区長・部落長・民生児童委員に配布され災害時の台帳として活用しています。さらに、年1回の防災訓練の際には各地区にて、名簿の避難者の確認作業を行っています。

## 第7節 サービスを支える人の状況

### 1 ボランティア団体等の状況

障がい者が地域で生活していく上で、様々な福祉サービスとともに、ボランティアの果たす役割がますます重要になってきています。

立科町社会福祉協議会にて、町民活動センターを運営し、障がい者の日常生活を支援するとともに、ボランティア活動を希望する人の支援活動を行っていますが、ボランティア団体が減少傾向にあるため、現在の活動の支援のほか、新たなボランティアの発掘が重要となっています。

【ボランティア登録団体・登録人員の推移（各年度10月現在）】

(単位：人)

	グループ登録		個人登録	登録人数計
	(団体)	(人)	(人)	(人)
平成 28 年度	44	500	77	577
平成 29 年度	31	420	53	473
平成 30 年度	32	460	32	492
平成元年度	31	396	48	444

資料：町調べ

No	事業名	内容
1	障がいのある方へのボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新春あつたかふれあいの集い（交流会）</li> <li>・朗読ボランティア（広報のテープ朗読など）</li> <li>・手話通訳・要訳筆記</li> <li>・福祉施設訪問（たてしなホーム・ハートフルケアたてしな・たてしなふれ愛園等）</li> <li>・ふれ愛・ささえ愛ネットワーク（見守り活動など）</li> <li>・ころころりんの集い（交流会）</li> </ul> 活動する団体でも、参加者が減少しているため、支援策を検討していく必要があります。
2	障がいのある方のボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉体験教室講師や各種交流会に参加するなど活動を行っており、今後も活動を支援していきます。</li> </ul>

## 2 医療機関等の状況

町内の障がい者福祉に関する医療機関等の状況は、次のとおりです。

### (1) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師\*に規定する指定医の状況（町内）

人	種類	肢体不自由	心臓機能障がい	呼吸器機能障がい	小腸機能障がい	ぼうこう機能障がい
	1名		○	○	○	○

※ 身体障害者福祉法第 15 条指定医師：

身体障害者手帳を申請する場合は、身体障害者福祉法第 15 条により、都道府県知事の指定する医師の診断書が必要です。

この指定は障がいの分野ごとに定められており、指定を受けていない医師が書いた診断書、又は指定医師が書いてはいるが、その医師が指定を受けている分野以外の分野について書かれた診断書については、全て無効となります。

(2) 精神保健福祉法第 18 条に規定する精神保健指定医は町内にはありません。

(3) 障害者総合支援法第 59 条第 1 項に規定する自立支援医療指定医は町内にはありません。

# 【 各 論 】

# 第1章 障がい者計画の分野別施策

---

## 第1節 生活支援

### 1 現状と課題

- (1) 障がいの重度化・重複化、さらに、高齢化に伴い居住の支援や介護保険施設に移行を希望するケースが出てきており、障がいをもつ高齢者の受入をどのようにしていくかが課題となっています。また、サービス提供体制のあり方が課題となっています。
- (2) 地域移行の推進に向けて、地域での居場所づくりを行うとともに、グループホーム等の受け皿の必要性も検討しています。さらに、相談支援の体制や日中活動の場の整備を進めるとともに、地域全体が、障がい者を理解し、受け入れていくことが必要です。また、特別支援学校卒業後や地域生活への移行後には、本人の希望にあった日中活動の場を確保することが必要となります。
- (3) 障がい者が安心して福祉サービスを利用できるよう、処遇改善加算等への取組を行っています。スキルアップの継続と、サービスの質の向上に向けた取組を推進していく必要があります。
- (4) アンケート調査の「住まい」では、「自宅・アパート」が86%、「介護保険などの高齢者のための施設」が2%となっており、「グループホーム」と答えた方は1%でした。

### 2 今後の方向性

- (1) 障がい者個人のニーズ及び実態に応じて在宅サービスの実施を検討します。また、発達支援等の幼児や、放課後等デイサービスなど、利用者の増加が見込まれる事業について希望に沿った支援を検討していきます。
- (2) 日中活動の基盤整備のため、平成28年度から地域活動支援センターを設置しました。地域の様々な資源を活用したサービスを提供することにより、住み慣れた地域で、自分らしい生活ができるように支援します。
- (3) 障がい者へ情報提供の充実として、障害手帳交付時の説明や広報等による周知を図り、各事業所との連携、情報交換、事業者とのネットワークづくりに取り組み、福祉サービスの質の向上を図ります。

### 3 主な取組

#### (1) 在宅サービスの充実

障がい者の自立支援と介護者の負担軽減のために、在宅サービスを実施しています。また、事業者との連携を図り、サービスの質の向上を図りながら継続して実施していきます。

主な事業展開	障害者総合支援法に基づく訪問系サービスの充実、短期入所施設等の空き情報の確認、日中一時支援事業、タイムケア事業、訪問入浴サービス
--------	--

#### (2) 地域移行の促進

地域移行のニーズ把握に努め、地域移行に向けた圏域での対応を検討していきます。

主な事業展開	相談支援体制の充実、グループホームの体験利用、地域住民への啓発活動
--------	-----------------------------------

#### (3) 日中活動の充実

平成28年度から、社会福祉協議会において町の共同作業所について、生活介護事業所の指定を受け、あわせて地域活動支援センターを実施することで、日中の活動の場の整備を図りました。今後は、地域活動支援センターの周知を図り、気軽に立ち寄れる、日中の活動の場として取り組みます。

主な事業展開	日中活動の場の広報等
--------	------------

#### (4) サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上を図るため、事業者との連携、情報交換、障がい者や介護者への情報提供等を行います。そのため、毎年、立科町身体障害者福祉協会の総会への参加、小諸養護学校保護者会との意見交換を実施し、更に令和2年度から事業者連絡会議を定期開催しており、サービスの質の向上に取り組みます。

主な事業展開	情報提供の充実、事業者連絡会等の開催
--------	--------------------

## 第2節 保健・医療

### 1 現状と課題

発達等の相談から日常生活全般にわたる相談まで、必要なときに早期に受けられるようにする必要があります。また医療費等の助成事業は今後も該当者への周知・広報に努めます。

### 2 今後の方向性

相談等が早期に受けられるよう巡回相談や教室等での支援を継続して行います。また、医療費等の助成事業等の周知に努めます。

### 3 主な取組

#### (1) 相談事業の充実

保健・医療・福祉部門で連携し、発達等の相談や心の健康、日常生活全般について、早期の相談が受けられるよう努めます。

主な事業展開	発達や精神などの専門的相談事業の実施、巡回による相談助言の実施
--------	---------------------------------

#### (2) 医療費等の助成事業の広報

障がい者が安心して医療・福祉を受けられ、また、障がいの重度化を防止し健康増進を図るため、助成事業の広報等に努めます。

主な事業展開	療育事業、福祉医療、自立支援医療
--------	------------------

## 第3節 生活環境

### 1 現状と課題

- (1) 障がい者が安心して地域で自立した生活を送るには、住まいの場であるグループホームの整備が必要となります。現在、立科町には、1事業所が7つのグループホームを運営しており、障がい者の居住の場として大きな役割を果たしております。今後もグループホームの希望状況を考慮しながら、グループホームの必要性について検討していきます。
- (2) 障がい者が暮らしやすい生活環境づくりに向けた住宅改良費等の助成について、平成29年度から令和元年度の事業はありませんでしたが、今後も多くの人が利用できるようにしていく必要があります。
- (3) 障がい者が地域で自立した生活を送るには、移動手段を整備する必要があります。また、タクシー料金の補助等、他の施策については公共交通活性化協議会にて検討しております。

### 2 今後の方向性

- (1) 障がいの重度化、高齢化にも対応できるよう、圏域全体でグループホーム等の必要性を検討します。
- (2) ニーズに応じた多様な住まいの選択ができるよう、情報提供を行います。
- (3) 移動手段の確保として、福祉有償運送等の支援に取り組みます。

### 3 主な取組

#### (1) 居住支援の充実

高齢者や障がい者等の状況に応じた居住支援や住まい探しのサポート、さらに、住宅改良についても検討し、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが続けられるよう、支援を行います。

主な事業展開	住宅改良費助成、新たな住まい方の検討
--------	--------------------

#### (2) 移動のための支援の充実

公共交通機関を利用することが困難な車いす等利用者の外出支援が円滑に行われるよう、町の地域交通活性化協議会と連携・調整を図り、必要に応じて福祉有償運送運営協議会の立ち上げ、サービスの実施に取り組みます。

主な事業展開	公共交通の利用支援、福祉有償運送の関係機関との連携
--------	---------------------------



## 第4節 雇用・就労、経済的自立の支援

### 1 現状と課題

- (1) 障がい者就業・生活支援センターを中心とした関係機関が連携して、就労に向けた相談、訓練から就労後の定着支援、生活相談までを一体的に支援していますが、佐久圏域では就労支援事業所が不足しているため、事業者の資質向上のほか、事業所の運営の継続・職員の確保等が課題となっています。
- (2) 立科町障害者優先調達推進方針の策定等により、工賃向上や販売促進等働く障がい者の自立に向けた取組として、共同作業所（たてしなふれ愛園）において、障害者優先調達推進方針により、定期的に物品の購入を行っています。また、トイレットペーパーの購入、農業生産物（野菜）の学校給食への納入、清掃業務の委託を行っています。購入品目の増加を図り、障がい者就労施設等でのより一層の生産力、販売力の向上を図ります。
- (3) 障がい者が地域で自立した生活を営むため、雇用・就業の促進とあわせて、障害者基礎年金等公的年金を中心とした制度による経済的自立を進めていけるよう、周知を図っています。
- (4) アンケート調査では、「会社などに勤めている（正社員・パート・アルバイト）」方は40%、「通所施設や作業所などに通っている」方は25%となっています。

### 2 今後の方向性

- (1) 就労支援施設等から、一般就労への移行を推進していくため、就労継続事業所利用者が一般就労に移行していけるように、事業者と連携を図ります。
- (2) 関係機関と連携し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援を拡充し、就労継続事業所利用者が一般就労に移行していけるように、事業者に協力を依頼します。
- (3) 多様な障がい特性にあわせた就労支援に取り組むため、就労継続事業所利用者が一般就労に移行していけるように、事業者に協力を依頼していきます。
- (4) 障がい児の地域における職場体験（ふれジョブ）等、障がい児が参加できる活動について、養護学校保護者会等に情報提供を行います。

### 3 主な取組

#### (1) 就労支援の充実

就業希望者には情報の提供を行い、専門機関として佐久圏域障害者就業・生活支援センターにて取り組み実施しています。町内では就労移行事業所はなく、佐久圏域での取組となっています。就労移行事業所が不足しているため、養護学校生徒への就労アセスメント不足が佐久圏域では課題となっています。多様な障がい特性に対応するため、障害者就業・生活支援センターの積極的な活用、専門機関とのネットワークの充実を図ります。また、ハローワークや医療機関とも連携を図ります。

主な事業展開	障がい者就業・生活支援センターや専門機関とのネットワークの強化、就労移行支援事業所の整備、ぷれジョブへの取組支援 ハローワークとの連携、医療機関との連携
--------	---

#### (2) 雇用の促進

町内企業との連携を図り、就労状況の把握、雇用促進の働きかけを行い、障がい者の就労の場の確保に努めます。

主な事業展開	町内企業との雇用促進の連携
--------	---------------

#### (3) 工賃の向上

立科町障害者優先調達推進方針を庁内に広く周知し、障がい者就労支援施設等への物品、役務の調達を拡大します。役場では、共同作業所（たてしなふれ愛園等）より物品の購入を実施しており、継続して、物品の購入を推進するとともに、拡充を図ります。

主な事業展開	立科町障害者優先調達推進方針に基づく物品・役務の調達
--------	----------------------------

#### (4) 経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、雇用・就業の促進に関する施策とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の運用が重要です。対象者への申請案内や相談に取り組みます。また、年金の周知を引き続き実施します。

主な事業展開	特別障害者手当の支給、障害年金制度の周知
--------	----------------------

## 第5節 教育・文化芸術活動・スポーツ等

### 1 現状と課題

- (1) 現在、放課後等デイサービスの事業所が町内2か所、近隣市に2か所あり、定期的に児童が利用しています。利用者のニーズを見ながら、サービスの確保を図ります。
- (2) 支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、関係機関のネットワークづくりに取り組み、スムーズな支援につなげる必要があります。
- (3) 障害者芸術・文化祭の開催や、佐久圏域障がい者スポーツ大会、県のスポーツ大会への参加等を通じて、文化芸術活動やスポーツの普及が図られています。参加・活動の機会の拡充やサポートスタッフなどの人材育成が課題となっています。
- (4) アンケート調査では、保育園・幼稚園や学校等に通っている児童・生徒等はあわせて約1%となっています。

### 2 今後の方向性

- (1) 子どもの障がいを早期に発見し、必要な訓練や支援が受けられるようサービスの確保が必要であり、保育園での相談支援により早期の受診につなげています。また、障がい児の教育支援が行える場所の拡充を佐久圏域で検討していきます。
- (2) 配慮が必要な子どもの支援が途切れないように、関係機関との連携体制を構築しました。更にスムーズに支援できるよう、連携・運用に取り組みます。
- (3) 障がいの有無に関わらず、ともに楽しむことができる文化芸術活動、スポーツの推進に取り組みます。また、障がい者が定期的にスポーツに参加できる機会を確保します。

### 3 主な取組

#### (1) 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保

配慮が必要な子どもの社会的な自立や発達を促す障害児通所支援である、放課後等デイサービスは町内2か所あります。しかし児童発達支援事業者は町内になく、近隣市の事業所を利用しています。児童発達支援事業者が少ないため、佐久圏域で事業所の確保及び拡充を検討します。

主な事業展開	児童発達支援・放課後等デイサービス
--------	-------------------

## (2) 途切れのない支援

配慮が必要な子どもの支援が途切れないように、各関係機関の連携体制の整備を行いました。今後もスムーズな支援に取り組めます。

主な事業展開	就学相談の充実、教育相談員の配置、特別支援教育コーディネーター連絡会等関係者の連携体制の充実
--------	--

## (3) 文化芸術活動・スポーツ等

スポーツやレクリエーションの各種行事の運営等について、障がいのある人も参加しやすくなるよう配慮するとともに、広報等を通じて周知します。また、障がい者がスポーツに参加できる機会を提供するため、定期的に体育館を開放しており、継続して事業を実施します。

主な事業展開	佐久障がい者スポーツ大会、長野県障がい者スポーツ大会、町内でのスポーツの場の確保
--------	--

## 第6節 つながり

### 1 現状と課題

- (1) 意思疎通支援事業では、意思表示を支援する意思疎通機器の提供などを通じ、申請や情報取得の際の支援に努めてきました。
- (2) 行政情報の発信にあたっては、広報、有線放送、音声告知放送、ホームページ等複数の手段により発信しています。引き続き情報提供の充実を図っていく必要があります。
- (3) アンケート調査では、「福祉サービスの情報の取得方法」について、「町の担当（保健福祉係）窓口」が30%、「町の広報」が16%、「福祉の事業所」が10%となっています。

### 2 今後の方向性

- (1) 対象者に向けての広報・周知に努め、意思疎通支援の充実を推進します。
- (2) 行政情報の発信にあたっては、引き続き情報提供の充実を図っていきます。

### 3 主な取組

#### (1) 意思疎通支援の充実

意思疎通支援事業による支援を行い、手話等の手段の啓発、支援する人の育成を圏域で行います。また、手話通訳者の派遣事業を実施するとともに、手話講習会・要約筆記の教室の開催等を圏域で検討していきます。

主な事業展開	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話講習会の実施、意思疎通支援用具の提供
--------	-------------------------------------

#### (2) 行政情報の発信

行政情報の提供にあたり、さらなる提供手段の充実に努めます。

主な事業展開	広報、有線放送、音声告知放送、ホームページ、配信アプリ等
--------	------------------------------

## 第7節 行政サービス等における配慮

### 1 現状と課題

- (1) 必要な人が適正な配慮を受けることができるよう、町職員を対象とした、研修等を行っていく必要があります。
- (2) 障がいの有無に関わらず、ともに生きる地域社会を目指すために、障がい者の要望等を反映していく機会が必要です。今後は、参加しやすい環境を整えていくことが必要です。また、共生社会を目指し、地域でともに生きていくための仕組みづくりや、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。

### 2 今後の方向性

- (1) 町職員等の理解を促進する機会の拡大として、障がいについての研修等の実施を検討します。
- (2) 障がいの有無に関わらず、誰もが町で行う事業に参画できるよう努めます。

### 3 主な取組

#### (1) 町職員等に対する研修

研修制度を充実させ、障がいに対する理解を促進します。

主な事業展開	町職員に対する障がいについての研修会の実施
--------	-----------------------

#### (2) 町の実施する各種事業への参加

障がい者が町の行う事業に参加しやすい環境の確保に努めます。

主な事業展開	障がい者が町で行う事業に参加しやすい環境の配慮
--------	-------------------------

## 第8節 安全・安心

### 1 現状と課題

- (1) 障がい者が地域で安心して暮らし続けることができ、身近な日常生活の場でその人にあった支援が包括的・継続的に切れ目なく受けられるように、相談体制の充実を図る必要があります。
- (2) 障がい者やその家族が安心して自立した地域生活を送れるよう、家族支援を充実させるとともに、佐久圏域での自立支援協議会を開催し、圏域での支援ネットワークを形成しています。ネットワークを通じて、地域内の課題等を抽出・整理していくとともに、町内関係事業者間のネットワークからサービスの質の向上につなげる必要があります。
- (3) 福祉ニーズの多様化に伴い、専門人材へのニーズが高まっており、人材の確保・育成を図る必要がありますが、人材確保が困難となってきたため、支援策等の検討が必要となっています。
- (4) 大震災等の数々の教訓を踏まえ、避難行動要支援者に対する避難支援体制として、避難行動要支援者台帳の整備を実施しています。台帳をもとに年1回の各地区での防災訓練を実施し、地域の要支援者の支援方法や地域での防災対策の拡充を図っています。
- (5) アンケート調査では、「災害時における一人での避難」について、「できる」と回答した方は33%、「できない」と回答したが34%となっています。また、「災害時に不安に思うこと」について、「ひとりでは避難できない」が17%、「薬や医療的なケアが確保できるか不安」が16%、「避難所で他の人と一緒に過ごすことが難しい」が12%となっています。

### 2 今後の方向性

- (1) 相談支援事業者をはじめとする障がい福祉サービス事業者等のネットワークとして、自立支援協議会により佐久圏域での連携を図っており、更に町内福祉サービス事業者とのネットワーク形成も構築しました。今後は事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- (2) 地域で安定して保健福祉サービスを利用できるよう、県では福祉人材の確保に向けた支援策等の検討が進められています。
- (3) 障がい者が地域において、安全に安心して生活することができるよう、避難行動要支援者台帳を整備し、支援が必要な障がい者を掲載していますが、今後は福祉避難所の設置を検討します。

### 3 主な取組

#### (1) 相談支援体制の実施

身近な地域で専門的な相談支援を受けることのできる体制として、佐久障害者相談支援センターに専門家の配置を行い、相談業務の拡充を図っています。今後は、基幹センター化した相談支援センターで、更に総合的、専門的な支援を行います。また、町においては、町民課窓口のほか、社会福祉協議会に委託している地域活動支援センターの相談支援等身近な場所での支援を行います。

主な事業展開	佐久障害者相談支援センター・障害者相談支援センターの充実 町・地域活動支援センターでの支援
--------	--

#### (2) 支援ネットワークの構築

町が主体となり事業者ネットワークの構築を図るとともに、関係機関が集まって地域における様々な事例検討を重ねる中で、地域の課題を発見し、その課題解決に向けた検討を行います。

主な事業展開	町内事業者との連携・情報交換
--------	----------------

#### (3) 保健福祉人材の育成・確保

地域福祉を推進する上では欠かせない民生児童委員や身近な地域で主体的な活動を行うボランティアグループを支援し、連携を深めていきます。

主な事業展開	保健・福祉関係者の研修会
--------	--------------

#### (4) 家族支援の充実

障がい者を介護する家族の方を対象にしたレスパイトのため、日中一時・タイムケア事業・訪問入浴サービス事業・相談支援事業を実施し、家族支援を行います。

障がい者と暮らす家族が抱える不安や悩みを受け止め、家族の方に寄り添った相談体制について検討します。

主な事業展開	日中一時支援事業・タイムケア事業、訪問入浴サービス事業、相談支援事業
--------	------------------------------------

#### (5) 見守りの推進

地域コミュニティを活性化させ、行政だけでは対処しきれないひとり暮らし高齢者や障がい者等の見守り等、地域住民同士の支えあいに取り組む地域づくりを進めます。そのため、介護保険事業では地域包括ケアシステムの構築の中で、懇話会の開催等により地域資源の活用を検討しています。また、地域住民同士の支え合い支援のため、地域でのボランティア活動の支援を行います。

主な事業展開	ボランティア活動への支援
--------	--------------



## (6) 防災対策の推進

災害発生時や発生のおそれがある場合に、誰もが災害に関する情報が得られるように仕組みを整え、体制の整備を進めるため、避難行動要援護者台帳の整備をはじめ、総合防災訓練・地域防災訓練を実施しています。また、福祉避難所の整備に努めます。

主な事業展開	災害時要援護者支援台帳の整備、総合防災訓練の実施
--------	--------------------------

## (7) 災害・感染症対策の推進

障がい福祉事業所等と連携して防災や感染症対策についての周知啓発を実施するとともに、関係課や関係機関と連携して、災害・感染症の発生時に必要となる衛生資材や物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。また、県及び関係団体と連携していきます。

# 第9節 差別の解消、権利擁護の推進

## 1 現状と課題

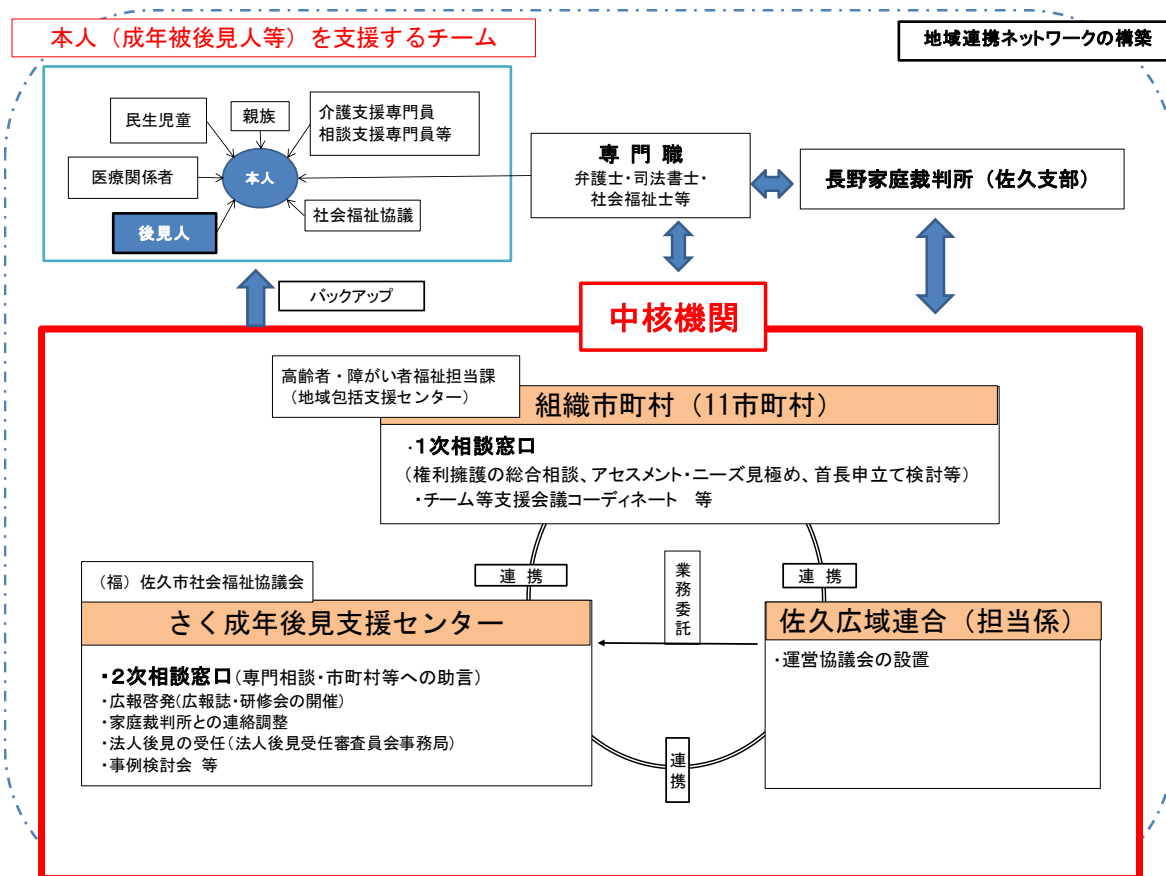
- (1) 地域住民が障がいについて正しく理解し、受け入れていくためには、交流する機会を拡大していく必要があります。
- (2) 障害者虐待防止法が施行され、町に虐待通報・届出窓口を設置しました。また、障害者虐待防止について、広報・窓口の周知を図ります。
- (3) 成年後見制度利用支援事業については、佐久広域連合の成年後見センターへ委託し、住民からの相談対応や成年後見に関する講座を開催しています。
- (4) アンケート調査では、「障がいによる差別や嫌な思いの経験」が「ある（「ある」、「少しある」の合計）」と回答した方は26%となっています。また、「成年後見制度の認知」については、「名前も内容も知らない」が26%、「名前も内容も知っている」が30%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が27%となっています。

## 2 今後の方向性

- (1) 地域住民が障がいについて理解を深めるため、広報等啓発に努めます。
- (2) 障がいを理由とする差別や虐待防止について、広報に掲載するなど、さらに周知・啓発を行っていく必要があります。
- (3) 判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及として、佐久広域連合の成年後見センターにて、相談支援や講座を開催しており、継続して実施します。
- (4) 佐久広域連合を中心に成年後見制度利用促進法に基づく中核機関※を設置をし、相談・専門的な助言・地域の協議会の運営等を実施していきます。

※中核機関とは専門職による助言等の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関。

【圏域における中核機関のイメージ図】



### 3 主な取組

#### (1) 障がい理解の促進

障がいの捉え方や特性を理解できるよう、広報等による周知に努めます。

主な事業展開	障がいや精神保健福祉に関する普及・啓発
--------	---------------------

#### (2) 障がいを理由とする差別解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動や周知に取り組みます。

主な事業展開	障がいを理由とする差別の禁止に関する普及・啓発
--------	-------------------------

#### (3) 虐待の防止

障がい者虐待防止の取組を広報等へ掲載し、住民へ周知・啓発に取り組みます。

主な事業展開	障がい者虐待防止の周知・啓発
--------	----------------

#### (4) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及として、佐久広域連合の成年後見センターにて、相談支援や講座を開催しており、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、圏域での中核機関の整備を令和3年度に行います。

主な事業展開	成年後見制度等の利用促進、圏域での中核機関の整備
--------	--------------------------

## 第2章 第6期障がい福祉計画

---

### 第1節 計画の基本的な考え方

この計画は、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域社会においてともに生きる社会の実現を目指し、障がい者の日常生活及び社会参加の機会の確保等が、自らの決定に基づき、必要な障がい福祉サービスなどが利用できる基盤整備を進めることを目標とします。

計画の基本目標の実現のために、次の基本的な視点により計画を推進します。

#### 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人が、自己選択と自己決定によって、社会に参加し自ら望む生活を送るために必要な支援を行います。

#### 2 一元的な障がい福祉サービス等の提供

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスは基礎自治体である町が一元的に実施します。本計画では障がいのある人が社会生活を送るために必要と認められるサービスを受けられるよう、その必要量を見込みます。

#### 3 入所等から地域生活の移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、入所施設・精神科病院から地域生活への移行、福祉的就労から一般就労への移行、地域生活の継続のための支援を行います。

#### 4 「地域共生社会」の実現に向けた取組

高齢者、障がい者（児）等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みづくりを目指します。また、住民団体等によるボランティア活動等のインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的にかかわれる仕組みづくりに取り組みます。

## 第2節 令和5年度までの成果目標

国の基本指針を踏まえ、令和5年度を目標年度とし、施設入所者の地域生活への移行や一般就労への移行について目標を設定しました。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

令和元年度末時点の施設入所者数は15人となっており、障がい者の在宅介護の現状や介護者の高齢化等を考慮して、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末時点の入所者数から6%削減し14人とします。

#### \* 第5期障がい福祉計画の実績（基本となる数値）

令和元年度末の 支給決定者数	県内に所在している事業所	県外に所在している事業所	施設入所者数(C) 〈(A) + (B)〉
	施設入所支援(A)	施設入所支援(B)	
	15人	0人	15人

#### (1) 地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	地域移行者数の割合 〈(D) / (C)〉
移行者数	0人	0人	0人	0人	1人	6.7%
年度			令和2年度+ 令和3年度	令和2年度+ 令和3年度+ 令和4年度	令和2年度+ 令和3年度+ 令和4年度+ 令和5年度 (D)	
累計			0人	0人	1人	

#### (2) 各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	削減数の割合 〈(E) / (C)〉
支給決定者数	15人	15人	15人	15人	14人	6.7%
削減数	単年度実績	令和元年度- 令和2年度	令和2年度- 令和3年度	令和3年度- 令和4年度	令和4年度- 令和5年度	
	累計	0人	0人	0人	1人	
令和元年度-令和5年度 (E)						1人

## 2 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

○精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がいのある人の地域移行支援等の利用を促進するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議を実施する。

#### (1) 精神障がい者の地域移行支援等の利用者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
共同生活援助の利用者数	4人	4人	4人
自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人

#### (2) 保健・医療・福祉関係者による協議の体制

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	6人	6人	8人
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援を利用。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

#### (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	令和元年度 (F)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (G)
合計	0人	0人	0人	1人	1人
内訳	①就労移行支援から				
	0人	0人	0人	1人	1人
	②就労継続支援 (A型・B型) から				
	0人	0人	0人	0人	0人
	①+②				
	0人	0人	0人	1人	1人
③生活介護・自立訓練 (機能訓練/生活訓練) から					
0人	0人	0人	0人	0人	
				令和元年度実績に対する伸び 〈(G) / (F)〉 一倍	

## (2) 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者割合

年度	町内での就労支援事業等から一般就労への移行者 (P)	左記のうち就労移行支援の利用者 (Q)	割合 (Q/P)
令和3年度	0人	0人	0%
令和4年度	1人	1人	100%
令和5年度	1人	1人	100%

## (3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

町内に就労定着支援事業所がないため成果目標の設定はありません。

## 4 相談支援体制の充実・強化

### 【国の基本指針】

○総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導、人材育成の支援、連携強化の取組回数について目標を設定。

### 佐久圏域での目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15回	15回	15回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	18回	18回	18回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	21件	21件	21件

## 5 障がい福祉サービスの質の向上のための取組

### 【国の基本指針】

○障がい福祉サービスの質の向上のため、職員の各種研修への参加人数と、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無等について目標値を設定。

### (1) 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人

### (2) 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
実施回数	12回	12回	12回

## 6 発達障がい者等の支援

発達障がい者（児）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援体制の充実を図ります。

国の基本指針では発達障がい者等の支援について町の成果目標は示されていませんが、町の活動指標としての目標を以下に設定します。

### 発達障がい者に対する支援に係る活動指標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	15人	15人
ペアレントメンターの人数（推進方策）	関係機関と連携してペアレント・メンターを有効的に活用し、地域における発達障がいに対する理解の促進及び、発達障がい児・者とその家族の支援体制の充実を図る。		
ピアサポート活動への参加人数（推進方策）	発達障がい児やその家族によるピアサポート活動の推進に向けて、その必要性や有効性について地域で理解を深め、ピアサポート活動の活性化を図る。		



## 7 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 【国の基本指針】

- 地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごと 1 拠点以上確保しつつ、機能充実のため年 1 回以上運営状況を検証する。

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えた地域生活支援拠点等は、グループホームや障がい者支援施設の居住支援機能とコーディネーター配置、ショートステイの地域支援機能の一体的な整備について佐久圏域障害者自立支援協議会等で検討を行っています。平成 30 年 4 月からは、緊急時の受入・対応について、緊急時一時入所支援事業として、佐久圏域を 3 ブロックに分けて、各施設の当番制により実施しています。他の重点項目についても佐久圏域で検討していきます。

### 【緊急時一時入所受入施設（立科町・佐久市エリア）】

たてしなホーム（立科町）、緑の牧場学園（佐久市）、こまば学園（佐久市）

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域生活支援拠点の数	1 カ所	1 カ所	1 カ所
運用状況の検証及び検討の回数 (回/年)	2 回	2 回	2 回

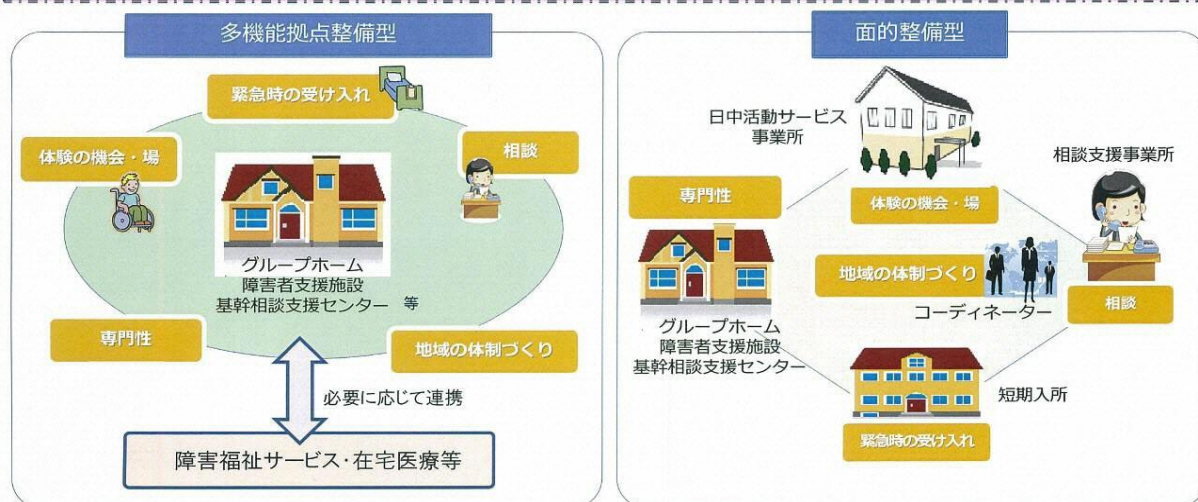
※地域生活支援拠点等の整備：

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るため、機能として、5つの必要な機能（①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を集約し、グループホームや障がい者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行うもの。

### 【地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）】

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



### 第3節 障がい福祉サービスの利用状況と見込量

令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービスの利用状況と必要量の見込みは次のとおりです。必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やニーズ調査、国の方針等を勘案し算出しています。

<p><b>【障がい福祉サービスとは？】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい福祉サービスには、訪問系、日中活動系、居住系サービスがあります。</li> <li>○ 訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があり、これはホームヘルパーの派遣によるサービスです。</li> <li>○ 日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、療養介護、短期入所などの通所・入所施設の昼間のサービスです。</li> <li>○ 居住系サービスには、共同生活援助・施設入所支援、自立生活援助などの夜間の居住を提供するサービスです。</li> </ul>
--

#### 1 訪問系サービス

項目	内容	
サービスの 内容	居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事などの介護や通院の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的、精神障がいのため常時介護が必要な人に対し居宅での生活全般にわたる介護や外出時における移動の介護を総合的に行います。
	同行援護	重度視覚障がい者（児）に対する外出時の移動、視覚的情報の支援、排せつ、食事等の介護の援助について支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護を行います。
	重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的に行います。
見込量確保 の方策	今後もサービス提供体制の確保を図るとともに、重度訪問看護や重度障害者等包括支援については、利用実績がないことから、サービス内容や対象者について十分な情報を提供できるよう努め、事業者の確保にも努めます。	

(1) 障がい者・障がい児の合算

(数値はひと月あたり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	計画値	時間	86	96	108	36	36	45
		人	9	10	11	4	4	5
	実績値	時間	64	59	35			
		人	5	4	4			
重度訪問介護	計画値	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0			
		人	0	0	0			
同行援護	計画値	時間	4	4	4	0	0	16
		人	1	1	1	0	0	1
	実績値	時間	0	0	0			
		人	0	0	0			
行動援護	計画値	時間	32	40	48	28	28	42
		人	4	5	6	2	2	3
	実績値	時間	27	28	25			
		人	2	2	2			
重度障害者等包括 支援	計画値	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0			
		人	0	0	0			

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

(2) 障がい児のみ

(数値はひと月あたり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	計画値	時間	8	8	8	0	0	0
		人	1	1	1	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/
重度訪問介護	計画値	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/
同行援護	計画値	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/
行動援護	計画値	時間	24	24	24	19	19	32
		人	3	3	3	1	12	
	実績値	時間	19	21	12	/	/	/
		人	1	1	1	/	/	/
重度障害者等包括 支援	計画値	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

## 2 日中活動系サービス

項目	内容		
サービスの 内容	生活介護	常時介護を必要とする人に対して、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行い、また創作的活動や生産活動の機会を提供します。	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	身体障がい者の身体機能の維持向上を目的とする機能訓練と、知的・精神障がい者を対象とする生活訓練の二種類に分かれます。いずれも自立した日常生活や社会生活を目指して身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練を一定の期間行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。	
	就労継続支援	A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場を提供し知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもので、事業所との雇用契約に基づき就労の機会を提供します。
		B型	一般企業等での就労が困難な人や一定の年齢に達している人に対して、働く場や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上を図るもので、雇用契約を伴わないものです。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に昼間において病院等への入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護を提供します。	
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、昼夜を通して施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。		
利用見込量 確保の方策	障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握し、サービス提供事業者の情報を提供します。 就労継続支援事業については、サービス利用につながない人の掘り起しを進めます。		

(数値はひと月あたり)

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
生活介護	計画値	人日	495	563	631	640	682	700
		人	22	25	28	30	31	32
	実績値	人日	449	510	503			
		人	23	25	24			
自立訓練 (機能訓練)	計画値	人日	12	12	12	0	22	22
		人	1	1	1	0	1	1
	実績値	人日	0	3	0			
		人	0	1	0			
自立訓練 (生活訓練)	計画値	人日	15	15	15	0	0	0
		人	1	1	1	0	0	0
	実績値	人日	0	0	0			
		人	0	0	0			
就労移行支援	計画値	人日	30	30	30	22	44	44
		人	5	5	5	1	2	2
	実績値	人日	57	19	0			
		人	4	2	0			
就労継続支援 (A型)	計画値	人日	22	22	22	20	20	20
		人	1	1	1	1	1	1
	実績値	人日	20	20	21			
		人	1	1	1			
就労継続支援 (B型)	計画値	人日	396	443	496	370	390	425
		人	27	30	34	22	23	25
	実績値	人日	319	315	343			
		人	18	18	15			
就労定着支援	計画値	人	1	1	1	0	1	1
	実績値	人	0	0	0			
療養介護	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			
短期入所(福祉型) 【障がい者・障がい児の合算】	計画値	人日	20	20	20	30	38	46
		人	3	3	3	4	5	6
	実績値	人日	20	26	28			
		人	3	4	4			
短期入所(医療型) 【障がい者・障がい児の合算】	計画値	人日	20	20	20	0	0	0
		人	2	2	2	0	0	0
	実績値	人日	0	0	0			
		人	0	0	0			

(数値はひと月あたり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所(福祉型) 【障がい児のみ】	計画値	人日	14	14	14	20	25	30
		人	2	2	2	2	3	4
	実績値	人日	15	16	16	/	/	/
		人	2	2	2	/	/	/
短期入所(医療型) 【障がい児のみ】	計画値	人日	20	20	20	0	0	0
		人	2	2	2	0	0	0
	実績値	人日	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

### 3 居住系サービス

項目	内容	
サービスの 内容	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
見込量確保 の方策	障がい者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、本人の希望とそれに合ったグループホーム等の情報収集に努めます。	

(数値はひと月あたり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	計画値	人	0	0	0	0	0	1
	実績値	人	0	0	0	/	/	/
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	人	12	13	14	11	11	12
	実績値	人	11	10	9	/	/	/
施設入所支援	計画値	人	12	11	10	15	15	14
	実績値	人	14	15	16	/	/	/

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

## 4 相談支援

項目	内容		
サービスの 内容	計画相談支援	本人に必要なサービス内容やサービス量等の相談やサービス等利用計画の作成を行います。指定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、サービス支給決定後に計画の見直し（モニタリング）を行います。	
	地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者に住居の確保など地域生活移行のための相談等を行います。
		地域定着支援	地域で単身生活の障がい者や同居家族からの支援が受けられない障がい者に、地域生活定着のための相談やサポートを行います。
見込量確保 の方策	計画相談支援は、利用者が増加傾向で推移しており、今後もサービス利用者数は増加していくものと見込みます。 地域移行支援及び地域定着支援の利用者はいませんでした。今後は地域移行を進め、利用意向の把握に努めます。		

(数値はひと月あたり)

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
計画相談支援	計画値	人	15	18	21	14	15	16
	実績値	人	11	11	12			
地域移行支援	計画値	人	1	1	1	0	0	1
	実績値	人	0	0	0			
地域定着支援	計画値	人	3	3	3	0	0	1
	実績値	人	0	0	0			

※令和2年度実績は推計値（11月末時点）



## 第4節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、町及び県が主体となって、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。さらに、町や県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を随時検討します。

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓 発事業	計画値	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の 有無	無	無	無			

#### (2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事 業	計画値	実施の 有無	無	無	有	無	無	有
	実績値	実施の 有無	無	無	無			

### (3) 相談支援事業

障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービス利用の援助、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業	計画値	か所	0	0	0	1	1	1
		基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	無	設置済み	設置済み	設置済み
	実績値	か所	1	1	1	/	/	/
		設置の有無	有	有	有	/	/	/
市町村相談支援機能強化事業	計画値	実施の有無	無	無	無	有	有	有
	実績値	実施の有無	無	無	無	/	/	/
住宅入居等支援事業	計画値	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	実績値	実施の有無	無	無	無	/	/	/

### (4) 成年後見制度利用支援事業

身寄りがないなどの理由で法定後見の申立てができない重度の知的障がい者又は精神障がい者で、障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする方等に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の助成を行います。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	人	1	1	1	0	1	1
	実績値	人	0	0	0	/	/	/

※令和2年度実績は推計値（11月末時点）

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人による法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、弁護士・司法書士等の専門職による支援体制の構築などを行います。

(さく成年後見支援センターにて実施していきます。)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人 後見支援事業	計画値	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	実施の 有無	無	無	無			

### (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な方に対する手話通訳者や要約筆記者の派遣事業等を行います。

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	計画値	件	2	2	2	3	3	3
	実績値	件	0	4	0			
手話通訳者設置事 業	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0			

※令和2年度実績は推計値（11月末時点）

### (7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、日常生活を営むのに支障のある重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	計画値	3	3	3	0	1	0
	実績値	0	0	0			
自立生活支援用具	計画値	1	1	1	2	1	2
	実績値	1	2	0			
在宅療養等支援用具	計画値	3	3	3	1	1	1
	実績値	1	2	0			
情報・意思疎通支援用具	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
排泄管理支援用具	計画値	120	130	140	255	265	275
	実績値	135	139	216			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画値	1	1	1	0	0	1
	実績値	0	0	0			

※令和2年度実績は推計値(11月末時点)

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する手話奉仕員養成研修を含む各種講座を実施します。

(佐久障がい者相談支援センターにて実施します。)

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	計画値	1	1	1	0	0	1
	実績値	0	0	0			

### (9) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出を円滑に行えるよう支援し、地域における自立した生活や社会参加の促進を図るものです。

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	計画値	人	8	9	10	4	4
		時間	408	459	510	420	420
	実績値	人	8	8	4		
		時間	103	396	345		

※令和2年度実績は推計値（11月末時点）

### (10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、基礎的事業として、障がい者に創作的活動や生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

サービス種別		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター	計画値	か所	1	1	1	1	1
		人	5	7	9	33	35
	実績値	か所	1	1	1		
		人	22	23	33		

※令和2年度実績は推計値（11月末時点）

## 第5節 佐久圏域障害者自立支援協議会

佐久圏域障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を担う定期的な協議の場として、諸課題について継続的な協議を実施しています。

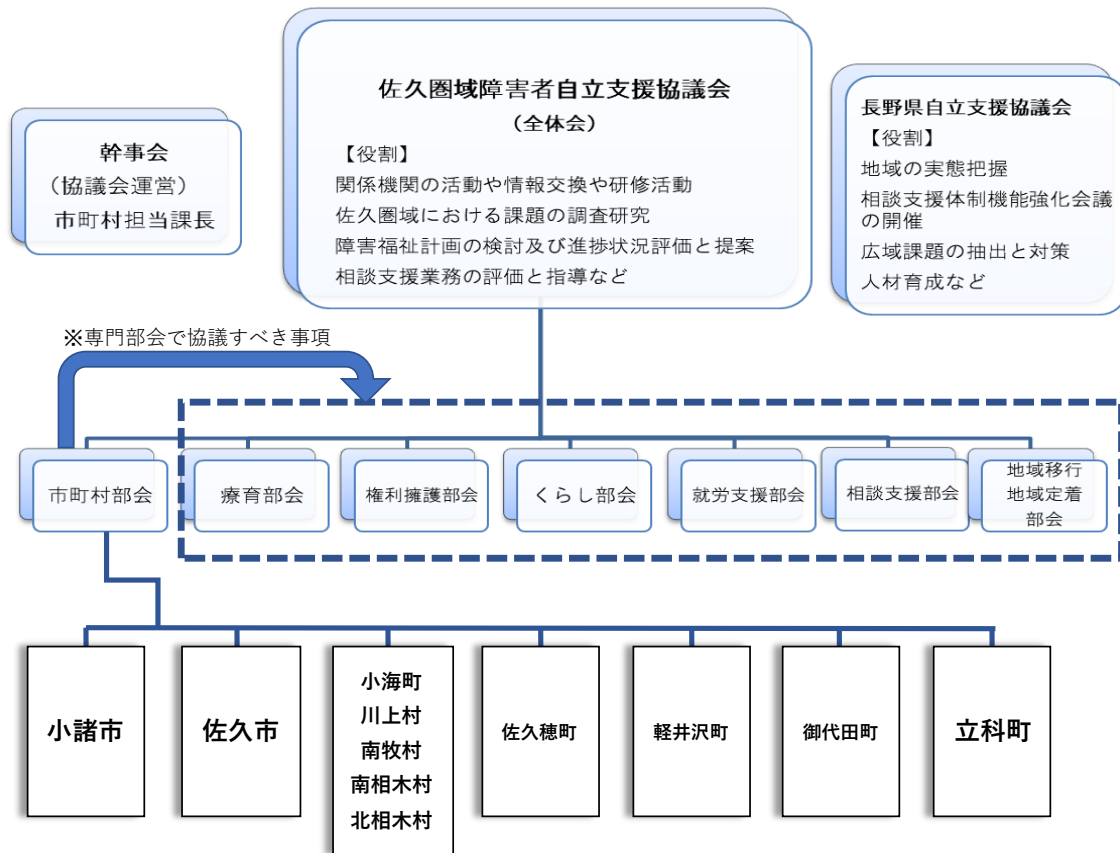
さらなる課題解決に向けて、令和2年度に部会の見直しを行い、令和3年度以降新たな部会課題の実施に向け取り組みます。

### 【佐久圏域障害者自立支援協議会 専門部会の設置目的と活動内容】（令和2年度末時点）

部会	活動内容
市町村部会	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すために、市町村として現状把握等を行う中から、課題等についての検討を進め、施策に反映させていくことを目的とします。
療育部会	発達障がいと重症心身の2本の柱をたて、佐久圏域の療育支援がより向上するよう活動します。具体的には、1：医療・教育・福祉、各関係機関のネットワーク化、2：情報共有や研修会・事例検討会の充実、3：圏域の療育に関する課題の把握と検討や社会資源の開発等を行います。
権利擁護部会	障害者虐待防止法及び障害者差別解消法等に関し各市町村、関係機関への啓発活動に取り組みます。
暮らし部会	佐久圏域の暮らしに関する地域課題(テーマ)を基軸とし、その課題の解決に向けて、調査・研修・協議を行います。結果として、活動や提言、情報交換等によるネットワークを構築して、具現化した成果を目指します。
就労支援部会	障がい者の就労支援について、地域における障がい者の就労に係る課題の把握及び、今後の取組等の方向性について、検討する場とします。
相談支援部会	佐久地域における相談支援の体制と連携を強化するための部会。障がい者の生活がより良くなるためにケアマネジメントの仕組みや、社会資源について検討していくことを目的としています。
地域移行・地域定着部会	障がい者等の地域移行や地域定着を進めるにあたっての地域の課題を共有し、保健・医療・福祉サービスの提供体制の整備や、インフォーマルな社会資源も含めた支援体制等について協議を行います。

※令和2年度に見直しを予定

【佐久圏域障害者自立支援協議会組織図】



※事業所連絡会

- 1 市町村部会の活動の一環として、「事業所連絡会」を置く。
- 2 各市町村の特性を踏まえた上で、複数市町村または市町村ごととする。
- 3 具体的な困難事例等から、市町村ごとの課題を明確化する。
- 4 課題解決策について協議し、圏域全域に共通した課題については各部会の協議事項とする。

## 第3章 第2期障がい児福祉計画

---

### 第1節 計画の基本的考え方

この計画は、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築のため、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制整備を図るものです。

計画の基本目標の実現のために、次の視点により計画を推進します。

#### 1 地域支援体制の構築

- (1) 障害児通所支援等について、障がい種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- (2) 児童発達支援センターについては、圏域において、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備に向けて検討を進めます。
- (3) 障害児通所支援及び障害児入所支援は、長野県による障害児通所支援の広域的な調整及び障害児入所支援の体制整備の双方の観点による一体的な方針の策定を受けて、障がい児支援の両輪として、相互に連携をとりながら進めていきます。また、障害児通所支援及び障害児入所支援は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。
- (4) 障がい児の子ども・子育て支援等のニーズを把握し、保育所・放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れ体制の検討を行います。

#### 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- (1) 障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要になっています。また、障がい児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、庁内においても町教育委員会との連携を図ります。
- (2) 障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても町教育委員会との連携を図ります。



### 3 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

### 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

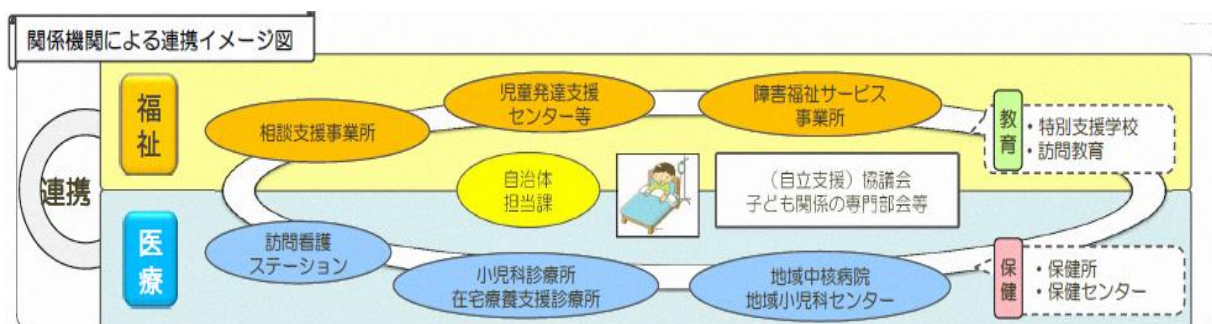
- (1) 重度心身障がい児及び医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図ります。

また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するものとします。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう協議していきます。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進します。

- (2) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援を行うよう努めます。
- (3) 虐待を受けた障がい児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

【医療的ケア児支援に関する連携イメージ図】



※コーディネーターの役割：

- 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供につなげる。
- 自立支援協議会に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児支援のための地域づくりを推進する。

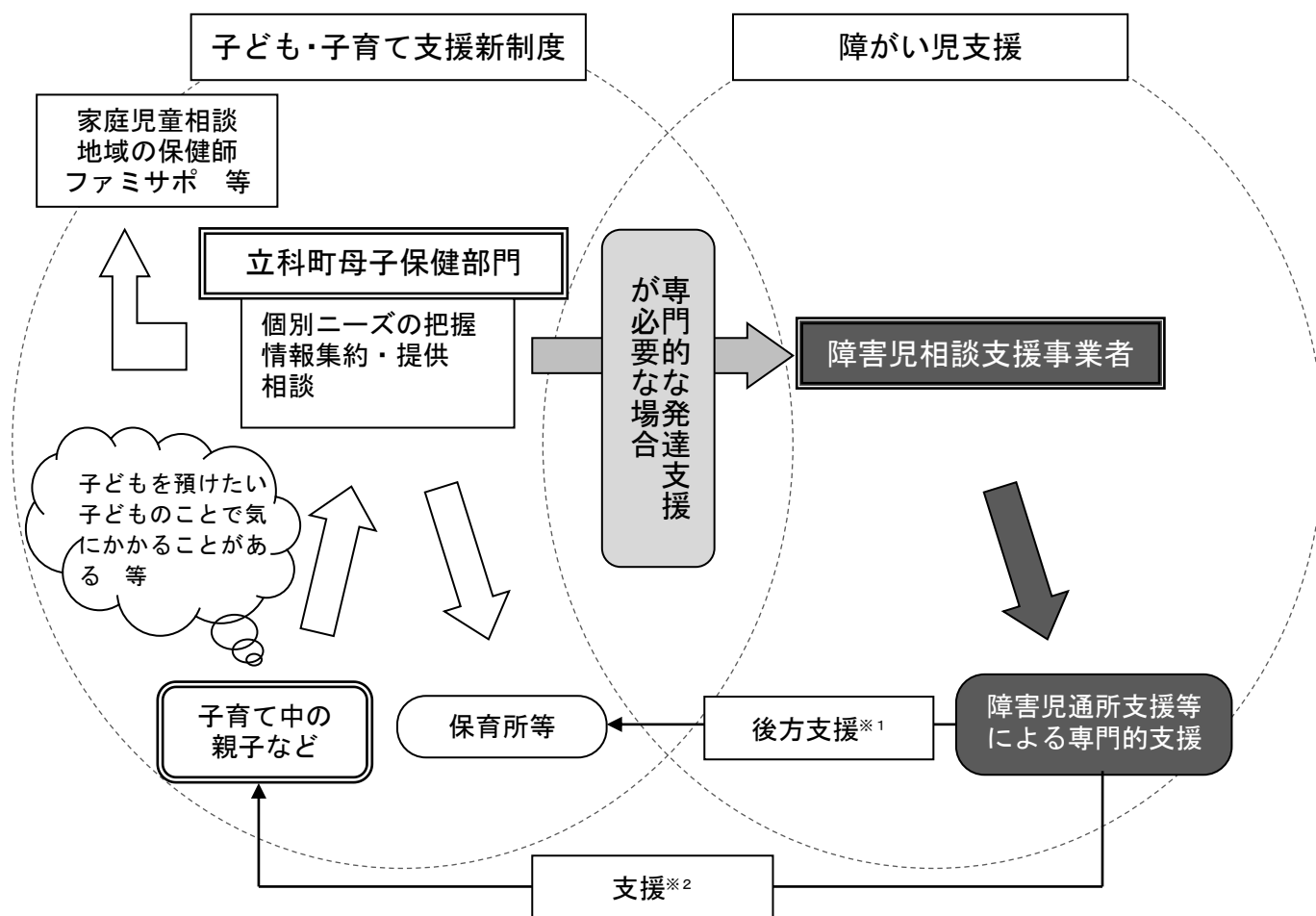
## 5 障害児相談支援の提供体制の確保、「子ども・子育て支援新制度」 との連携

障害児相談支援は、障がいの疑いの段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」\*との連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

### ※子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業。立科町では利用支援事業を「立科町子育て世代包括支援センター事業」として取り組んでいます。

【障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」との連携推進イメージ】



- ※1：保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。  
 ※2：障害児等療育支援事業（自宅訪問による療育指導）の活用。

## 第2節 令和5年度までの成果目標等

国の基本指針を踏まえ、令和5年度を目標年度とし、障がい児支援のための提供体制整備の目標を設定しました。

### 【国の基本指針】

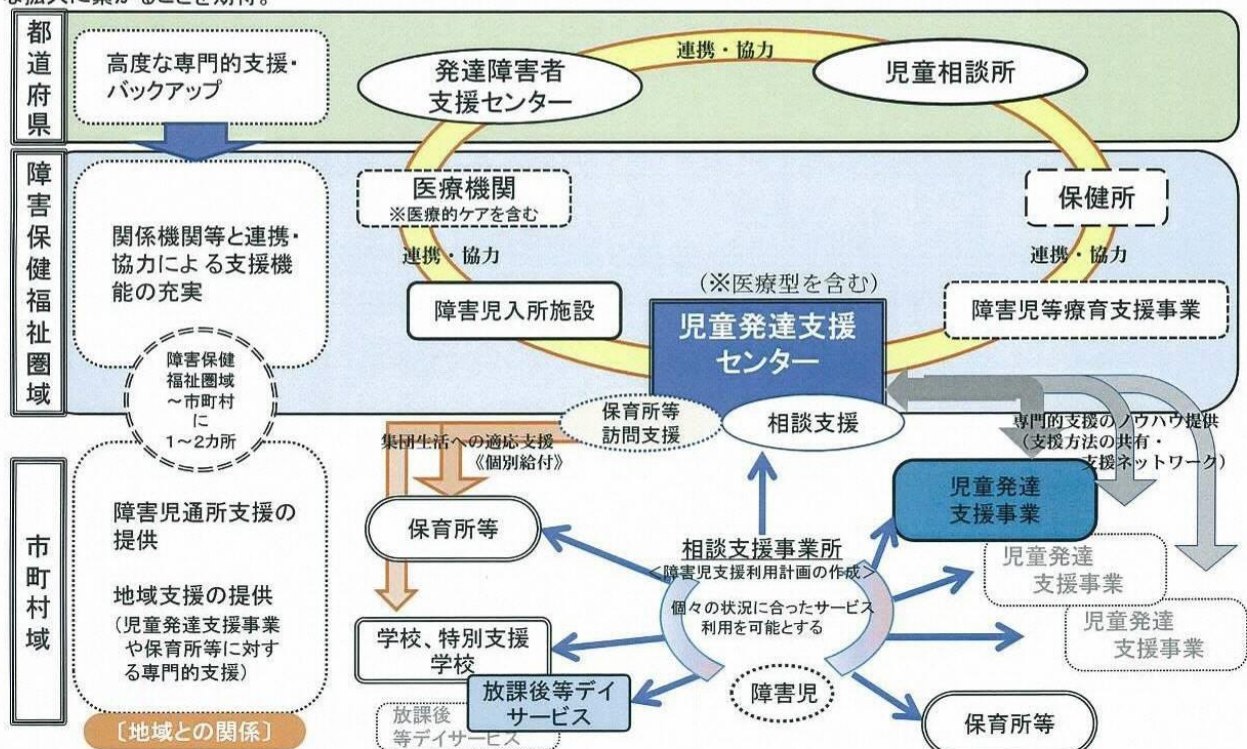
- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- 主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置をする。

### 1 児童発達支援センターの設置

令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和5年度までに、佐久圏域での整備を検討		

### 【地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ】

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



## 2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和3年度	令和4年度	令和5年度
佐久圏域では令和2年度に利用できる体制はできている。更に利用しやすい環境づくりを行う。		

## 3 主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和3年度	令和4年度	令和5年度
佐久圏域では令和元年度に事業所の確保ができている。必要な支給量を供給できる事業所数を確保していく。		

## 4 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

令和3年度	令和4年度	令和5年度
佐久圏域で2名の配置をする。		

### 第3節 障がい児支援サービスの利用状況と見込量

令和3年度から令和5年度までの、障がい児福祉サービスの利用状況と必要量の見込みは次のとおりです。必要量の見込みは、これまでのサービス利用実績やアンケート調査、国の方針等を勘案し算出しています。

項目	内容	
サービスの 内容	児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。
	放課後等デイサービス	学校通学の障がいのある子どもに対し、放課後や学校の休日、夏休み等長期休業中において、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。
	障害児相談支援	障がい児通所等サービスを利用する場合、障がい児の心身の状況や保護者の利用意向等を勘案し指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援利用計画を策定します。計画策定後、モニタリングを行いサービスの見直しや保護者の相談等も行います。
	福祉型児童入所支援	障がいのある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉サービスを行います。
	医療型児童入所支援	障がいのある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉サービスにあわせて治療も行います。
見込量確保 の方策	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づき、支援に関わる関係機関との連携を図る役割を果たします。健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システムの構築に努めます。
	見込量確保の方策	障害児通所支援は、障がい児が身近な地域において専門的な療育支援や発達支援を受けるために必要なサービスであり、障がい児一人一人のニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

(数値はひと月あたり)

サービス種別			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	計画値	人日	33	42	54	2	4	8
		人	6	8	10	1	1	2
	実績値	人日	11	2	2	/	/	/
		人	3	1	1	/	/	/
医療型児童発達支援	計画値	人日	5	5	5	0	0	0
		人	1	1	1	0	0	0
	実績値	人日	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/
放課後等デイサービス	計画値	人日	160	168	176	115	125	125
		人	20	21	22	11	12	12
	実績値	人日	67	83	91	/	/	/
		人	9	10	9	/	/	/
保育所等訪問支援	計画値	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日	0	0	0	/	/	/
		人	0	0	0	/	/	/
居宅訪問型児童発達支援	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	/	/	/
障害児相談支援	計画値	人	7	8	9	6	7	7
	実績値	人	6	5	5	/	/	/
福祉型児童入所支援	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	/	/	/
医療型児童入所支援	計画値	人	0	0	0	0	0	0
	実績値	人	0	0	0	/	/	/
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	計画値	人	0	0	0	0	0	2 (佐久圏域)
	実績値	人	0	0	0	/	/	/

## 第4章 推進体制等

---

### 第1節 サービス見込量確保のための方策

#### 1 障がい者等に対する情報提供

障がい者の自己選択、自己決定を尊重し、障がい者の地域生活を支援するには、正確な情報を迅速かつ丁寧に伝えていくことが必要です。

そのためには、制度の普及・啓発活動を実施し、利用できるサービスや、事業者情報を提供することに努め、身近な地域における社会資源に関する情報の収集、提供を図ります。

また、障がい児に対する支援として、情報提供や生活相談及び保護者間の交流の場として、定期的に保護者が集える場所の設置についても検討します。

#### 2 サービス提供体制の整備

既存の社会資源を積極的に活用しつつ、サービス提供事業者、医療機関との連携を強化し、適切なサービスと必要な量を提供できる体制づくりに努めます。

#### 3 各機関の連携の強化

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、サービスの適正な利用を支援する相談支援体制の充実、強化が不可欠です。

そのため、障がい者の自己決定を尊重しながら、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制整備に努めます。

相談支援を効率的に実施できるよう、障がい福祉サービス事業者、雇用、教育、医療機関等の関係機関との連携強化を図ります。

#### 4 ケアマネジメントの活用

障がい者の地域における生活を支援するために、適切なサービスの提供等の支援が必要です。

サービスの提供、支給決定にあたっては、障がい者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図ります。



## 第2節 推進体制

### 1 連携・協力の確保

障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境、情報等広範な分野にわたっていることから、本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内相互はもとより、国、県及びその他関係機関・団体並びに佐久圏域障害者自立支援協議会等と緊密な連携・協力を図ります。

### 2 広報・啓発活動の推進

#### (1) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を住民の理解を得ながら推進するため、行政はもとより、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日）等を通じて、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層による啓発活動を推進します。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について住民の理解を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

#### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

障がい及び障がい者に対する住民の理解を促進するため、障がいの特性や必要な配慮等について広報等の啓発を行います。

また、町教育委員会では障がいのあるこどもと障がいのないこどもの相互理解を深めるため、在学中の副学籍※等の交流教育を実施しています。

さらに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流を図り、地域社会における障がい者への理解の啓発に努めます。

※副学籍：

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

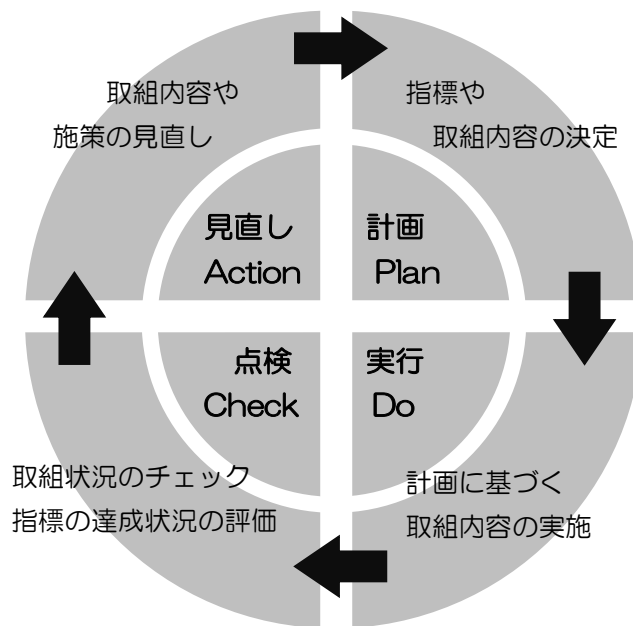
#### (3) ボランティア活動等の推進

児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

また、障がい者自身のボランティア活動を促進します。

### 3 計画の進行管理

「第8期立科町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の着実な目標達成に向けて、計画、実行、点検及び見直し（PDCA※）を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。



※PDCA：P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（点検）、A c t i o n（見直し）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

## 【 資料編 】

# 立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会設置及び運営要綱

---

平成11年6月18日

訓令第5号

(設置)

第1条 立科町高齢者福祉計画・立科町介護保険事業及び立科町障害者福祉計画の策定に当たり、町内における高齢者・障害者の介護・福祉サービスの基盤整備のあり方等について、広範囲にわたる分野からの意向を反映させるため、立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画の策定について、意見を述べる。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- (1) 立科町議会議員
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 介護保険被保険者又は高齢者を代表する者
- (4) 身体障害者又は知的障害者福祉協会代表
- (5) 福祉事業サービス関係者
- (6) 民生児童委員協議会代表
- (7) 行政機関代表
- (8) その他、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置くものとし、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 懇話会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(1) 高齢者福祉・介護保険事業部会

(2) 障害者福祉部会

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、立科町役場町民課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

# 立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

所 属	職 名	委 員 名
立科町議会	議長	森本 信明
立科町議会	社会文教建設常任委員会 委員長	森澤 文王
保健医療福祉関係	医療法人白樺会柳澤医院 院長	柳澤 伸孔
保健医療福祉関係	ながい歯科医院 院長	永井 敏
高齢者代表	老人クラブ連合会長	清水 良徳
身体障害者福祉協会代表	会長	今井 剛健
民生児童委員協議会代表	会長	羽場 博直
福祉サービス事業関係	社会福祉法人 ハートフルケアたてしな 理事長	森澤 光則
福祉サービス事業関係	社会福祉協議会 会長	前所 正俊
福祉サービス事業関係	社会福祉法人 しらかばの会 たてしなホーム 理事長	山浦 俊一
ひまわりの会	会長	山浦 妙子
小諸養護学校保護者会	会長	両角 知恵子
行政機関	副町長	小平 春幸
幹事	町民課長	荻原 義行

## 用語の説明

用語	説明
<b>あ 行</b>	
アセスメント	一般的には環境分野において使用される用語。福祉の分野では第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことを指し、援助活動に先立って行われる一連の手続き。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援や治療を行うサービス。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
<b>か 行</b>	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
協働	住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力しともに取り組むこと。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
グループホーム	「共同生活援助」を参照。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。

用語	説明
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
公共職業安定所	「ハローワーク」参照。
高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障がい者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障がい福祉サービス。
広汎性発達障がい	社会性の発達の遅れを中心とする発達障がいの総称。小児自閉症、アスペルガー症候群等が含まれる。
合理的配慮	障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
<b>さ 行</b>	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障がい福祉サービス。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
自閉症	発達障がいの一つで、①対人関係の障がい、②コミュニケーションの障がい、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴をもつ。現在では、何らかの要因で脳に障がいが起こったものとみなされており、知的障がいを伴う場合、伴わない場合がある。（知的障がいを伴わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。）
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。



用語	説明
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供する障がい福祉サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。雇成型（A型）と非雇成型（B型）がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障がい福祉サービスの利用にあたり、障がい者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児入所施設	入所した障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉型と医療型がある。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者雇用促進法	障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

用語	説明
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者週間	「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害者優先調達推進法	障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障がい者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。
障害年金	けがや病気により重い障がいを負ってしまったときに、支給される公的年金。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
ジョブコーチ（職業適応援助者）	障がい者等が、職場に適應することを容易にするため、事業所に派遣されたりし、職業習慣の確立や同僚への障がい者特性に関する理解の促進を図る者。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障がい者等について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障がい福祉サービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。

用語	説明
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後见人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
<b>た 行</b>	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。

用語	説明
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域防災計画	地域住民の生命、財産を災害から守るため、災害対策基本法に基づき、市町村の処理すべき事務や業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて、総合的かつ計画的な対策を定めたもの。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、ろう学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成19年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当。
<b>な　　行</b>	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
任意事業	地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。例えば、訪問入浴サービス、レクリエーション活動等支援、成年後見制度普及・啓発等。

用語	説明
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
<b>は 行</b>	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
避難行動要支援者	障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブともいう。児童福祉法等に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。

用語	説明
<b>ま 行</b>	
民生児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
<b>や 行</b>	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
<b>ら 行</b>	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。
理解促進研修・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。
リハビリテーション	自己・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。
レスパイト	介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい者（児）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

第 8 次 立 科 町 障 が い 者 福 祉 計 画  
第 6 期 立 科 町 障 が い 福 祉 計 画  
第 2 期 立 科 町 障 が い 児 福 祉 計 画  
令和 3 年 度 ～ 令 和 5 年 度

発行：立科町

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

編集：立科町 町民課

TEL：(0267) 56-2311

FAX：(0267) 56-2310